

大田区地域福祉活動計画
推 進 委 員 会
(令和5年度 第4回)

○日 時：令和6年3月8日(金)14時00分～

○会 場：大田区社会福祉協議会 4階会議室

1. はじめに (進行：事務局)
2. 事務局長挨拶
3. 委員長挨拶
4. 報告事項 (経営計画の進捗状況について) (進行：委員長)
5. 審議事項
 - (1) 第7次大田区地域福祉活動計画答申案について [資料1]
 - (2) 意見交換
6. 答申 (進行：事務局)
7. 連絡事項その他
 - (1) 来年度の予定について
 - (2) 次回開催 令和6年5月27日(月)14:00～
会場：大田区社会福祉センター 4階会議室

第7次 大田区地域福祉活動計画 〔リボン計画〕

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

みんなでつくる 共につながりあう まち



社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人大田区社会福祉協議会

会長 中島 寿美

このたび、大田区社会福祉協議会では、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年を計画期間とする「第7次大田区地域福祉活動計画」を策定いたしました。

現在、少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、地域を取り巻く状況が大きく変化し、地域が抱える生活課題も、より一層多様化・複雑化してきております。

また、令和元(2019)年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大が、人々の生活に大きな影響を及ぼし、経済的困窮や社会的孤立など、新たな生活課題が顕在化しました。従来の仕組みでは、対応しきれないような課題が数多く生じております。

このような課題解決に向けては、地域の中でお互いに支えあう地域共生社会の実現が求められています。

大田区では、地域共生社会の実現に向けて、「大田区地域福祉計画」を策定し、地域の中で安心して、その人らしく充実した生活を送れるようにするための、考え方や方向性が示されています。本計画の策定においても、「大田区地域福祉計画」との整合性を図りながら策定し、今後も、さらなる連携・協働を図り、一体的に推進してまいります。

本計画では、「みんなでつくる 共につながりあう まち」という基本理念のもとに、基本目標ごとに定めた「5年後の地域の姿」を目指して、地域福祉活動の中心となる住民や地域の様々な団体の皆様、福祉事業者、企業などと連携・協働しながら、当社会福祉協議会も一緒に取り組んでまいります。今後も、皆様のより一層のご理解・お力添えを賜りたく、お願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、大田区地域福祉活動計画推進委員会の委員の皆様、住民懇談会にご参加いただきました皆様、計画の意見募集にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画策定の体制	3
5 計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係	3
6 大田区における圏域の考え方(大田区地域福祉計画より)	4
第2章 地域共生社会の実現に向けた地域の現状と課題	5
1 地域共生社会の実現に向けた考え方及び施策の動き	5
2 新たな社協の考え方と地域福祉活動計画に求められること	9
3 大田区を取り巻く福祉の現状	10
4 大田区地域福祉計画実態調査結果から見える地域の現状と課題	12
5 前計画(第6次大田区地域福祉活動計画)の取組の実績について	18
6 前計画(第6次大田区地域福祉活動計画)までに見えてきたこと	23
7 住民懇談会開催結果	25
8 本計画策定にあたり取り組むべき課題の整理	28
第3章 第7次大田区地域福祉活動計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
第4章 計画の内容	33
1 「計画の内容」の見方	33
2 計画の体系	34
基本目標1 顔が見える関係を大切にすまち	36
取組1 日常的にゆるやかにつながり、災害時などに助けあえる関係性をつくろう。	37
取組2 地域で暮らす人々や、活動を行う団体、企業がつながりあえる場をつくり、 地域の中での困りごとを受けとめよう。	40

基本目標2 自分の居場所や役割があるまち	44
取組3 地域の活動などに参加したり、役割の担い手になったりすることで、 いきいきと過ごせるようにしよう。	45
取組4 居場所を提供する団体などを支援し、人が集う機会や役割を増やそう。	48
基本目標3 身近なところでささえあうまち	53
取組5 地域の中には気軽に相談できる場所(人)がある(いる)ことを知り、 ひとりで悩んでいる人がいたらそのことを伝えよう。	54
取組6 ボランティア活動や企業などの地域貢献活動を通じて、地域の中の困りごとを 受けとめ、みんなで支えあおう。	57
基本目標4 お互いを認めあい誰もが自分らしく暮らせるまち	61
取組7 地域で暮らす様々な人たちへの理解を深めるために福祉学習に参加しよう。	62
取組8 障害や認知症などの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるよう、 権利擁護の推進をはじめとした支援について理解しよう。	66
 第5章 計画の実現に向けて	72
1 計画推進にあたっての考え方	72
2 計画の評価と進行管理	72
3 大田区地域福祉計画との一体的な推進	73
 参考資料	75
1 用語解説	75
2 大田区地域福祉活動計画推進委員会	79
3 第7次大田区地域福祉活動計画の策定過程	82

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

大田区社会福祉協議会(以下、「大田区社協」)は、昭和 58(1983)年に2か所あった大田西社協と大田東社協が合併し、設立されました。設立以来、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざし、社会福祉法人としての高い公益性と民間団体としての自主性を持つ組織として、大田区の地域福祉の推進に取り組んできました。

平成8(1996)年に第1次大田区地域福祉活動計画を策定以降、大田区社協は地域住民のみなさんや地域で活動されている個人・団体・機関のほか、民間企業と協働しながら、地域の福祉課題の解決に向けて取組を進めてきました。

その一方で近年では、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯、また生活に困難を抱える世帯のお子さんや外国にルーツがある世帯など、適切な支援につながれなかったり、制度の狭間で支援を十分に受けられなかったりする人がいます。

さらに令和2(2020)年に世界各地で感染が広がった新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのつながりの一層の希薄化や生活に困難を抱える人の増加など、新たな課題も生まれています。

こうした地域・社会の変化のなかで、大田区社協では、各地域における住民主体の地域福祉活動の支援とともに、地域福祉コーディネーターを配置し、多様な関係機関とも連携した活動を展開してきました。

令和元(2019)年 10 月に策定した第6次大田区地域福祉活動計画では、大田区地域福祉計画と連携・協働し、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」の関係を超えて、住民一人ひとりが地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて取り組んできました。

その後、令和3(2021)年の社会福祉法の改正により、地域共生社会を実現していくための1つの手法として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援からなる「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されています。

本計画は、第6次大田区地域福祉活動計画の計画期間が終了するのに伴い、上述の背景やこれまでの取組をふまえて、住民が主体となって大田区における地域福祉を進めていくために、地域のさまざまな個人や団体などと連携・協働して取り組むこと、大田区社協が率先して取り組むことを整理し、「第7次大田区地域福祉活動計画」(以下、本計画)として策定するものです。

2 計画期間

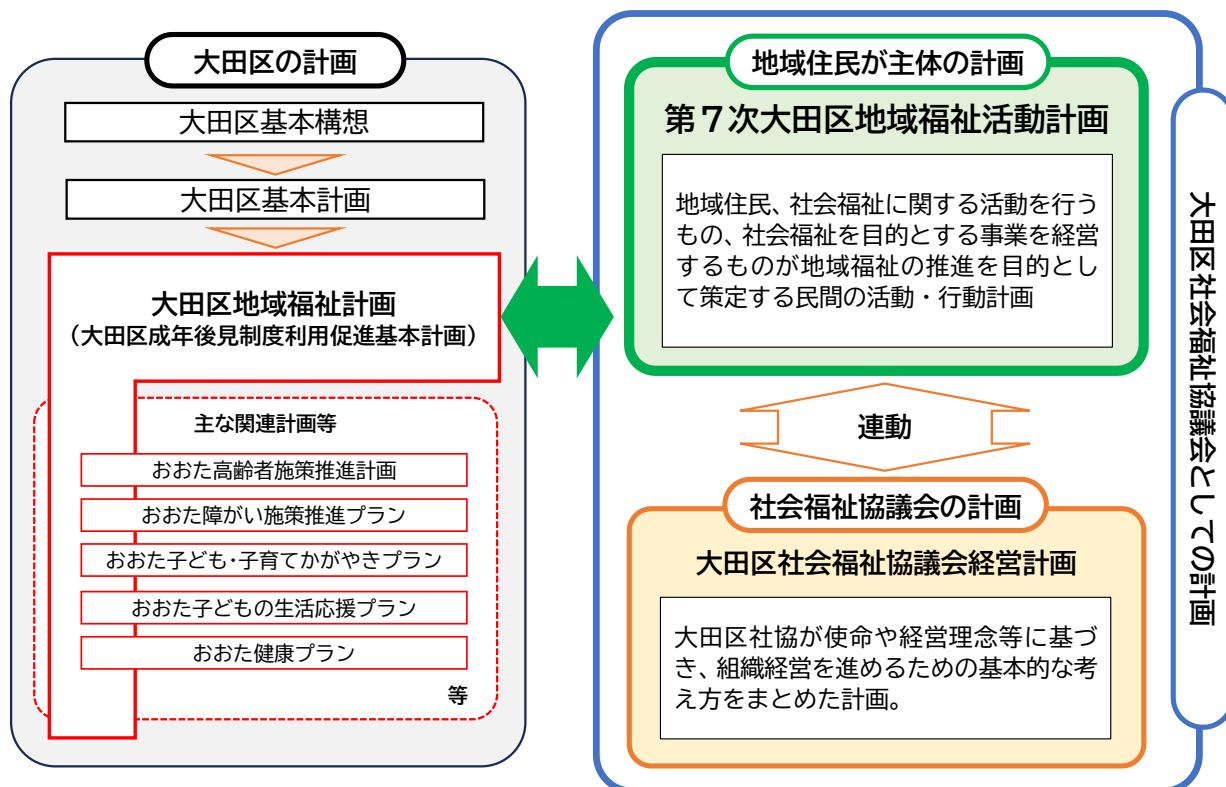
本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

	平成31	令和									
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
大田区地域福祉計画 (大田区成年後見制度 利用促進基本計画)	(平成31・令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)					(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)					→
大田区 地域福祉活動計画 (リボン計画)	第5次	第6次大田区地域福祉活動計画				第7次大田区地域福祉活動計画					→
大田区社会福祉協議会 経営計画						大田区社会福祉協議会経営計画					→

3 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉の推進を目的とした「住民が主体の活動・行動計画」です。大田区が策定する「大田区地域福祉計画」と連携・連動しながら取組を進めます。

さらに、大田区社協が策定する「大田区社会福祉協議会経営計画(以下、「経営計画」)」と連動しながら展開していきます。



4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や区内の地域活動団体、NPO法人、社会福祉法人、大田区職員などから構成される大田区地域福祉活動計画推進委員会にて計画内容の審議を行いました。

また、住民のみなさんの想いを計画に反映するために、令和5(2023)年の7月と12月の住民懇談会の開催をはじめ、ホームページなどで計画案をお示しし、いただいたご意見を計画策定に活用いたしました。

合わせて、大田区が策定する「大田区地域福祉計画」との整合性を図りつつ、共に目指す「大田区らしい地域共生社会の実現」に向け、両計画が連携・連動する内容となるように策定を進めました。

5 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年までに達成すべき全世界共通の目標です。目標は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと169のターゲットから構成されています。

大田区では、目標の達成に寄与するために令和4(2022)年3月に「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」を策定するなど、区の施策・事業を目標と紐づけながら取組を進めており、令和6(2024)年1月には区民・企業・関係団体等、多様な主体のSDGsに関する行動変容を一層促し、具体的な取組につなげていくために、大田区オリジナルSDGsロゴマークを作成しています。

大田区オリジナル
SDGsロゴマーク

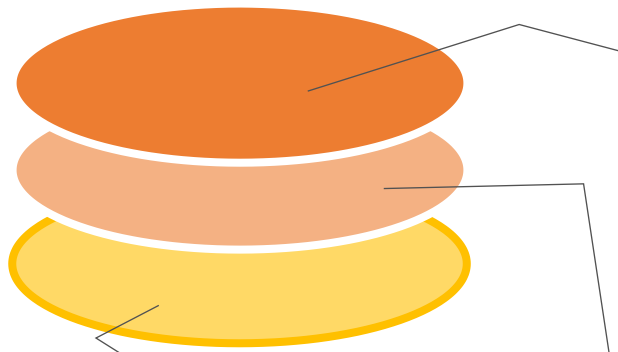


SDGsが掲げるスローガンや17の目標は、地域福祉と深く関連しており、本計画と連携・連動する大田区地域福祉計画とともに地域福祉を進め、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。



6 大田区における圏域の考え方（大田区地域福祉計画より）

大田区地域福祉計画では、地域福祉に関わる多様な主体が活動しやすい範囲と、相互の関係性についての実情をふまえ、以下の3層の圏域をもとに、地域生活課題の発見と解決を図ることとされています。



●区全域

日常生活圏域、基本圏域における取組みを下支えし、区全域にわたる分野横断の課題の検討を行い、課題解決に取り組みます。

例) 分野横断による庁内の連携体制の構築を目的とした「地域共生社会推進本部」

●日常生活圏域(18特別出張所の区域)

住民に身近な地域において、住民同士の主体的な支えあい、地域力による気づき・見守りを推進していく圏域です。制度や分野にとらわれず、地域資源の活用を速やかに行うことで、早期発見・早期対応につなげます。また、今後、より身近な圏域において、区民の困りごとを受け止める機能の強化を図ります。

●基本圏域(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)

区や専門機関が高齢者、障がい者、子どもなどの各分野ごとに専門性を持って支援を行う単位(圏域)です。また、分野横断のチーム支援を重層的支援会議等の活用により、強化します。

例) 地域福祉課による多機関協働事業等

出典: 大田区地域福祉計画より

第2章

地域共生社会の実現に向けた地域の現状と課題

1 地域共生社会の実現に向けた考え方及び施策の動き

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉施策が拡充され、社会福祉協議会が果たす役割は、ますます重要になっています。

ここで、大田区社協がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の前提となる、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの考えについて、また、本計画の背景となる、包括的支援体制などの地域福祉施策の動向について、地域との実践の視点から整理を行い、本計画の前提とします。

(1) ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン

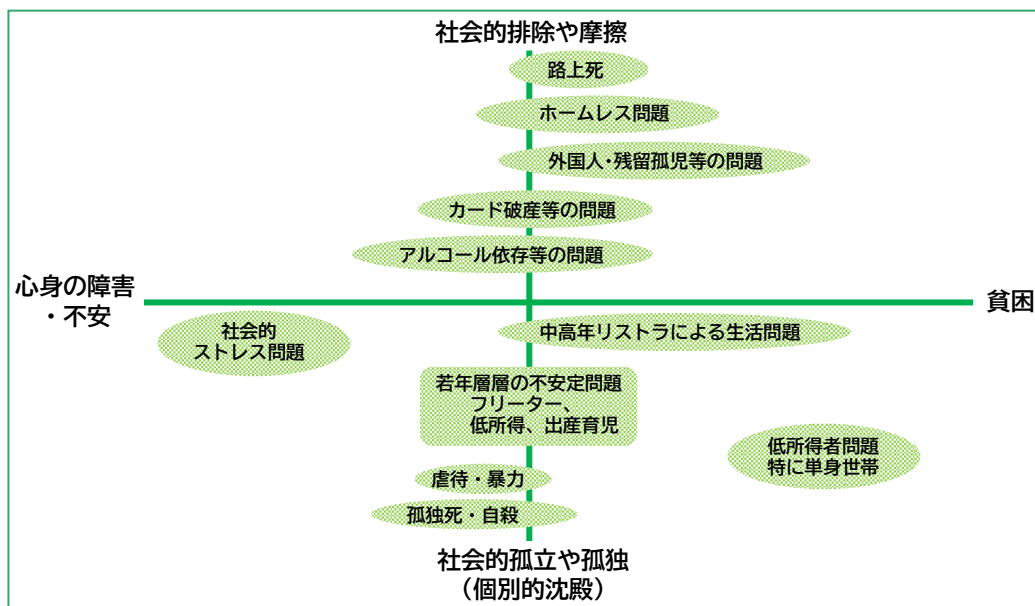
ノーマライゼーションは、「障害者も健常者も等しく暮らすことができる社会」をめざす福祉の理念として国際的に浸透してきた考え方です。日本においても、障害者福祉のみならず、現在はあらゆる社会福祉の基本的な理念として用いられています。

また、ソーシャル・インクルージョンは、ノーマライゼーションを基礎に、「多様性をもったすべての人を社会が受け入れ、だれも排除することなく包摂すること」を目的とする考えです。

日本では平成12(2000)年12月に厚生省(当時)の「社会的な擁護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」で提唱されて以来、教育や福祉分野に広がり、社会福祉協議会が取り組む今日的な福祉課題の解決に向けた「つながりの再構築」というキーワードへとつながっています。

この2つの概念は、大田区社協がめざしている、人としての尊厳が守られ、一人ひとりがその人らしく生きることができる地域づくりを進めることの前提となるものです。

【現代社会の社会福祉の諸問題】



出典：厚生省「社会的な擁護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」(平成12(2000)年)より

(2) 社会福祉法改正の動向

地域共生社会の実現をめざした地域福祉は、平成 12(2000)年社会福祉法による「住民主体の地域福祉の推進」を皮切りに、「地域共生社会の実現」をめざした2度にわたる社会福祉法改正により、包括的支援体制の構築と重層的支援体制の整備が制度化されました。

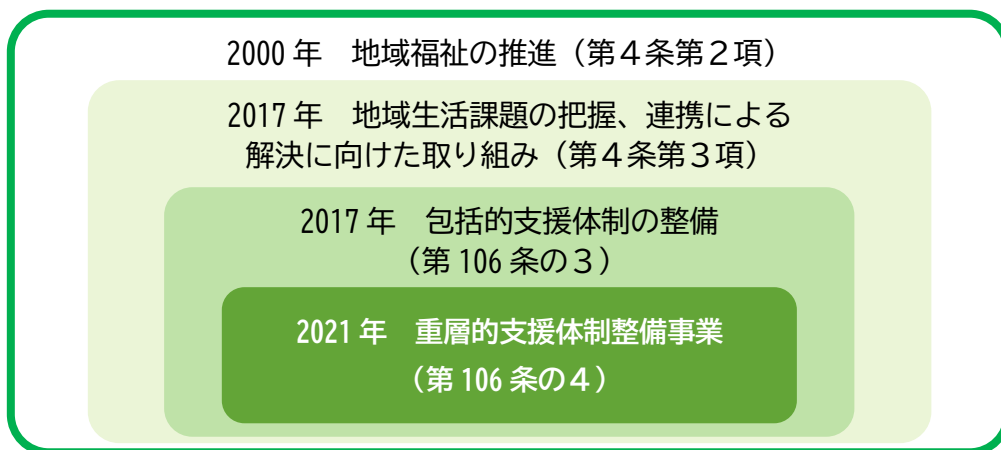
① 平成 29(2017)年度社会福祉法改正（包括的相談支援体制の構築）

- 第4条第1～3項「地域福祉の推進」の見直し（「地域住民等」の規定、「地域生活課題」を把握・分析し解決する推進方法が明記、「本人及び世帯」の視点、「関係者との連携」の強化）
- 第 106 条3項 市町村における包括的支援体制の整備
- 第 107 条・108 条 計画策定が努力義務に。福祉各分野計画の「上位計画」に。進行管理の必要性

② 令和 3(2021)年度社会福祉法改正（重層的支援体制事業の創設）

- 第 107 条 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制整備事業」の創設（断らない相談支援・参加支援、地域づくりに向けた支援。一体的実施に向けて交付金交付）

【社会福祉法における包括的支援体制づくりの位置付け】



(3) 地域福祉の施策化・政策化の動向

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進とあわせて、既存の制度やサービスによる解決が困難な課題を解決していくための、さまざまな法律や施策が推進されています。

① 地域共生社会の実現をめざす重層的支援体制整備事業

（改正社会福祉法（令和3(2021)年4月施行））

重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に行うもので、地域生活課題への対応とつながりの再構築の活動そのものです。社会福祉協議会（以下、「社協」）は今後、住民を中心として、行政や関係機関と連携しながら、その役割を発揮しなければなりません。

② 生活困窮層への幅広い支援

(生活困窮者自立支援法(平成27(2015)年4月施行))

生活困窮者の自立と尊厳、並びに包括的な地域づくりをめざした生活困窮者自立支援法が創設され10年近くが経過しました。

近年では、家族、生活・家計、住まい、教育、福祉、健康保険・医療、就労、自殺対策、まちづくり分野などと連携した生活困難層への幅広い支援とソーシャルワークの質の向上や社会資源とのネットワークが課題であり、検討が進められています。

③ 地域の視点に立った成年後見制度の利用促進

(第二期成年後見制度利用促進計画(令和4(2022)年閣議決定))

成年後見制度は認知度が低く、利用の伸び悩みなどが課題となっていました。そこで、改正社会福祉法を受けて、成年後見制度を「地域共生社会の実現」に向けた仕組みの一つとして、必要な人が成年後見制度を利用しながら自分らしい生活を継続できるよう、本人の意思決定を支援するための関係機関の連携や人材の確保を含む、「地域連携ネットワーク」の拡充が盛り込まれました。

④ 認知症の人が希望を持って暮らせる社会へ

(共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5(2023)年6月公布))

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、国や自治体、関係機関と国民が一層連携を図ることとなりました。

とりわけ社協では、認知症の偏見をなくし、理解を深める啓発活動や、認知症とともに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

⑤ こども施策を社会全体で強力に推進

(こども基本法(令和5(2023)年4月施行))

国の取組・政策にこどもを中心に据える「こどもまんなか社会」の考え方が示され、令和5(2023)年4月には、こども施策の基本理念を定めた「こども基本法」の施行、そしてこども施策の新たな司令塔として「こども家庭庁」が創設されました。令和6(2024)年1月には、新たな「こども大綱」が成立し、こどもの視点とあわせ、切れ目のない支援やアウトリーチ型の支援、誰一人取り残さず抜け落ちることのない支援が重視されています。

本計画でも、大田区社協が重視してきた「予防的な関わりの強化、プッシュ型支援、アウトリーチ型支援」のあり方、ひとり親家庭への支援などの視点を広げ、施策の充実を進めることが必要です。

⑥ 孤独・孤立をなくし「つながり」が生まれる社会へ

(孤独・孤立対策推進法(令和6(2024)年4月施行))

住民が孤独・孤立になることを防ぐと共に、そのような状態にある人への支援をすることで、誰一人取り残さない社会や相互に支えあい、つながりあう社会をめざして創設されました。社協でも今後、多分野とも連携していっそう積極的に取り組んでいくことが求められています。

(4) 地域と実践の視点で見る包括的支援体制のサイクル

地域共生社会づくりをめざすソーシャル・インクルージョンなどの理念のもと、社会福祉法の包括的支援体制整備の必要性が法定化され、さらにその手法としての重層的支援体制整備事業が実施されています。

改めて、包括的・重層的支援の「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を地域の視点で捉え、大田区社協の今までの実践から見ると、この3つは重なりつながり合い、リング状に循環していると考えます。特に、生きづらさや社会的な孤立の状態にある人々への支援にはこうした「包括的支援」が必要です。

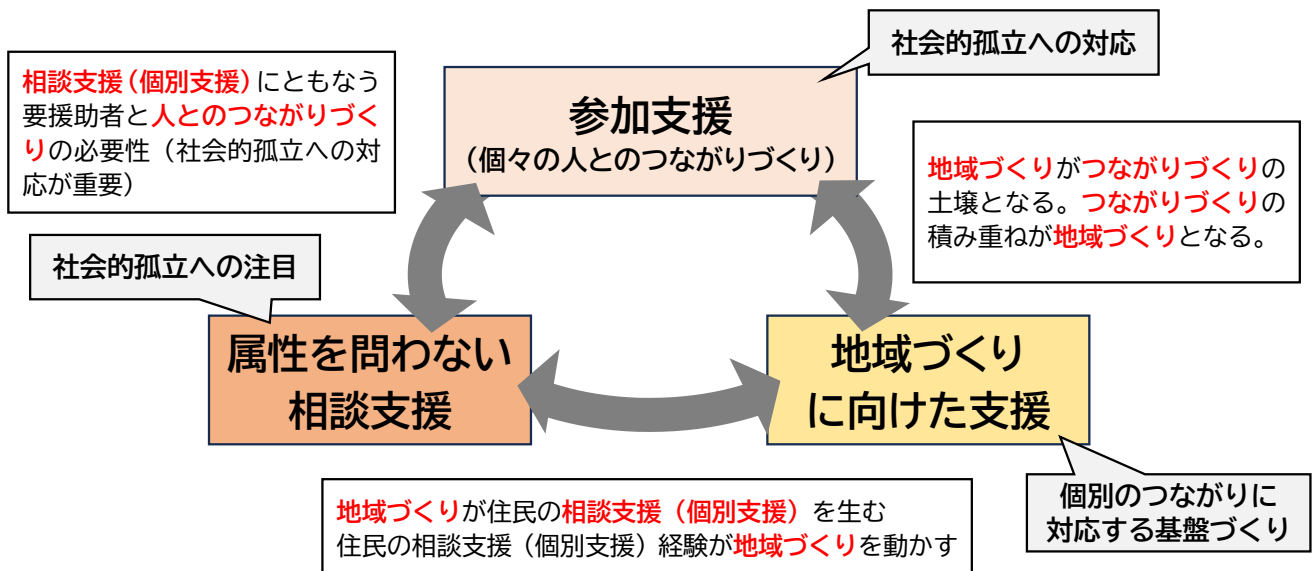
相談支援の内容はさまざまですが、人とのつながりづくりが大切であり、それが具体的な参加支援とつながります。その積み重ねが困りごとや生きづらさを抱えている人への寄り添った新たな相談支援を生みます(双方向)。

参加支援はその過程のなかで地域とのつながりを生み、地域のつながりが、その参加支援を支えます(これも双方向)。

その地域づくりの過程で住民どうしの敷居の低い困りごとなどの相談を含む相談支援を生み、また相談支援の経験が地域づくりを実現する力になります(これも双方向)。

こうした地域での支援の営みの中で大田区社協は、3つの支援が途切れないよう接着剤となり、リング状に発展するようネットワーク化していく役割があります。

【相談支援～参加支援～地域づくりのサイクル】



出典:日本福祉大学 渋谷篤男教授資料「包括支援体制を地域の立場で考えると」より

2 新たな社協の考え方と地域福祉活動計画に求められること

法制度の動向や地域生活課題の変化、各種の方針をふまえ、大田区社協においても新たな将来ビジョンを検討し、それに基づく「経営計画」を策定しています。経営計画では、本計画と連動する計画として、大田区社協が住民の多様な福祉ニーズに対応するとともに、区とのパートナーシップを発揮し、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を果たせるような戦略を立案しています。

また、これまでの社会経済の変化や地域のニーズの変化により、社協の役割はますます広がっています。特に、コロナ禍での特例貸付では社協のセーフティネット機能が発揮され、潜在化していた地域生活課題が浮き彫りになり、関係者との協働でさまざまな活動が生まれたことをふまえ、全国社会福祉協議会(以下、全社協)では、新たな「社会福祉協議会基本要項」を検討しているところです。

これらを鑑み、本計画を次の視点で進めます。

住民の全員参加による活動計画

全社協の新基本要項では、住民が地域コミュニティをつくる形成主体であり、各種社会資源・サービスを活用する主体であり、また福祉コミュニティづくりの推進主体であるとともに、地域で自分らしく暮らせる権利主体、地域を決定する決定主体でもある、と考えています。

そのため大田区社協では、すべての区民が参加し、人間らしい尊厳が保持できること、住民の力を信じていくことを理念に、本計画が住民主体の地域を支える活動計画となることをめざします。

住民ニーズを起点とする活動計画

大田区社協では、地域ニーズの変化に対応し、地域福祉コーディネーターと職員の地区担当制により、「個」や「一人ひとり」にきちんと向き合う個人支援、地域づくりを進めてきました。しかしながら今後は、潜在的ニーズも含めた住民の一層のニーズ把握や、それらをふまえた先駆的・開拓的なソーシャルアクションがますます必要になると考えます。

本計画が、区民ニーズを起点としていくために、住民懇談会や地域でのプラットフォームの実施を通して、本計画の立案・運営・見直しをしていくことをめざします。

住民の福祉活動を支える活動計画

社協は、協働体であり、実践する団体であり、実践を先んじて起こすという性格をもった組織です。その実績と特性を生かし、地域福祉推進の中核を担うとともに、住民や地域の関係者との協働により、誰もが地域社会の一員として包摂されるよう、地域の福祉活動を高めるための計画となることをめざします。

地域福祉計画と一体的に進める活動計画

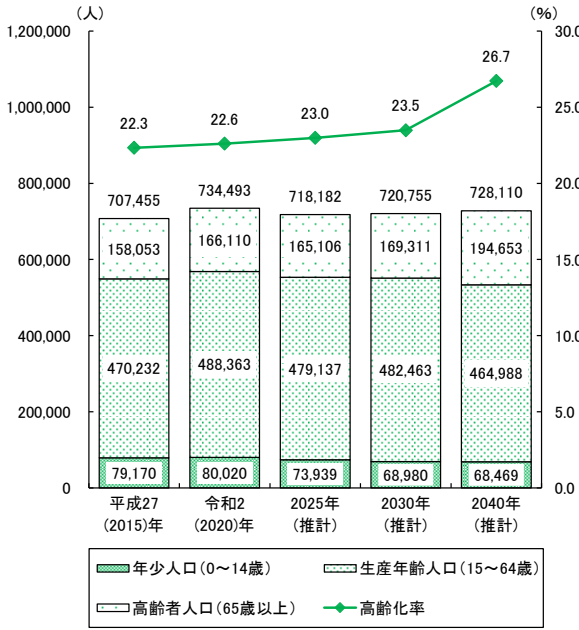
大田区地域福祉計画の推進、特に重層的支援体制整備事業の推進にあたっては、区民や事業者とともに、地域福祉の中核を担ってきた大田区社協の提言機能が期待されています。

大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、大田区地域福祉計画と本計画が「車の両輪」となり、大田区の地域福祉をより充実していけるよう、積極的に発信、提言することをめざします。

3 大田区を取り巻く福祉の現状

人口と人口推計の推移

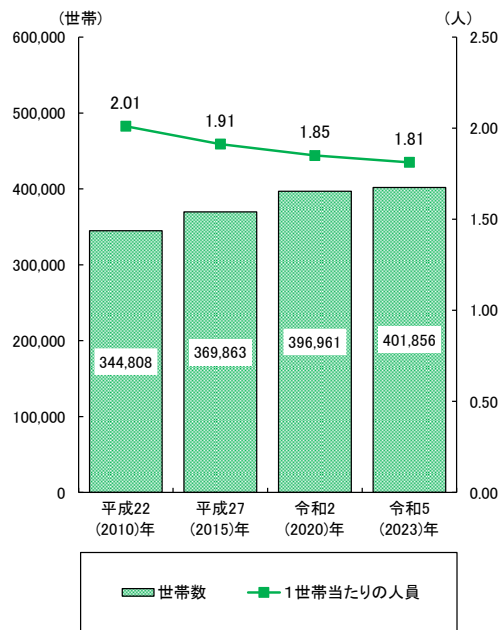
人口推計では、一時人口の減少後、再びゆるやかな増加を見込み、2040年には4人に1人が高齢者と見込んでいます。



出典：大田区住民基本台帳より(令和2(2020)年まで)(各年1月1日現在)
大田区人口推計(令和4(2022)年3月)より(2025年(推計)以降)
(各年1月1日現在)

世帯と世帯人員の推移

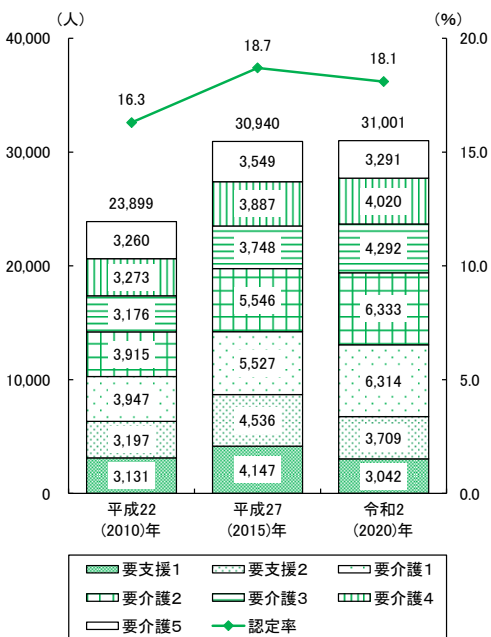
世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯あたりの人員は、平成22(2010)年以降では2.0人を割っています。



出典：大田区住民基本台帳より(各年1月1日現在)

要支援・要介護認定者数・認定率の推移

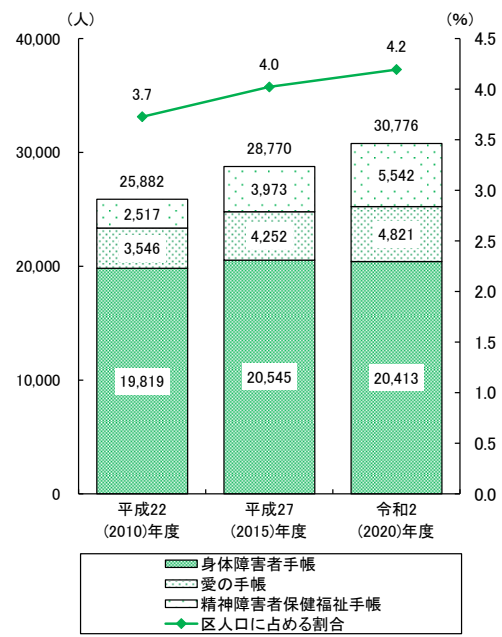
要支援・要介護認定者は、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて、急激に増加し、以降は横ばいで推移しています。



出典：令和5年度第1回大田区地域福祉計画推進会議資料より(各年9月末現在)

障害者手帳所持者数の推移

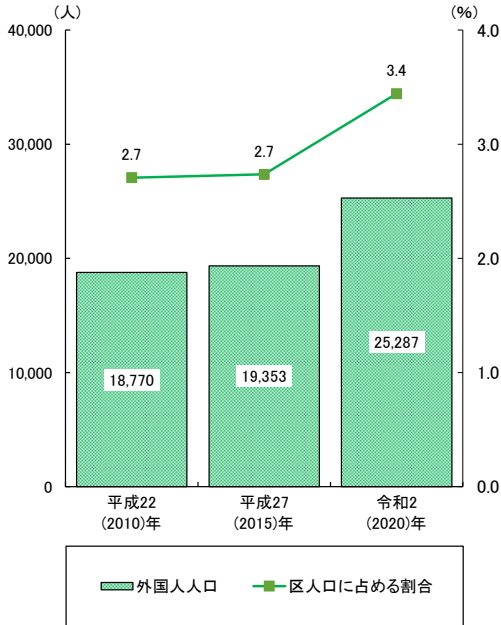
障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2倍以上の増加となっています。



出典：令和5年度第1回大田区地域福祉計画推進会議資料より(各年度3月末現在)

外国人人口の推移

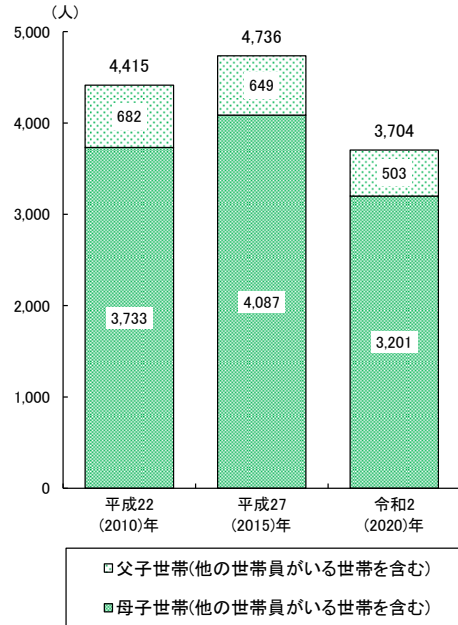
外国人の人口は、平成 27(2015)年から令和 2(2020)年にかけて増加しています。



出典: 住民基本台帳より(各年1月1日現在)

ひとり親世帯の推移

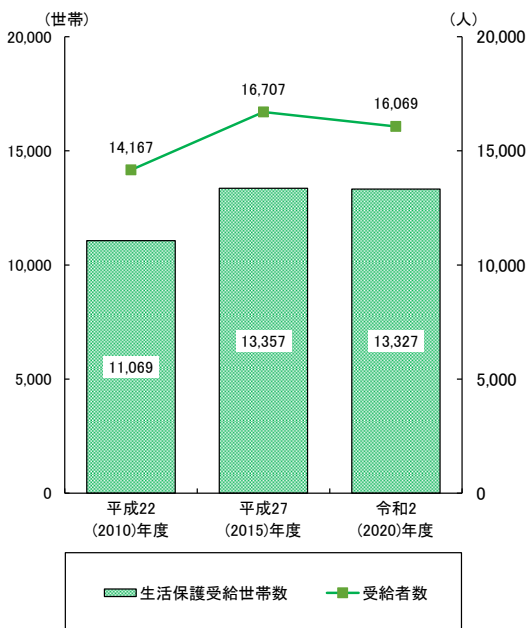
ひとり親世帯は、平成 27(2015)年から令和 2(2020)年にかけて、大きく減少していますが、世帯数は 3,700 以上です。



出典: 令和5年度第1回大田区地域福祉計画推進会議資料より(各年10月1日現在)

生活保護受給世帯・受給者の推移

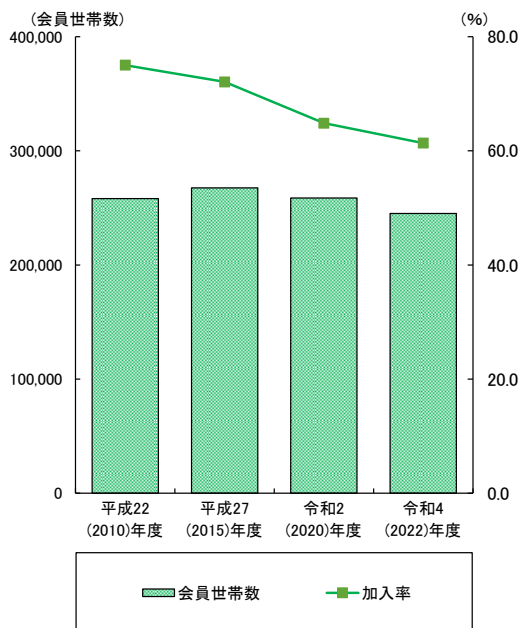
生活保護受給世帯、受給者ともに、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年にかけて増加し、以降では世帯数は横ばいで推移しています。



出典: 令和5年度第1回大田区地域福祉計画推進会議資料より(各年3月時点)

自治会・町会会員世帯数・加入率の推移

令和4年度の自治会・町会連合会の加入自治会・町会数は 218 となっています。会員世帯数、加入率はともに減少傾向です。



出典: 大田資料より

4 大田区地域福祉計画実態調査結果から見える地域の現状と課題

大田区は「大田区地域福祉計画」策定の参考とすることを目的に、令和4(2022)年度に住民(区民)や区内の地域団体に対して、日頃の地域との関わりや活動状況などをたずねた大田区地域福祉計画実態調査(以下、大田区実態調査)を実施しました。

大田区実態調査は、本計画を検討するうえで重要な資料であり、調査の結果から本計画に関連のある項目を抜粋しました。

【大田区地域福祉計画実態調査 調査概要】

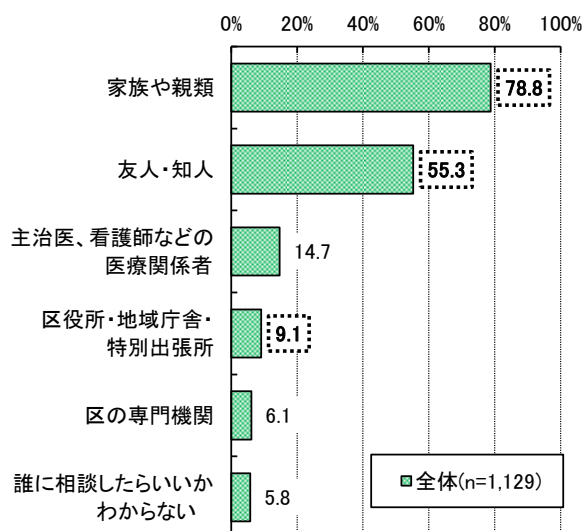
調査対象	区民 : 大田区在住の18歳以上の区民(令和4(2022)年10月1日時点) 3,000件 地域団体: 大田区内の自治会・町会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、区民活動団体 872件
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
回収結果	区民 : 有効調査数 2,987件、回収数 1,129件(郵送 722件・WEB407件)(37.8%) 地域団体: 有効調査数 792件、回収数 569件(郵送 415件・WEB154件)(71.8%)

(1) 困りごとや助けあいに関すること

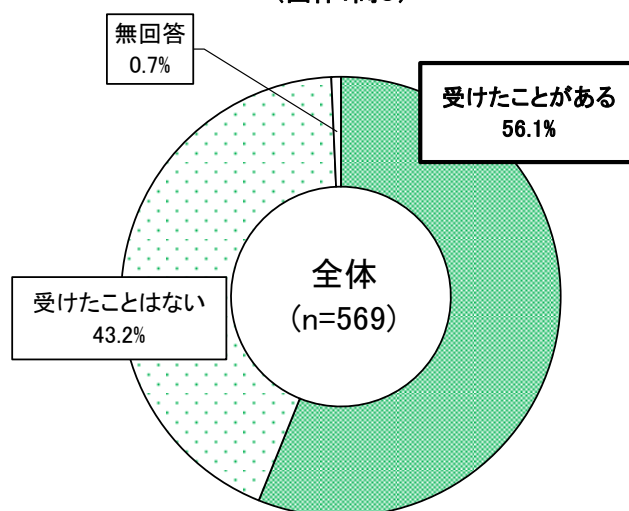
① 相談の状況

- ・ 区民の悩みや不安・困りごとの相談先は、「家族や親類」(78.8%)が最も多くなっています。(図表1)
- ・ 区民からの困りごとの相談を「受けたことがある」団体は、56.1%で半数以上となっています。(図表2)

図表1 悩みや不安・困りごとの相談先
(区民:問22一部抜粋)



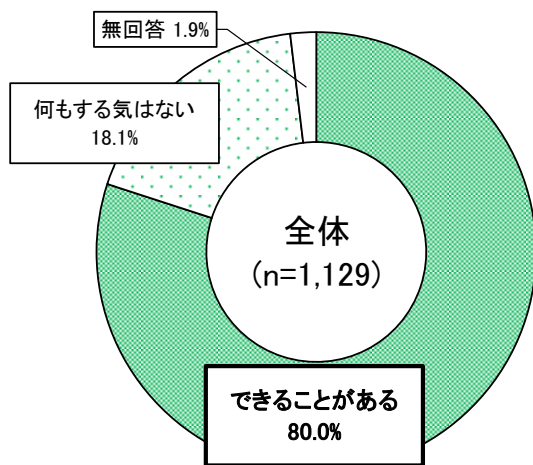
図表2 区民から困りごとの相談を受けた経験
(団体:問9)



② 地域や災害時のささえあい

- ・ 近隣の住民同士が自主的に支えあうために「できることがある」と回答した人は80.0%となっています。(図表3)
- ・ 災害時等に誰かに助けを「求めることはできない」と回答した人は9.7%となっています。(図表4)
- ・ また、大規模災害時に地域で「できることがある」と回答した人も80.0%で、災害時にできる活動の具体的な内容は、「身近な人の声かけ・安否確認」「地域の人たちと災害状況を共有すること」が54.4%となっています。(図表5)

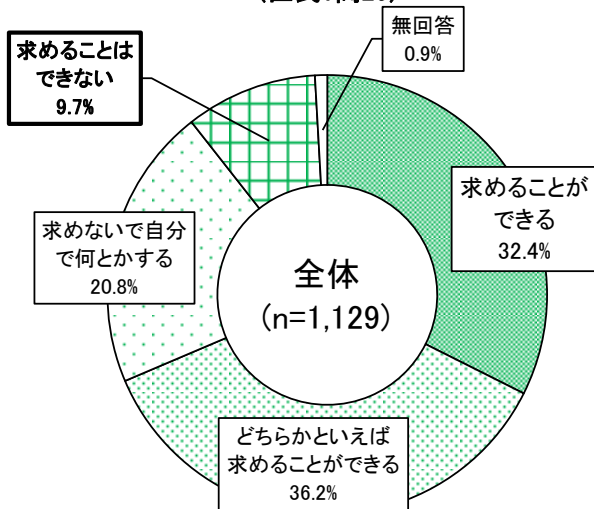
図表3 普段の生活で近隣の住民同士が自主的に支えあうために自分ができること(区民:問24)



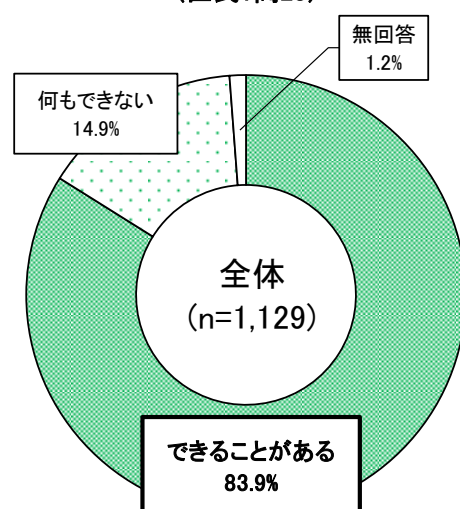
【できることの詳細、一部抜粋】

項目	%
近隣の方に積極的に挨拶をする	61.4%
近隣の方に日頃から積極的に声をかける	17.2%
地域活動やボランティア活動へ参加する	13.0%

図表4 災害時等に誰かに助けを求めることができるか(区民:問26)



図表5 大規模災害時に地域でできる活動(区民:問28)



【できる活動の詳細、一部抜粋】

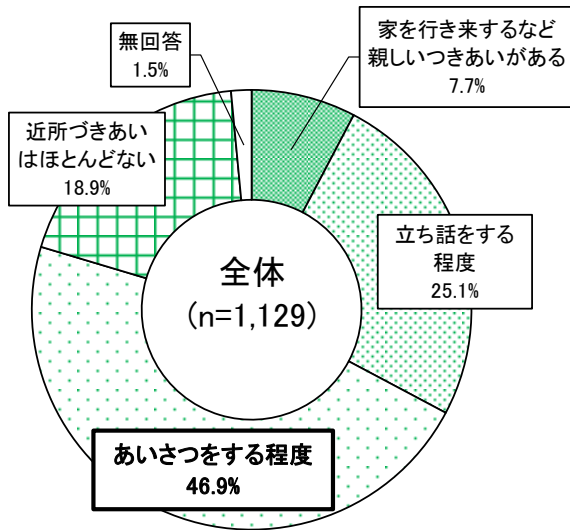
項目	%
身近な人への声かけ・安否確認	54.4%
地域の人たちと災害状況を共有すること	17.2%

(2) つながりや地域活動に関すること

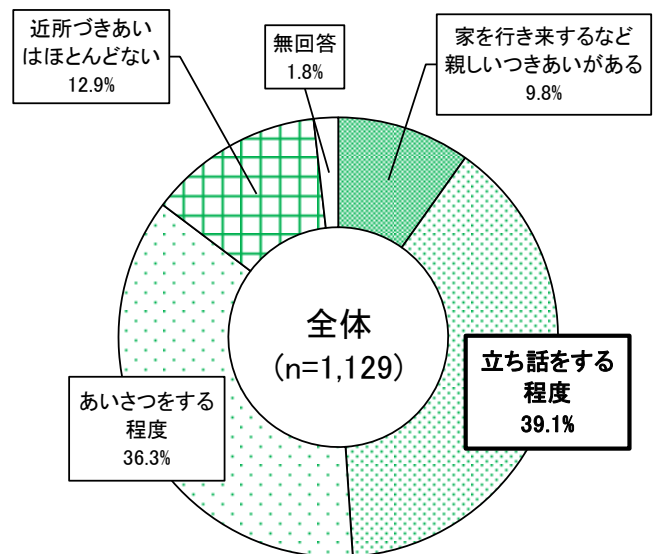
① 近所づきあい現状と希望

- ・ 現在の近所づきあいの程度は「あいさつをする程度」(46.9%)が最も多く、次いで「立ち話をする程度」(25.1%)となっています。一方で、「近所づきあいはほとんどない」と回答した人は18.9%となっています。(図表6)
- ・ また、今後の近所づきあいの希望では、「立ち話をする程度」(39.1%)が最も多くなっています。(図表7)

図表6 現在の近所づきあいの程度
(区民:問14)



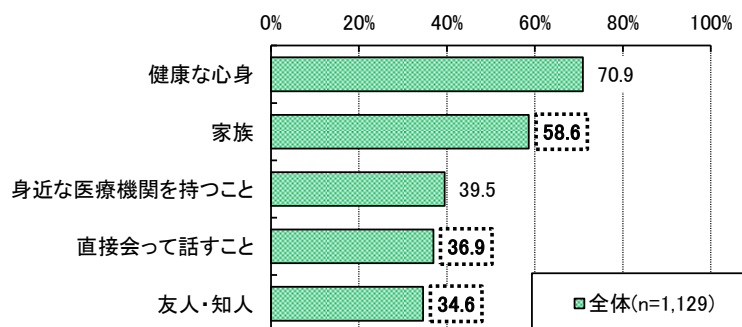
図表7 今後の近所づきあいの希望
(区民:問15)



① コロナ禍前よりも大切に思うようになったこと

- ・ 「健康な心身」が7割で最も多いですが、上位5位以内に「家族」(58.6%)、「直接会って話すこと」(36.9%)、「友人・知人」(34.6%)といった人とのつながりに関する項目が挙がっています。(図表8)

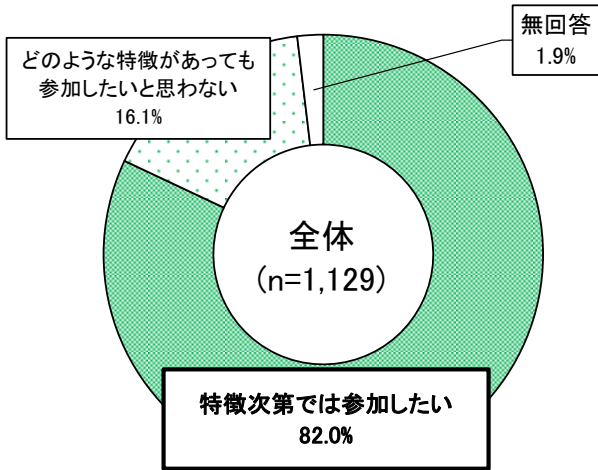
図表8 コロナの感染拡大前よりも大切に思うようになったこと
(区民:問8一部抜粋)



② 地域活動やボランティア活動に参加したいと思う特徴・内容

- ・ 地域活動やボランティア活動に「特徴次第では参加したい」人は、8割となっています。
- ・ 具体的な参加したい活動の特徴は、「単発・短時間で参加できるもの」(48.2%)、「自宅の近くで参加できるもの」(36.6%)、「一人でも参加できるもの」(28.5%)が多くなっています。(図表9)

図表9 地域活動やボランティア活動に参加したいと思う特徴(区民:問18)



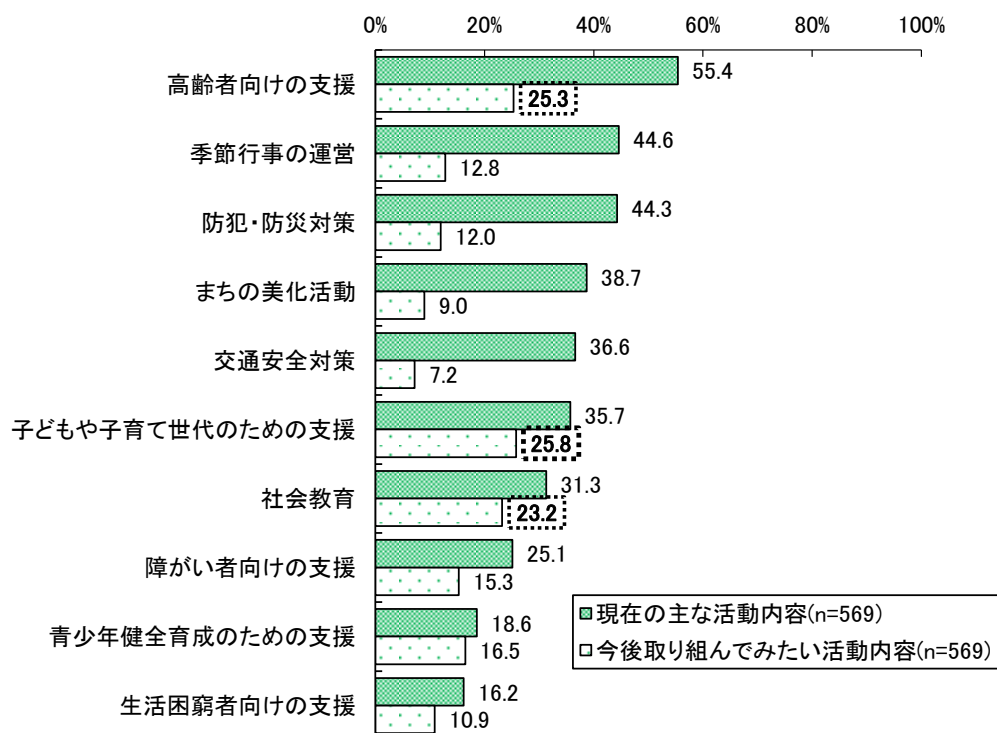
【特徴次第では参加したい人の詳細、一部抜粋】

項目	%
単発・短時間で参加できるもの	48.2%
自宅の近くで参加できるもの	36.6%
一人でも参加できるもの	28.5%

③ 地域活動団体の現在の活動内容・今後取り組んでみたい活動内容

- ・ 現在の主な活動内容は、「高齢者向けの支援」(55.4%)が最も多くなっています。
- ・ 一方で、今後取り組んでみたい活動内容では、「子どもや子育て世代のための支援」(25.8%)が最も多く、「高齢者向けの支援」(25.3%)、「社会教育」(23.2%)が続いています。(図表10)

図表10 団体が取り組んでいる現在の活動内容と今後取り組んでみたい活動内容(団体:問6・7一部抜粋)

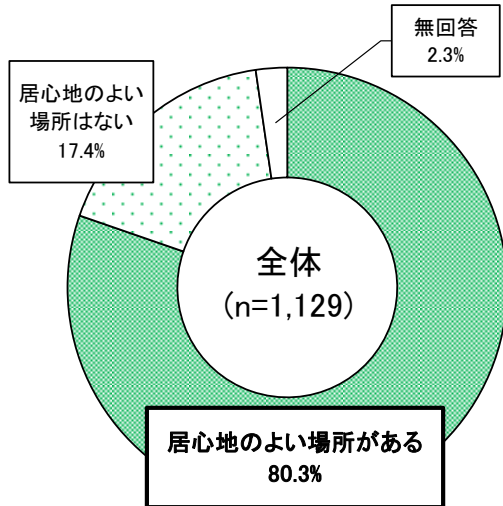


(3) 居場所に関すること

① 自宅以外の居心地のよい場所の有無と内容

- 自宅以外で「居心地のよい場所がある」と回答した人は8割で、具体的な場所は、「趣味や余暇活動の場」(38.9%)が最も多くなっています。(図表 11)

図表11 自宅以外で居心地のよい場所
(区民:問12)



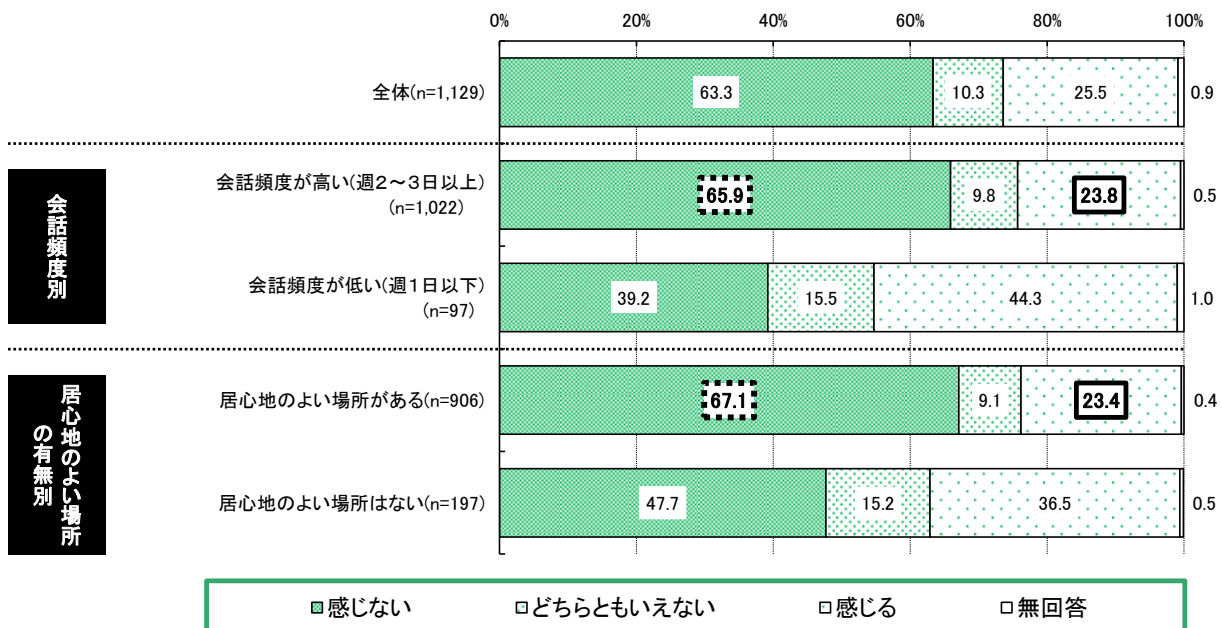
【居心地のよい場所の詳細、一部抜粋】

項目	%
趣味や余暇活動の場	38.9%
職場・学校	21.2%
公共施設	17.3%
友人・知人の家	15.1%
インターネット空間	12.7%

② 社会からの孤立感

- 「全く感じない」と「あまり感じない」を合計した<感じない>が、6割となっています。
- 会話の頻度別(家族や友人等と話す頻度が高い人と低い人)と居心地のよい場所の有無別に社会からの孤立感をみると、会話頻度が高い人、居心地のよい場所がある人は、孤立感を感じていなく、一方で、会話の頻度が低い人、居心地のよい場所がない人は孤立感を感じています。(図表 12)

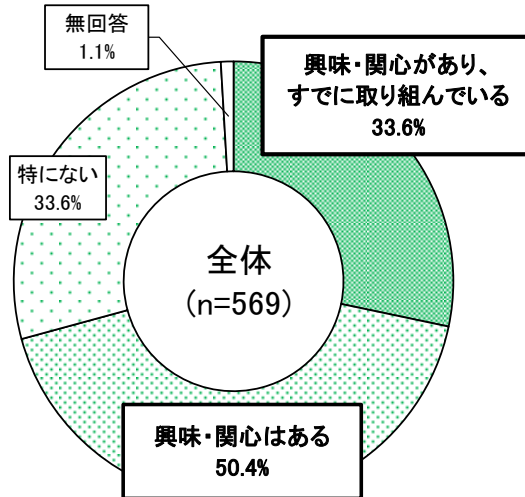
図表12 社会からの孤立を感じる人の割合(区民:問13)
(家族・友人等との会話頻度別と居心地のよい場所の有無別のクロス集計)



③ 地域の居場所の提供となるような取組に対する興味・関心

- ・ 地域の居場所の提供に「興味・関心はある」地域団体は5割、「興味・関心があり、すでに取り組んでいる」地域団体は3割となっています。(図表 13)

図表13 地域の居場所の提供となるような取組みへの興味・関心度合い(団体:問8)

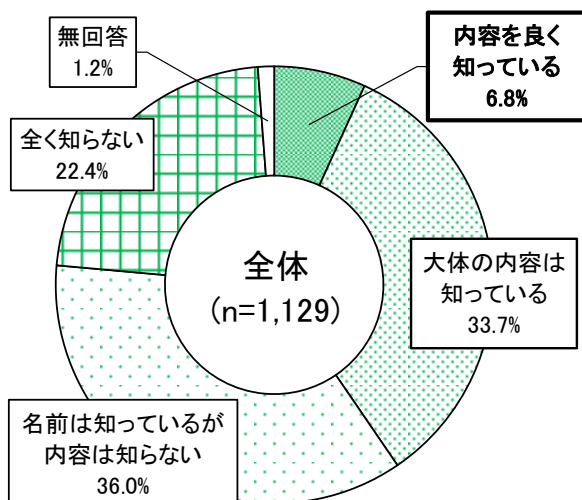


(4) 成年後見制度に関すること

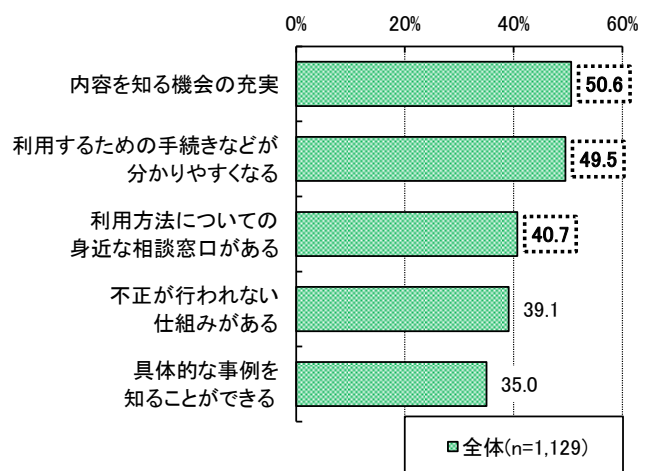
① 成年後見制度の認知度と利用しやすくなるために必要なこと

- ・ 成年後見制度の認知度は、「名前を知っているが内容は知らない」(36.0%)が最も多く、「内容をよく知っている」は1割未満となっています。(図表 14)
- ・ 成年後見制度が利用しやすくなるために必要なことは、「内容を知る機会の充実」(50.6%)が最も多くなっています。(図表 15)

図表14 成年後見制度の認知度 (区民:問31)



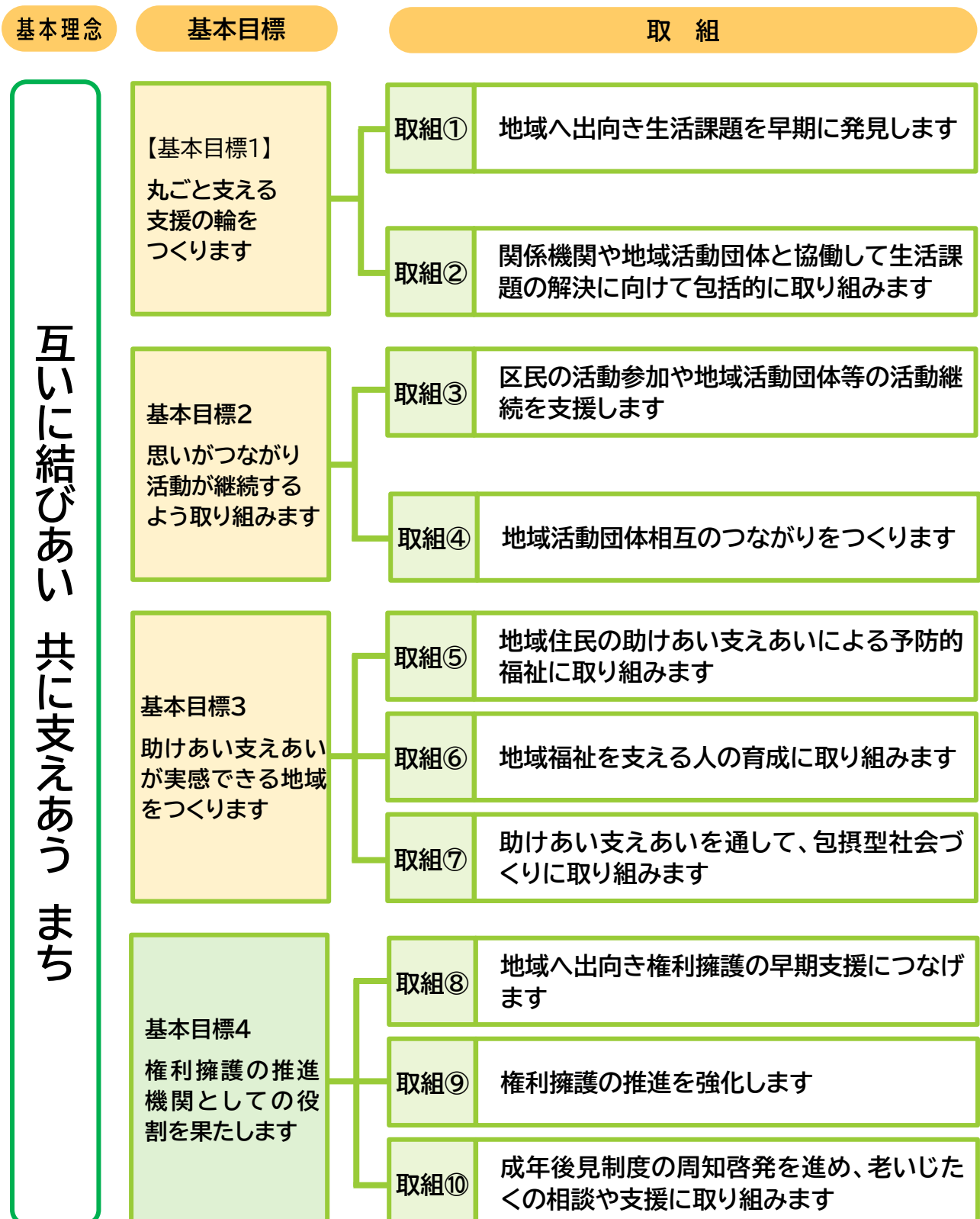
図表15 成年後見制度が利用しやすくなるために必要な取組み(区民:問35一部抜粋)



5 前計画（第6次大田区地域福祉活動計画）の取組の実績について

ここでは、前計画である第6次大田区地域福祉活動計画の取組の実績について整理しています。

（1）前計画（第6次大田区地域福祉活動計画）の体系図



(2) 前計画(第6次大田区地域福祉活動計画)の取組の実績

前計画(第6次大田区地域福祉活動計画)における12の取組の実績と第7次大田区地域福祉活動計画に向けての方向性は、次の通りです。

【基本目標1 丸ごと支える支援の輪をつくります】

取組	第6次計画の取組に対する実績	第7次計画に向けての方向性
地域へ出向き、生活課題を早期に発見します。	<p>【主な実績・地域福祉コーディネーター】</p> <p>各基本圏域にてチーム体制を組み活動を展開した。圏域ごとに住民、自治会・町会、民生委員・児童委員、活動団体、関係機関などと連携を図り、アウトリーチを通し生活課題を発見する活動を積極的に展開した。</p> <p>令和4(2022)年度 相談対応案件数:307件 (内訳)・個別相談支援案件数:237件 ・地域相談支援案件数:70件 (相談支援活動案件数) ・個別相談支援活動案件数:2,260件 ・地域相談支援活動案件数:3,742件</p>	<p>【地域福祉コーディネーター】</p> <p>・地域福祉コーディネーターが地域に積極的に出向き、住民、自治会・町会、民生委員・児童委員、活動団体、関係機関との連携を一層深めることで生活課題を早期発見し、地域住民と共に課題解決に向けて動く仕組みづくりを展開していく。</p>
関係機関や地域活動団体と協働して生活課題の解決に向けて包括的に取り組みます	<p>【主な実績・相談担当・特例担当】</p> <p>1. 特例貸付(令和4(2022)年9月30日申請受付終了) ・延貸付決定数:27,201件(12,314世帯) ・貸付相談件数:6,224件(延120,274件) ・貸付金総額:100億4,573万円 ・償還免除決定数:5,641件(3,208世帯) ・償還に関する相談件数:1,867件</p> <p>2. 生活福祉資金(令和4(2022)年度実績) ・相談件数:貸付2,655件、償還575件 ・決定件数:102件(教育78、生活必需品8、他3、緊急小口17、不動産担保2)</p> <p>3. 受験生チャレンジ支援(令和4(2022)年度度実績) ・貸付数:586件(中学395、高校191) ・292世帯(内ひとり親209世帯(71.6%))</p>	<p>【相談担当・特例担当】</p> <p>・地域福祉コーディネーターをはじめとした社協内の連携をもとに、関係機関や団体などとも連携を図り、生活困窮者に寄り添った相談支援につなげる体制作りを進める。</p>
	<p>【主な実績・ボランティア担当】</p> <p>コロナ禍の中で急激に生活困窮の状況に陥ってしまう世帯が急増した際に、地域の中での助けあいの輪を広める取組が新たに生まれ、定着している。</p> <p>1. フード支援ネットワーク ・企業による食の仕分けボランティアとして、令和4(2022)年度より2社の協力が始まった。 ・自治会・町会などの地域のフードドライブ拠点は、令和3(2021)年度6か所から8か所へ増加した。</p> <p>2. フードパントリー実施団体への支援 ・コロナ禍により生活困窮世帯が増えたことを受け、区内にフードパントリーを実施するボランティア団体が複数立ち上がり、住民主体によるささえあいの動きが広がった。この活動を支援するため、フードドライブで集まった食料の提供や助成金の交付などを行った。</p> <p>3. 企業の地域貢献 ・社内フードドライブとしてのご協力企業が令和4(2022)年度7社から令和5(2023)年度16社へ増加した ・NPOと企業と社協の協力によるイベントが広がった。(令和4(2022)年度実施イベント数6か所)</p>	<p>【ボランティア担当】</p> <p>・フード支援ネットワーク さまざまな理由で生活が困窮している世帯を支える、多くの住民が参加するフード支援ネットワークを推進していく。</p> <p>・企業の地域貢献活動 複雑化した社会課題の解決に向け、企業、NPO、行政、地域など、多様な主体がそれぞれの強みやノウハウを活かしながら協働する取組を、中間支援組として推進していく。</p> <p>・住民主体による生活課題解決に向けた活動への支援 フードパントリーをはじめとした住民自らが生活課題に気付き、その解決に向けて活動を行うことを社協が支援し、地域の中にささえあいの風土が根付き、広がるよう連携・協働していく。</p>
	<p>【主な実績・地域福祉コーディネーター】</p> <p>令和5(2023)年3月の大田区地域福祉活動計画実態調査によると地域団体の認知度は68%と一定程度の周知がなされており、地域活動団体と協働で継続的に取り組んだ地域支援活動は令和4(2022)年度70件だった。</p>	

【基本目標2 思いがつながり活動が継続するよう取り組みます】

取組	第6次計画の取組に対する実績	第7次計画に向けての方向性
区民の活動参加や地域活動団体等の活動継続を支援します	<p>【主な実績・ボランティア担当】</p> <p>1. 絆サポーター 登録者数:353名 ・助っ人サービス、ほほえみごはんなどの新規事業を始め、活動の場を広げた。 ・ほほえみごはん事業では、利用時間の設定を、月～土、9時～19時へ広げたことで、フルタイムで就業する者、大学生など、幅広い世代のサポーターが活動できた。</p> <p>2. 地域福祉活動団体支援 ・助成団体数は令和3(2021)年度 59 団体、令和4(2022)年度 76 団体と増加。令和5(2023)年度も令和4(2022)年度程度の申請団体数となった。</p> <p>3. 「つどいの場」運営支援 ・令和3(2021)年度 94 団体、令和4(2022)年度 100 団体と増加した。</p> <p>4. ボランティア登録 ・個人 151 名、団体 141 団体</p> <p>5. ご近所さんサポーター ・学校の PTA や地域の子育てサークルなどにサポーター募集のチラシを配布、HP や X(旧ツイッター)などでの広報により、これまで登録数が少なかった若い世代のサポーターを拡充することができた。</p> <p>6. 食料の仕分けボランティア ・フードドライブの広がりにより、新しく食料の仕分けボランティア活動が始まった。</p> <p>7. 使用済み切手整理ボランティア ・令和4(2022)年度より大田区ひきこもり支援室 SAPOTA でも、使用済み切手整理ボランティア活動が始まった。</p>	<p>【ボランティア担当】</p> <p>・住民ひとり一人について、社会とのつながりの形成や参加を支援する。</p> <p>・地域の中で住民同士が出会い、多様性を尊重しながら互いに助けあえる関係性を生み出すことで、生活課題の解決に向けた居場所づくりや交流の場づくりなど取組を地域住民と共に進める。</p>
地域活動団体相互のつながりをつくります	<p>【主な実績・地域福祉コーディネーター】</p> <p>・多様な活動団体のつながりのみならず、子どもと大人のつながりができる場が「地域とつくる支援の輪のプロジェクト」により創られた。</p> <p>【主な実績・ボランティア担当】</p> <p>1. 災害ボランティアバンク ・登録者は令和4(2022)年度末で個人 59 名・団体5団体となり目標を達成した。</p> <p>2. NPO・区民活動フォーラム ・令和2(2020)・3(2021)年度は中止となったが令和4(2022)年度は 27 団体が参加した。</p> <p>3. こども食堂連絡会 ・こども食堂連絡会に登録する団体数は、令和2(2020)年度の 22 団体から令和4(2022)年度末時点 37 団体へ増加した。</p>	<p>【地域福祉コーディネーター】</p> <p>・多くの地域活動団体や行政機関との連携の場になっている。今後もプロジェクトへの参加を通し、子どもと地域活動団体のニーズを把握し、子どもたちの生活を応援していく。</p> <p>【ボランティア担当】</p> <p>・令和5(2023)年度に災害ボランティアセンター本部立ち上げ訓練を行った。引き続き、バンク登録者に災害ボランティア役として参加を促し、顔のみえる関係を作る。</p> <p>・社協が中間支援組織として地域活動団体同士が連携協働できる関係作りを促す役割があることから、NPO・区民活動フォーラムの参加団体とは開催前の企画会や交流会を通してその役割を果たしていく。</p> <p>・こども食堂連絡会については、引き続き各団体相互のつながりをつくるための団体主導の開催をする。また、他の食支援関係の活動団体ともさらに連携協働する体制を作る。</p> <p>・引き続き、こども食堂の立ち上げに関する相談支援を実施する。</p>

【基本目標3 助けあい支えあいが実感できる地域をつくります】

取組	第6次計画の取組に対する実績	第7次計画に向けての方向性
地域住民の助けあい支えあいによる予防的福祉に取り組めます	【主な実績・地域福祉コーディネーター】 ・3つの地区(六郷、蒲田西、矢口地区)でプラットフォームを開催し、予防的福祉に取り組んできた。	【地域福祉コーディネーター】 ・助けあいプラットフォームについて、運営などの課題をふまえ、住民が主体的に関わることができるようにテーマに応じた小規模な集まりなど、地域の状況にあわせて柔軟に展開できるように進めていく。 ・地域活動団体同士のネットワーク強化や地域住民に直接アプローチしていく取組などを地域の実情やニーズを見極めながら展開していく。
	【主な実績 ボランティア担当】 1. ほほえみごはん事業 令和2(2020)年度より、0～18歳の子どもを育てている子育て世帯に、月1回、絆サポーター(地域のボランティア)が、食料を届けながら子育てに関するサポートに取り組んだ。 ・利用世帯数 令和2(2020)年度:23世帯、 令和3(2021)年度:49世帯、 令和4(2022)年度:105世帯 2. ご近所さん事業(新規事業) ・令和4(2022)年度と令和5(2023)年度の東京都と大田区のモデル事業として、0歳児を育てている子育て世帯に月1回ご近所さんサポーター(地域のボランティア)が訪問する事業に取り組んだ。 ・利用世帯 令和4(2022)年度 54世帯	【ボランティア担当】 ・ほほえみごはん事業 活動するサポーターが、主体性を持って今後も活動を継続できる環境作りと、個を支えていくための、他専門職、地域に点在する専門職、支援団体との情報共有、課題共有、連携を強化し、地域の実情にあったささえあいの活動となるよう調整していく。また、モデル事業を検証し、子育ての不安やストレスなどの発生予防に取り組む。 ・ご近所さん事業 大田区健康づくり課など、多機関や地域活動団体と連携し、「産前から」や「地域の広がり」など、事業の拡大を図る。 ・ほほえみごはん事業、ご近所さん事業、ほほえみ訪問事業(高齢者の見守り訪問)の対象にならない世代に対しては、多様な地域コミュニティ(子ども食堂、つどいの場等)が拡充するように支援助、個人の参加の機会を生み出すコーディネート機能を強化していく。
地域福祉を支える人の育成に取り組めます	【主な実績・計画担当】 1. 区内の社会福祉法人と協働して、福祉の人材確保を目的とした「ふくしのしごと市(相談面接会)」を毎年開催した。 2. 視覚障害者のガイドヘルパーを育成するために、受講料の負担を抑えるなど、工夫をしながら研修を実施した。 3. 福祉体験授業:8回(令和4(2022)年度実績)	【計画担当】 ・地域共生社会の実現に向けて、多様性の理解など、相互理解を深められるような機会を作っていく。また、こどもの時から、幅広く福祉学習を進められるように、学習プログラムの充実を図る。 ・福祉人材の確保や育成が社会全体として大きな課題となっている。おおた福祉ネットをはじめとする区内の事業所などと課題を共有しながら、大田区福祉人材交流・育成センターとともに、福祉人材の確保に取り組む。
助けあい支えあいを通して、包括型社会づくりに取り組めます	【主な実績・地域福祉コーディネーター】 1. 令和4(2022)年度にひとり親家庭のこどもの学習支援教室れいんぼうを31回開催、延138名の参加があった。 2. 社会福祉法人による地域の助けあいを推進するため、ネットワークを基本圏域ごとのエリアで展開し、令和4(2022)年度は各圏域2回以上「地域における公益的な取組」や「重層的支援会議」をテーマに話しあいを実施した。	【地域福祉コーディネーター】 ・地域共生社会の実現には、地域住民のみならず地域で働く人や企業、とりわけ社会福祉法人の積極的な取組が必要不可欠である。 ・社会福祉法人がより身近な場で地域から必要とされ、頼りにされる存在として活動できるよう、各圏域での活動を重点に推進していく。

取組	第 6 次計画の取組に対する実績	第 7 次計画に向けての方向性
助けあい支えあいを通して、包括型社会づくりに取り組みます	【主な実績・就労担当】 令和4(2022)年度実績 ・高齢者等求職者数:延 1,956 人、 ・企業への紹介状発行件数:393 件 ・就職者数:130 人	【就労担当】 ・少子高齢化が急速に進行する中、高齢者等の就職向上をめざした職業紹介事業を展開し、求職者のニーズにあった職種等を丁寧に聞き取り、一人でも多くの求職者に希望に沿った職業を紹介するため、就労支援を継続的に行う。 ・経済社会の活力の維持、及び就労を通じた社会参加による生きがいややりがい、役に立てたという喜びにつなげ、年代を問わず広く活躍できる社会づくりに寄与する。

【基本目標 4 権利擁護の推進機関としての役割を果たします】

取組	第 6 次計画の取組に対する実績	第 7 次計画に向けての方向性
地域に出向き、権利擁護の早期支援につなげます	【主な実績 後見担当】 1. 複雑化、複合化する相談において、権利擁護支援シートを活用し、支援者間の情報共有と課題の見える化を図り、後見利用ありきではない相談支援に取り組んだ。 2. 法人後見においては、複数対応や起動力などの強みを活かし、本人の権利擁護支援に支援チームとともに取り組んだ。また、補助モデルケースとして厚生労働省の動画制作に協力した。	【後見担当】 ・重層的支援体制整備への取組と権利擁護支援に基づく、チームづくりやチーム支援の充実を図る。 ・支援者向け権利擁護の手引きの周知を図り、本人主体の支援や意思決定支援の考えに基づく支援体制の構築をめざす。
権利擁護の推進を強化します	【主な実績 後見担当】 1. 親族後見人の報告時支援や交流会を通し継続的な関わりから、後見人等の交代について相談につながった。 2. 相談から引き続き、専門職後見人の就任後も本人への支援を行い、権利擁護に努めた。 3. 専門職後見人含めチームからの相談により、後見人交代や後見類型変更、制度利用の取り下げなど、本人の意思決定支援に関わった。 4. 市民後見人の多様な受任について、専門職と連携のもと適切な受任に取り組んだ。	【後見担当】 ・成年後見制度利用促進中核機関機能(広報・人材育成・後見人等支援・支援検討会議の普及)のより一層の強化を図る。 ・地域連携ネットワークにおいては、互いの活動内容や強みを知り、顔の見える関係を構築していく。さらに、これから取り組んでいくことを整理し、今後の進め方を協議する。
成年後見制度の周知啓発を進め、老いじたく相談や支援に取り組みます	【主な実績・後見担当】 1. コロナ禍でも、Web を活用した出前講座の実施により権利擁護の周知に取り組んだ。 2. 老いじたくセミナーを開催した(特別出張所にて開催)	【後見担当】 ・老いじたくへの関心は高く、毎年拡充を図っており、引き続き取り組む。 ・携わる機関や専門職が多岐に渡る中、「老いじたく」は、権利擁護とその予防的視点に基づき推進するという共通理解と「その人らしい生き方」という視点から取り組んでいく。

6 前計画（第6次大田区地域福祉活動計画）までに見えてきたこと

ここでは、前計画である（第6次大田区地域福祉活動計画）までの取組から見えてきた主なポイントを整理しています。

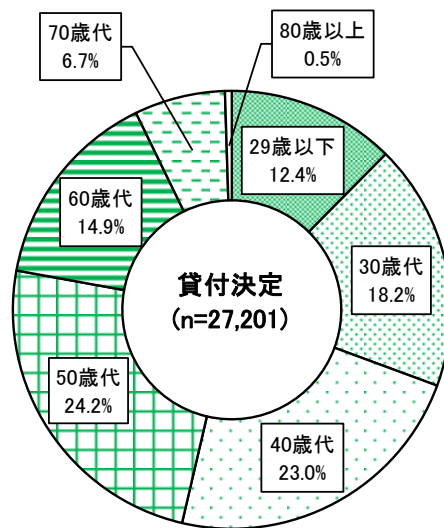
《第6次大田区地域福祉活動計画までの取組から見えてきた主なポイント》

（1）新型コロナウイルス感染症の影響に関すること

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入を失った世帯を対象に生活福祉資金の枠組みを活用し行った「特例貸付」は、令和4（2022）年9月の受付終了までの間に、延べ120,274件の相談を受け付けるとともに、27,201件の貸付決定に基づいて、100億円以上の貸付を実施しました。

特例貸付の借受人の年齢別分布をみると、30歳代から50歳代で65%を占め、社会保障を支える世代が、生活に困難を抱えていることが見えてきました。

図表 特例貸付における借受人の年齢分布



出典：大田区社会福祉協議会 令和4年度事業報告

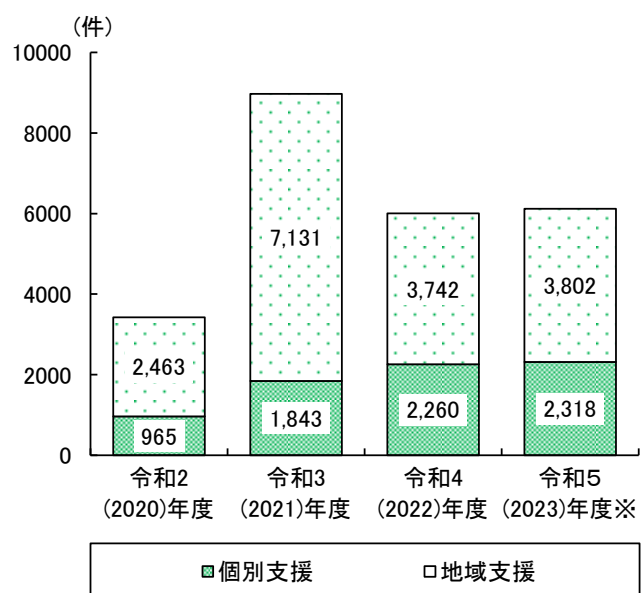
（2）地域福祉コーディネーターに関すること

地域福祉コーディネーターは、令和3（2021）年度に大田区が配置する「地域ささえあい推進員」と社協が配置する「地域福祉コーディネーター」を統合し、13人体制となりました。

地域福祉コーディネーターの活動件数は、生活課題についての個別支援、地域活動の立ち上げといった地域支援のいずれも件数は増えています。

また、さまざまな地域の活動団体との連携の中では、令和3（2021）年には、実施団体と連携してフードパントリー（食料配布）にあわせて「なんでも相談窓口」を開設し、食料支援をきっかけとして相談につながった事例も生まれています。

図表 地域福祉コーディネーターの活動件数



※令和5(2023)年度は9月1日現在
出典：大田区社会福祉協議会 事業報告

(3) 地域のささえあい・助けあいに関すること

【子育て支援に関する取組】

新規事業として、令和2(2020)年度に子育て世帯に月1回、地域のボランティアが、食料を届けながら子育てに関するサポートに取り組む「ほほえみごはん事業」、また令和4(2022)年度と令和5(2023)年度の東京都と大田区のモデル事業として、0歳児の子育て世帯に地域のボランティアが訪問する「ご近所さん事業」を開始しました。

ほほえみごはん事業は、見守りが必要な家庭から定期的に相談を受けているうえ、利用世帯数は増えており、ニーズが伺えますが、一方でサポーターの確保が課題です。

【ボランティア活動への支援の取組】

ボランティアの登録や活動に関する相談は増加傾向で、令和4(2022)年度のボランティアの個人登録は151名、団体登録は141団体、相談は101件となっています。

また、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、「災害ボランティアバンク」を新たに始め、個人のほか企業などから団体登録を受けています。

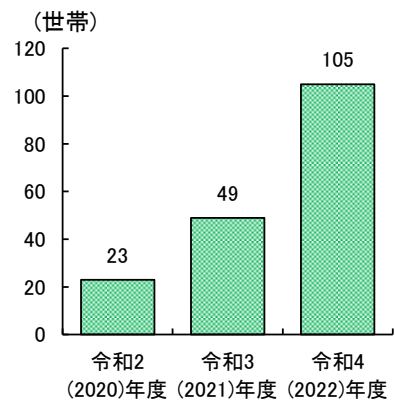
(4) 成年後見制度に関すること

大田区の成年後見制度推進機関である「おおた成年後見センター」の運営を通じて、権利擁護の推進に取り組んでいます。センターの相談延べ件数は、令和4(2022)年度は5,711件となっています。

また、令和2(2020)年度から開始した「おいじたく事業」の「おいじたく相談会」では、例年60から70人の相談があり、成年後見制度についての相談も多くなっています。

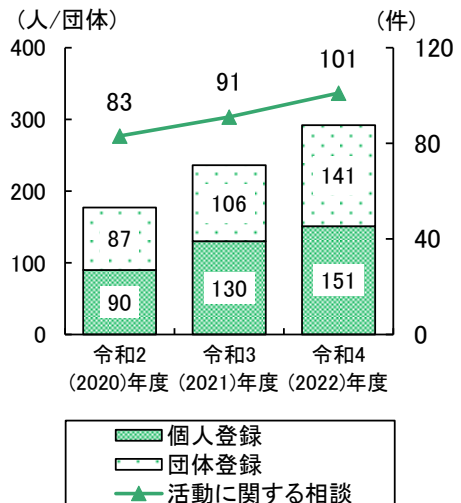
さらに、「権利擁護支援検討会議」の開催を通じて、対応が難しいケースについて支援関係者に対する専門職によるアドバイスや支援のあり方など、その人らしい生活の支援の検討を行っています。

図表 ほほえみごはんの利用世帯



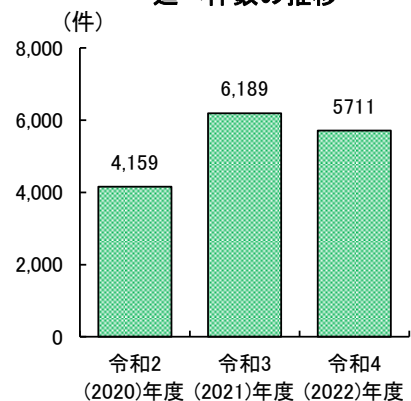
出典：大田区地域福祉活動計画推進委員会 (令和5年度第1回) 資料より(各年度末)

図表 ボランティア登録・相談対応の状況



出典：大田区社会福祉協議会 事業報告

図表 おおた成年後見センター相談延べ件数の推移



出典：大田区社会福祉協議会 事業報告(各年度末)

7 住民懇談会開催結果

本計画の策定にあたって、住民のみなさんの多様な想いや日頃の活動を計画に反映する取組として、令和5(2023)年7月と12月の2回にわたり、大田区社協として初めて区内4地域ごとに「住民懇談会」を開催しました。

(1) 住民懇談会の参加者数

第1回は合計93人、第2回は合計76人が参加しました。

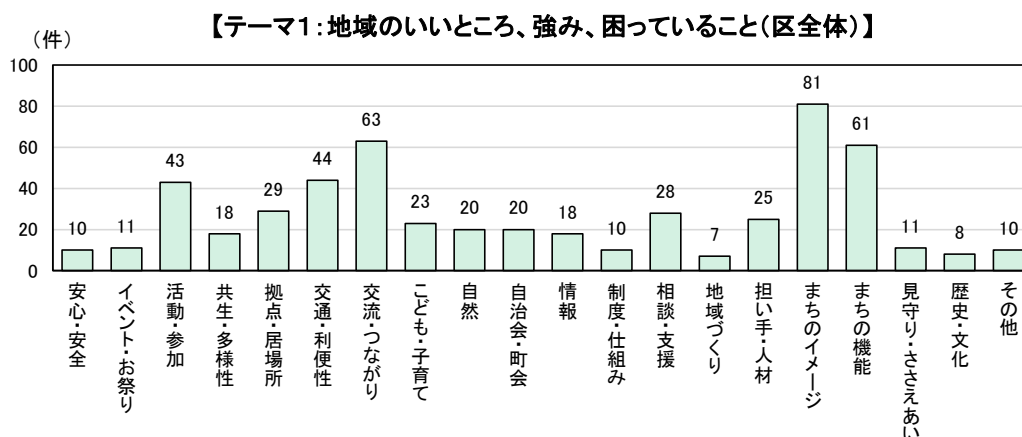
回	地域	日時・会場	グループ数	参加者数
第1回 (7月)	調布地域	【日時】7月5日(水)14時～16時 【会場】鷺の木特別出張所	4グループ	17人
	大森地域	【日時】7月10日(月)10時～12時 【会場】入新井集会室	8グループ	36人
	蒲田地域	【日時】7月11日(火)18時～20時 【会場】大田区社会福祉センター	6グループ	24人
	糀谷・羽田地域	【日時】7月12日(水)10時～12時 【会場】羽田地域力推進センター	4グループ	16人
	合計			
第2回 (12月)	大森地域	【日時】12月4日(月)14時～16時 【会場】入新井集会室	4グループ	22人
	糀谷・羽田地域	【日時】12月6日(水)14時～16時 【会場】羽田地域力推進センター	2グループ	8人
	調布地域	【日時】12月7日(木)14時～16時 【会場】調布地域庁舎	4グループ	20人
	蒲田地域	【日時】12月13日(水)18時～20時 【会場】大田区社会福祉センター	4グループ	26人
	合計			

(2) 第1回住民懇談会の実施結果

第1回住民懇談会は、「テーマ1:地域のいいところ、強み、困っていること」と「テーマ2:5年後の地域の未来を語ろう」の2つのテーマについて、984件のご意見をいただきました。

地域	テーマ1の意見	テーマ2の意見	計
大森地域	176	142	318
調布地域	101	66	167
糀谷・羽田地域	121	100	221
蒲田地域	142	136	278
計	540	444	984

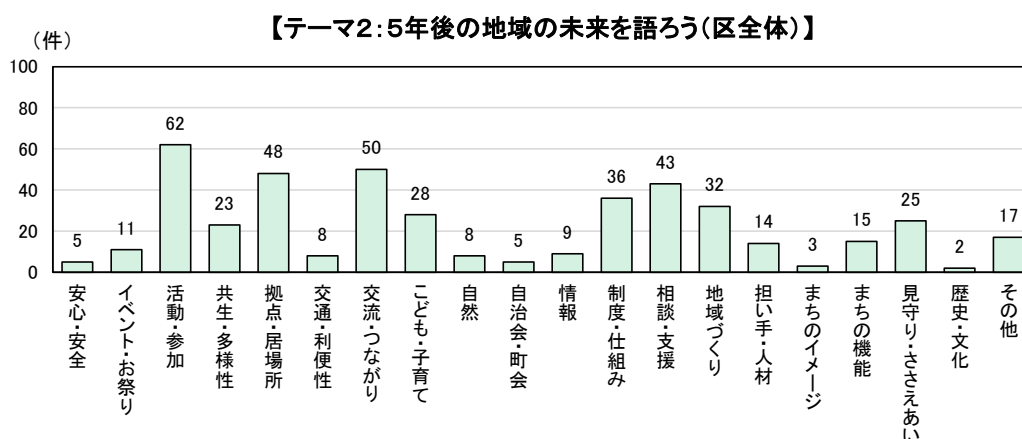
テーマ1では、「下町的」「福祉施設が多い」などの【まちのイメージ】、【まちの機能】についての意見が多くでたほか、【交流・つながり】、【交通利便性】、【活動参加】、【拠点・居場所】、【相談・支援】、【担い手・人材】についての意見が多くなっています。



主なご意見

- 【交流・つながり】 ●横のつながりが少ない ●若い人と高齢の人とうまくコミュニケーション取れない
- 【交通利便性】 ●高齢の人で足腰の弱い方の移動手段が少ない
- 【活動・参加】 ●ボランティアをしたい人の相談窓口がほしい ●地域活動に男性の参加が少ない
- 【拠点・居場所】 ●集う場所が多い ●空き家を無料で提供してほしい
- 【相談・支援】 ●相談窓口を分かりやすくしてほしい(分かりづらい)
- 【担い手・人材】 ●福祉に従事する方が減少、担い手不足と高齢化 ●町会役員のなり手がいない
- 【こども・子育て】 ●こどもの居場所が少ない ●こどもへの関心が薄い様に感じる

テーマ2では、【活動・参加】が 62 件で最も多く、【交流・つながり】、【拠点・居場所】、【相談・支援】、【制度・仕組み】の順に多くなっています。



主なご意見

- 【活動・参加】 ●誰もが役割を持って生きていけるようになるとよい
- 【交流・つながり】 ●障害のある人、高齢者接点あるとよい
- 【拠点・居場所】 ●多世代、多文化のカフェ(居場所)が近くにある
- 【相談・支援】 ●困ったときに相談できる環境があるとよい(隣近所でも・自治会でも・相談機関でも)
- 【制度・仕組み】 ●面を支える(地域)中間支援 NPO の創出
- 【地域づくり】 ●新住民が愛着をもてる地域住み続けたいと思える地域になってほしい
- 【こども・子育て】 ●こどもを育てやすい地域がよい ●こどもに寄り添ってくれる大人が近くにいる

(3) 第2回住民懇談会の実施結果

① 話しあいの進め方と意見の件数

話しあいのテーマとして、本計画の8つの「取組」の案の中から1つ選び、3つの主体(①住民、②地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業、③大田区社会福祉協議会)ごとに意見を整理しながら、話しあいを行いました。

話しあいでは、取組6と8を除く、6つの取組について話しあわれ、全体で 394 件の意見をいただきました。

(単位:件)

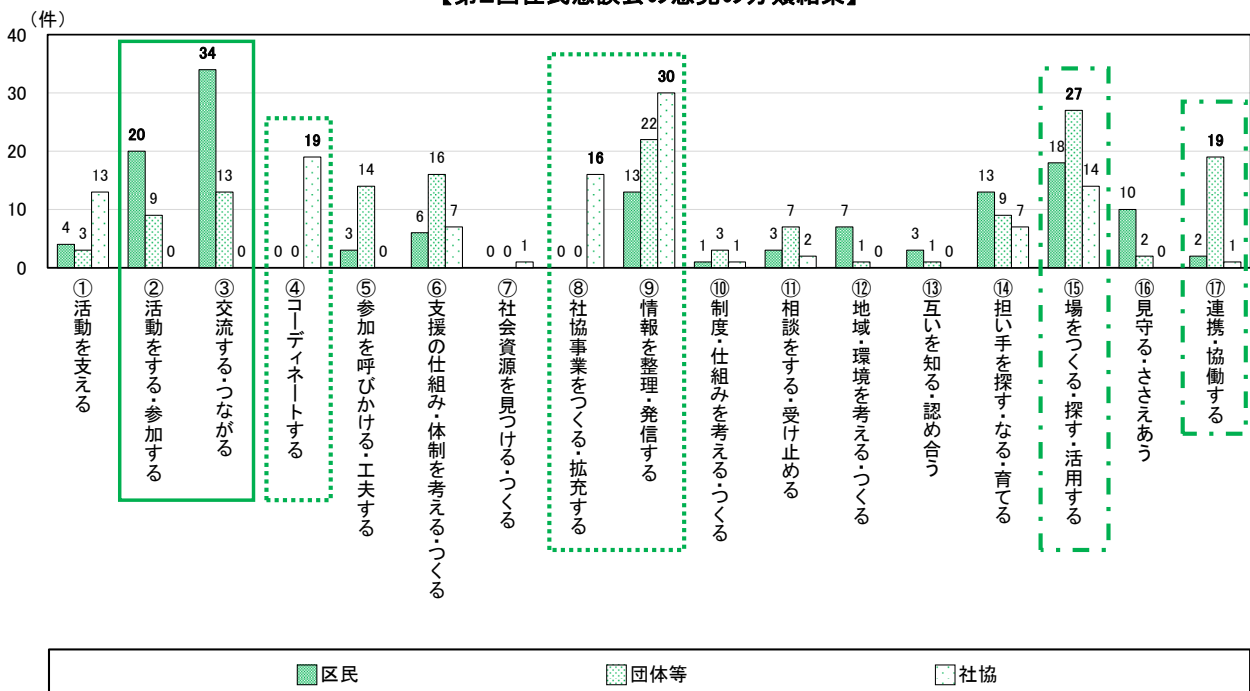
	大森地域				調布地域				糎谷・羽田地域				蒲田地域				全体			
	計	住民	団体等	社協	計	住民	団体等	社協	計	住民	団体等	社協	計	住民	団体等	社協	計	住民	団体等	社協
取組1	27	7	20	0	32	13	10	9	-	-	-	-	62	17	25	20	121	37	55	29
取組2	-	-	-	-	24	5	9	10	34	14	6	14	-	-	-	-	58	19	15	24
取組3	74	25	36	13	-	-	-	-	28	14	8	6	23	6	7	10	125	45	51	29
取組4	23	6	7	10	26	15	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	49	21	14	14
取組5	-	-	-	-	24	9	7	8	-	-	-	-	-	-	-	-	24	9	7	8
取組7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	6	4	7	17	6	4	7
合計	124	38	63	23	106	42	33	31	62	28	14	20	102	29	36	37	394	137	146	111

② 第2回住民懇談会の結果

住民では「②活動する・参加する」「③交流する・つながる」に関する意見、地域活動団体等では「⑮場をつくる・探す・活用する」「⑰連携・協働する」に関する意見が多くなっています。

社協では、「⑨情報を整理・発信する」に関する意見が多いほか、「④コーディネートする」「⑧社協事業をつくる・拡充する」「⑦社会資源を見つける・つくる」といった社協の機能についての意見が出ています。

【第2回住民懇談会の意見の分類結果】



8 本計画策定にあたり取り組むべき課題の整理

前提となる近年の法制度や社会の動向、新たな社協の考え方のほか、大田区の実態調査の結果、前計画(第6次大田区地域福祉活動計画)までの取組を受けて、今後、大田区社協地域住民等とともに取り組んでいくべき課題を検討しました。

さらに検討した課題をもとに、2回の住民懇談会を通じていただいたご意見をふまえて、地域の視点から次の4つの取り組むべき課題を整理しました。

課題1 日頃からの顔の見えるおつきあいを大切にしたい

- 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、対面のコミュニケーションの機会が減り、人と人とのつながりの希薄化が一層進んでいます。
- 大田区実態調査の結果では、今後の近所づきあいにおいて、現状以上の交流を望む人が見られるほか、日常のささえあいや災害時にできることがある人が8割と、ささえあい・助けあいの意向が高くなっています。
また、コロナ禍後に身近な人のことや直接会って話すことを大切に思う人が多く見られました。
- 大田区社協では、災害ボランティアバンクの立ち上げやこども食堂連絡会、また区内3地域で開催するたすけあいプラットフォームなどを通じて、参加者同士のつながりづくりを進めています。
- 住民懇談会では、「隣同士の関係や挨拶」や「ゆるいつながり」「団体同士の集まり」など、住民や団体等を問わず、身近なところでの顔の見える関係やつながりづくりを重視する意見が寄せられています。

何かあったときに地域の中でささえあい、助けあえるよう、改めて顔の見える関係づくりやつながりづくりが求められています。

課題2 まちの中に自分らしくいられる場がほしい

- 大田区実態調査の結果では、自宅以外で居心地のよい居場所があると回答した人のうち4割弱が、「趣味や余暇活動の場」を居心地のよい居場所と回答しているほか、団体向けの調査では8割が地域の居場所の提供に関心があると回答しています。
- 大田区社協では、ささえあい活動の仕組みとして「助っ人サービス」「ほほえみごはん」「ご近所さん事業」などの新規事業を開始し、幅広い世代の住民がサポーターとして参加できるよう工夫を行っています。一方で、事業を支えるサポーターの確保が依然として課題となっています。
- 交流やつながりの場として、つどいの場の運営支援や地域福祉コーディネーターの地域支援事業を通じた居場所づくりなどの支援に取り組む必要があります。
- 住民懇談会では、身近なところでの活動への参加意向の意見がある一方で、大田区社協に対して活動や場所、社協事業などの情報を整理し、伝えてほしいといった意見も寄せられています。
- さらに住民懇談会では、「誰でも集まれ何でもできる場」や「ふらっと行ける居場所」「空き家の活用」など、集いの場や活動拠点などの居場所を求める意見が多く寄せられています。

身近なところで、誰もが持っている力を活かして、自分らしくいられる場や集まりなどが求められています。

課題3 誰かのために力になりたい

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施した特例貸付からは、30歳代以下の若い世代も生活に困難な状況を抱えていることが見えてきました。今後、償還事務の中で、生活困窮に陥らないよう、相談に応じながら支援していくことが必要となっています。
- 大田区実態調査の結果では、困りごとの相談先として区役所等や区の専門機関は1割強である一方で、地域活動団体は半数以上が困りごとの相談を受けたことがあると回答しています。
- 地域活動やボランティア活動への参加意向では、8割が活動の特徴次第で参加したいと回答しており、活動への高い参加意向が伺えます。
- 大田区社協では、地域福祉コーディネーターが地域住民や団体、関係機関などと連携しながら、アウトリーチによる生活課題を抱えた人の発見や支援機関につなぐ取組を行っています。
- ボランティアセンターのボランティア登録やボランティア活動の相談は増加傾向にあり、フードドライブの食料品仕分けなど参加しやすいボランティア活動も生まれています。
- 住民懇談会では、「困った時にすぐに対応してくれる所(人)」「相談窓口を分かりやすくしてほしい」といった相談先や支援についての意見が寄せられました。
- 住民懇談会では、活動の充実や地域の困りごとの解決などについて、団体同士や企業との連携・協働を望む意見が寄せられています。

困りごとを解決できるよう、多様な主体が支えあうボランティア活動の展開や、相談しやすい場や人が求められています。

課題4 このまちで自分らしく暮らしたい

- 区内の障害者手帳の所持者数、外国人人口は増加が続いています。
- 大田区実態調査の結果では、成年後見制度の内容を知らない人は半数以上で、制度が利用しやすくなるためには、内容を知る機会や身近な相談窓口があること、という回答が多くなっています。
- 大田区社協では、区と共に成年後見制度利用促進中核機関として、成年後見制度についての個別相談や講座などによる普及啓発、後見人の育成のほか、地域の関係機関、専門職と連携して、支援体制の強化に取り組んでいます。
- 大田区社協と各団体は、福祉体験授業の実施など福祉学習を通じた、こどもの時からの多様性の理解、相互理解の取組を進めています。
- 住民懇談会では、「成年後見制度がまだよく伝わっていない」「権利が守られる社会になってほしい」といった意見が出ています。
- 住民懇談会では、「障害のある人への理解」や「多世代、多国籍の人たちが安心して暮らせる地域にしたい」といった共生・多様性に関する意見が寄せられています。

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく暮らせるよう、お互い認め合い、理解し合える環境や一人ひとりの権利を守る仕組みが求められています。

第3章

第7次大田区地域福祉活動計画の 基本的な考え方

1 基本理念

みんなでつくる 共につながりあう まち

大田区社協では、第6次大田区地域福祉活動計画において、同じ地域で暮らす人の抱える課題を我が事として受け止め、それぞれの立場で主体的に取り組んでいく、こうしたことが自然に行われる地域社会をめざし「互いに結びあい 共に支えあう まち」を基本的な考え方として、活動を推進してきました。

本計画においても、基本的な考え方を継承し第1章、第2章で述べた内容をふまえて、計画を策定します。

第2章にて述べたとおり、地域福祉を取り巻く状況は、複合化・複雑化した生活課題を抱える世帯や生きづらさを抱えた人など、制度の狭間にあり、対応が困難なケースが増加しています。また、コロナ禍において顕在化した生活困難層への支援など、さらなる対応が求められています。

こうした状況の中、課題を深刻化させることなく、誰もが地域で安心して生活できる地域をつくるために、住民や地域の多様な団体など、地域が一体となり、分野や世代を超えて、つながりながら、解決に向けて取り組むことが求められています。

そのための第一歩として、地域で暮らす「みんな」が、「つながりあう」ことを、本計画のテーマとしていきます。また、本計画が地域のことを考えるきっかけとなり、新たな地域福祉活動へとつながることができるよう、みんなで考え、取組を進めていく計画としていきます。

本計画における「みんな」とは

本計画における「みんな」とは、社会福祉法第4条第2項にて表記されている「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」を指すものです。

地域共生社会を実現するために

住民同士がつながい結びあい、共に歩むための道標 大田区地域福祉活動計画(リボン計画)

大田区社協だからこそ できること

- ・災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア育成講座などを開催します。
- ・住民懇談会等の地域で共に集い意見を交わす場を設けます。



大田区社協だからこそ できること

- ・ボランティア体験や福祉学習の機会を設け、違いはあってもお互いを理解し合える風土づくりにつなげます。
- ・最期まで自分らしい生活が継続できるように「老いじたく」の相談支援を行います。

大田区社協だからこそ できること

- ・つどいの場支援事業や地域福祉活動団体支援事業を通じて、居場所づくりや役割のある暮らしを応援します。
- ・元気な高齢者の就労機会を増やし、生きがい・やりがいのある暮らしを応援します。



大田区社協だからこそ できること

- ・時には支え、また時には支えられる豊かな関係性を地域に広げるため、ボランティア活動や、企業の地域貢献活動を推進します。
- ・どこに相談したらいいのかわからないような困りごとの相談を受けとめます。

「日頃からの顔の見える
おつきあいを大切にしたい」

基本目標1

顔が見える関係を大切にするまち

＜必要なこと＞

自治会・町会、民生委員・児童委員と
住民・活動団体との連携
災害時の助けあい、つながりの場づくり

「まちの中に自分らしく
いられる場がほしい」

基本目標2

自分の居場所や役割があるまち

＜必要なこと＞

居場所や役割の確保、生きがいづくり

-基本理念-
みんなでつくる
共につながりあう
まち

「このまちで自分らしく
暮らしたい」

基本目標4

お互いを認めあい誰もが自分らしく
暮らせるまち

＜必要なこと＞

多様性の尊重、福祉学習の充実、権利擁護

「誰かのために
力になりたい」

基本目標3

身近なところでささえあうまち

＜必要なこと＞

ボランティア活動やCSRの推進、困りごとの受け止め、ささえあいの地域づくり

地域福祉を推進する中核的な団体として、持続可能な組織づくりと、リボン計画の着実な実践をめざすための計画

大田区社会福祉協議会経営計画

第4章 計画の内容

1 「計画の内容」の見方

ここでは、36ページから71ページまでの基本目標や取組ページの見方について説明します。

基本目標の現状と課題

ここでは、基本目標ごとの各取組の前段として、第2章までに整理した現状と課題、また関連する大田区地域福祉計画実態調査の結果を改めて示しています。

取組1～8

ここでは、基本目標を実現するために取り組む各取組(基本目標ごとに2つの取組)について説明を行っています。取組の内容については、以下に続く各項目をご覧ください。

これまでの取組・事例

ここでは、取組に関連する大田区社協が実施する取組や事例を示しています。

【これまでの取組・事例における凡例】

■：取組・事例のテーマ

【】：具体的な取組・事例の内容

【新たな取組】：具体的な取組・事例において実施した新たな取組

住民懇談会でいただいた主な意見

ここでは、令和5(2023)年に実施した住民懇談会でいただいたご意見のうち、取組に関連する主なご意見を「困りごと」「相談・支援」「ささえあい・助けあい」の3つに分類し、掲載しています。

5年後の地域の姿

ここでは、本計画期間が終了する5年後を目途として、各取組を進めた先にめざす地域の姿を示しています。8つの取組ごとに「5年後の地域の姿」を設定しています。

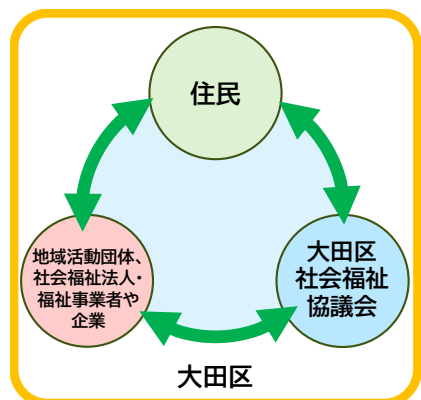
5年後に向けてみんなと一緒にできること

ここでは、上記の「5年後の地域の姿」に向けて、「住民」「地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業」「大田区社協」の3者において、それぞれの立場「だからこそできること」の例を示しています。

特に「大田区社協」では、大田区社協「だからこそできること」に加えて、住民や地域活動団体等と「一緒に取り組むこと」を整理しています。

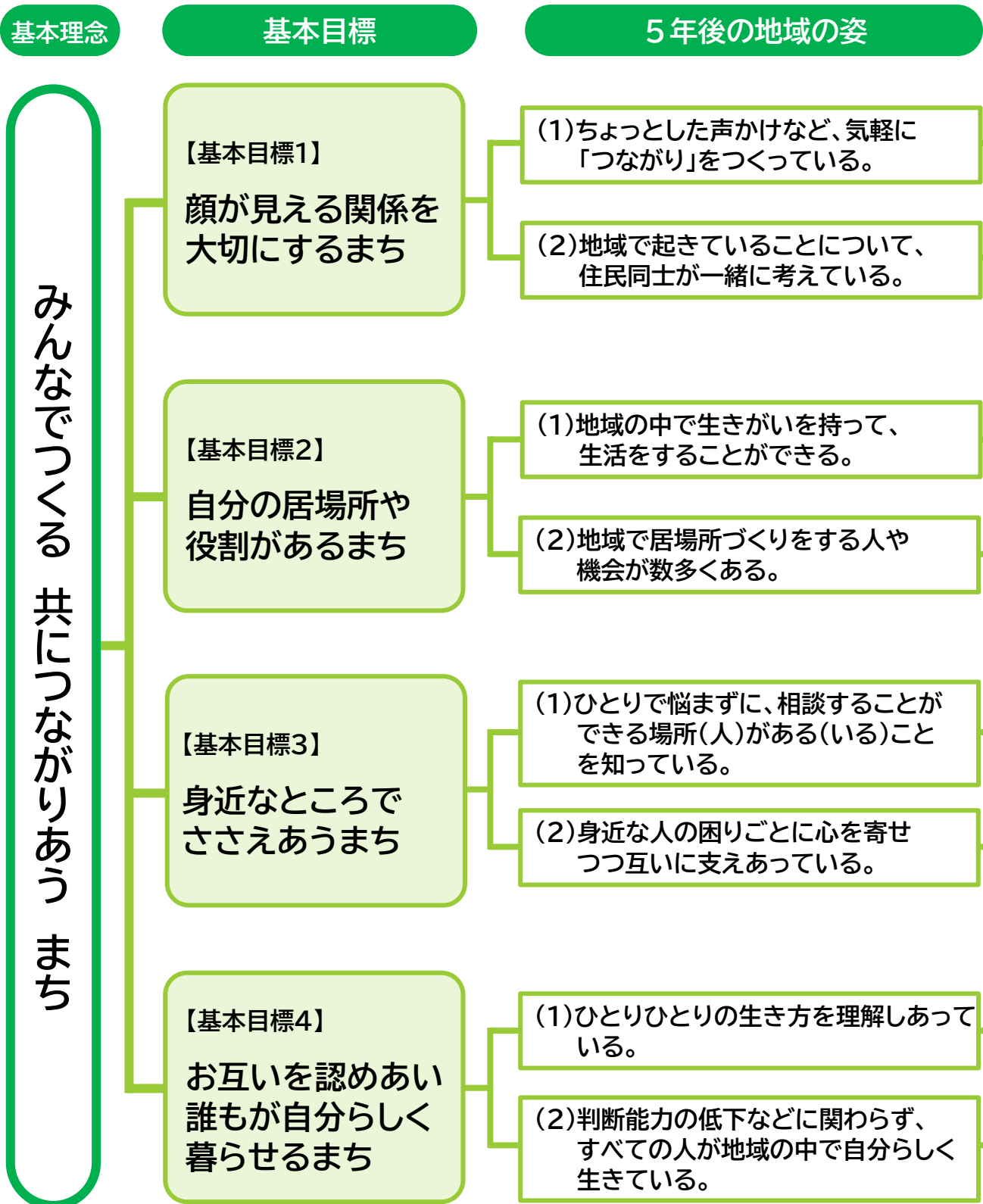
地域の中には例示の他にも、たくさんの「だからこそできること」があります。「だからこそできること」は、それぞれの立場の中で留まらず、お互いのできることで関わりあい、つながりあい、そして広がりながら展開していくものです。

【住民、地域活動団体等、社協の相関図】



2 計画の体系

第2章までの現状と課題、そして基本理念をふまえた第7次大田区地域福祉活動計画の体系は、次のとおりです。



取 組

取組 1

日常的にゆるやかにつながり、災害時などに助けあえる関係性をつくろう。

取組 2

同じ地域で暮らす人々や、活動を行う団体、企業がつながりあえる場をつくり、地域の中での困りごとを受けとめよう。

取組 3

地域の活動などに参加したり、役割の担い手になったりすることで、いきいきと過ごせるようにしよう。

取組 4

居場所を提供する団体などを支援し、人が集う機会や役割を増やそう。

取組 5

地域の中には気軽に相談できる場所(人)がある(いる)ことを知り、ひとりで悩んでいる人がいたらそのことを伝えよう。

取組 6

ボランティア活動や企業などの地域貢献活動を通じて、地域の中の困りごとを受けとめ、みんなで支えあおう。

取組 7

地域で暮らす様々な人たちへの理解を深めるために福祉学習に参加しよう。

取組 8

障害や認知症などの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるよう、権利擁護の推進をはじめとした支援について理解しよう。

基本目標 1 顔が見える関係を大切にすまち

基本目標 1 の現状と課題

【現状の主なポイント(28 ページより再掲)】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、対面のコミュニケーションの機会が減り、人と人とのつながりの希薄化が一層進んでいます。
- 大田区実態調査の結果では、今後の近所づきあいにおいて、現状以上の交流を望む人が見られるほか、日常のささえあいや災害時にできることがある人が8割と、ささえあい・助けあいの意向が高くなっています。
また、コロナ禍後に身近な人のことや直接会って話すことを大切に思う人が多く見られました。
- 大田区社協では、災害ボランティアバンクの立ち上げやこども食堂連絡会、また区内3地域で開催するたすけあいプラットフォームなどを通じて、参加者同士のつながりづくりを進めています。
- 住民懇談会では、「隣同士の関係や挨拶」や「ゆるいつながり」「団体同士の集まり」など、住民や団体等を問わず、身近なところでの顔の見える関係やつながりづくりを重視する意見が寄せられています。

【関連する大田区地域福祉計画実態調査の結果】

● 現在の近所づきあい、今後の近所づきあいの希望 (区民：問 14・15)

- ・ 立ち話をする程度

現状：25.1%

↓

今後の希望：39.1%

(単位：%)

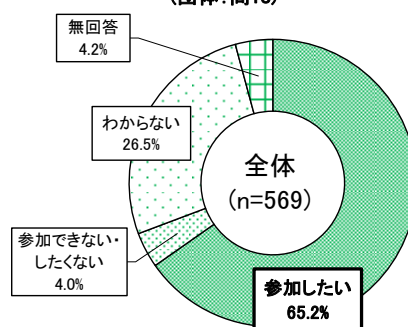
項目	現在の近所づきあいの程度(区民：問14) 全体(n=1,129)	今後の近所づきあいの程度(区民：問15) 全体(n=1,129)
家を行き来するなど親しいつきあいがある	7.7	9.8
立ち話をする程度	25.1	39.1
あいさつをする程度	46.9	36.3
近所づきあいはほとんどない	18.9	12.9
無回答	1.5	1.8

● 地域のことを話しあう場への参加意向

(団体：問 18)

- ・ 参加したい：65.2%

図表 地域のことを話しあう場への参加意向 (団体：問18)



課題 日頃からの顔の見えるおつきあいを大切にしたい

何かあったときに地域の中でささえあい、助けあえるよう、改めて顔の見える関係づくりやつながりづくりが求められています。

取組1

日常的にゆるやかにつながり、災害時などに助けあえる関係性をつくろう。

これまでの取組・事例

■ 災害時のための取組から地域とのつながりを考えるきっかけづくり

【災害ボランティアセンター事業】

大田区では、大きな災害が起こった場合、三者協定に基づき、大田区・大田区社協・一般社団法人地域パートナーシップ支援センターが、協働で「災害ボランティアセンター」を設置・運営します。

平時には、三者が連携して講座や訓練などを開催しています。令和5(2023)年、「災害ボランティア育成講座～初心者編～」を開催し、中学生から60代までの受講者と災害ボランティア活動経験者が、実際に被災地で活動することを想定し、グループに分かれてワークショップや土のうづくりを体験しました。災害ボランティアの役割や活動時の留意点を学ぶと同時に、いざという時のための備えとして、日頃から地域の中での関係づくりの重要性や、どのような助けあいができるのかを考えるきっかけとなりました。

【新たな取組】

令和2(2020)年、被災した時に住民同士で助けあうための取組として、「災害ボランティア」として登録する「災害ボランティアバンク」を開始しました。

令和5(2023)年には新たな取組として「登録ボランティア交流会」を開催し、グループに分かれて大型テントの組立や防災かまど鍋の使用、防災食の試食を行い、より実践に即した活動に取り組みました。



↑三者協定による災害ボランティアセンターの協働運営のイメージ



↑登録ボランティア交流会の様子

■ 地域のささえあいによる見守りでゆるやかにつながる

【絆サポート事業】【ほほえみ訪問事業】

要支援高齢者や産前産後の不安、生活課題の解消を主な目的とした家事支援・見守りを、地域のボランティアと協働で行ってきました。これらの「絆サポート事業」「ほほえみ訪問事業」は、住民同士のささえあいの思いをつなげる役割を果たしてきました。

ほほえみ訪問の様子→



【新たな取組】

令和4(2022)年度、「ご近所さん事業」として、0歳児を育てているご家庭への訪問活動を開始しました。該当地区の小学校へ声掛けしてボランティア募集を行い、担い手の拡充を図りました。

定期的なご自宅への訪問を通じ、0歳児から高齢者までの幅広い世代の人が、顔の見える関係を築くことができます。このつながりは、災害時にも助けあいに寄与するものと考えています。



ご近所さんサポーターの訪問で笑顔が増えました！

←ご近所さん事業のご利用者



住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・コロナでつながりが薄くなった。
- ・横のつながりがほとんどない。
- ・世代間の交流がない。
- ・一人暮らしの高齢者などで望まない孤立状態にある方をどうするか。

相談・支援

- ・相談窓口をわかりやすくしてほしい。
- ・生活に困っている人がいる。
- ・制度が多すぎて、使い方がわからない。
- ・民生委員だけではつながりづくりの対応が難しい。

ささえあい・助けあい

- ・自治会・町会の活動が盛んである。
- ・お祭りなど、町会や福祉施設とつながりがある。
- ・町会全体で課題のある家庭への協力ができるようになるとうい。
- ・誰もが声をかけあえるまちになるとよい。
- ・日頃から関わっている人の方が安否確認しやすい。
- ・イベントをすれば人は集まるが、その後どうつながっていくか。
- ・地域に無関心な人をどう巻き込むか。

5年後の地域の姿

ちょっとした声かけなど、
気軽に「つながり」をつくっている。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷まずは身近な近所の人とのあいさつからお互いを知るようにします。
- ▷自治会・町会の行事や地域の防災訓練に参加し、顔見知りの人を増やします。
- ▷SNSグループなど、身近な人と災害時に情報共有するためのコミュニケーション手段を整えます。
- ▷地域の情報にアクセスしづらい人へのサポートをします。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

●地域活動団体だからこそできること

- ▷活動を地域の人々に知ってもらい、つながるきっかけとなるコミュニティイベントを開催します。
- ▷活動への参加を呼びかけ、仲間を増やしていくことで地域での活動を活発化させ、人と人とのつながりの輪を広げていきます。
- ▷活動が受け継がれていくよう、多世代による活動を展開します。

●社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

- ▷地域交流イベントが開催される際に場所や人材などを提供し、地域で共に暮らす一員として協力します。
- ▷自治会・町会で主催する地域清掃などの機会に積極的に参加し、地域の方々と共に住みよいまちをつくりまします。

大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと
大田区社会福祉協議会だからこそできること

●大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと

【地域ソーシャルメディアの運営】

- ▷住民がイベント情報や地域の取組を共有できるよう地域の情報をシェアしやすいオンラインプラットフォームを構築します。
- ▷写真や投稿を通じて、コミュニケーションの輪を広げます。

【自治会・町会、民生委員・児童委員と住民、活動団体とのつながりの強化】

- ▷自治会・町会、民生委員・児童委員と住民、地域活動団体、社会福祉法人、企業がつながることの大切さをあらためて再認識し、住民相互の活動への参加や協力を積極的に行えるよう、情報提供や集う場の設定を支援します。

●大田区社会福祉協議会だからこそできること

【地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ】

- ▷地域福祉コーディネーターが積極的に地域に出向き、望まない孤独・孤立を抱えている人が地域とつながれるよう支援します。

【災害ボランティアに関する講座等の開催】

- ▷身近な場所で開催する災害ボランティアに関する講座などを通じて、日頃から地域の中でつながりを持っていることが災害時のささえあいの基礎となることをお伝えし、講座に参加された人同士がつながりを持つ機会となるよう事業展開します。

取組 2

同じ地域で暮らす人々や、活動を行う団体、企業がつながりあえる場をつくり、地域の中での困りごとを受けとめよう。

これまでの取組・事例

■ 地域の福祉課題を共有し、つながりあえる場づくり

日頃から、地域の中で顔をあわせる機会を持ち、思いや強みを共有しながら、いざいというときに、協力しあえる関係づくりを進めてきました。さらに、地域の課題を共有することで、課題解決に向けて複数の団体が協働して活動を実施するなど、下記のような事業展開につなげています。

【たすけあいプラットフォーム事業】

たすけあいプラットフォーム事業は、地域住民、行政、地域活動団体、社会福祉法人や企業など、さまざまな人や団体が連携をして、地域の福祉課題を共有し、解決に向けて話しあいをするための場(基盤)のことです。大田区社協では、地域の福祉課題や状況に応じて、さまざまなかたちのプラットフォームを展開しています。

○六郷たすけあいプラットフォーム (平成 29(2017)年度開始)

「六郷の子どもたちが大人になるまで安心して暮らせる地域にしたい」という目的のために、勉強会や課題の共有を行いました。この場からこどもの支援に関するイベントの開催や地域活動につながりました。



六郷たすけあいプラットフォーム

○蒲田西たすけあいプラットフォーム (令和元(2019)年度開始)

蒲田西地区では、住民・団体が、地域の課題を共有し、解決の糸口を探るため話しあいの場を立ち上げました。

令和5(2023)年度には、地域の人や関係機関とのつながりを深めるために、プレミーティングを開催し、「外国籍住民への関わり・支援」をテーマに協議を進めることになりました。



蒲田西たすけあいプラットフォーム
プレミーティング

○矢口たすけあいプラットフォーム (令和 4 (2022)年度開始)

矢口地区では、『子どもたちを支える為に私たちができることが何か』をテーマについて話しあいました。地域の交流が深まり「子どもを守りたい!」との思いで学校と地域がつながるきっかけが生まれました。



矢口たすけあいプラットフォーム

【大田区社会福祉法人協議会（おおた福祉ネット）】

平成27(2015)年に設立された「大田区社会福祉法人協議会」(おおた福祉ネット)は、大田区内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人で組織しています(加入法人41法人)。

現在、4つの基本圏域ごとに法人職員が集まり、地域に根差した社会福祉法人として、地域課題の解決に向けた具体的な取組を推進しています。



←大森地域での社会福祉法人のネットワーク会議の様子



↑大田区社会福祉法人協議会パンフレット

住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・ホームページのサイトなどで閲覧できる活動団体の一覧がほしい。
- ・どうやってつながったらいいのかわからない。
- ・地域でなければ支えきれない問題が増えている。

相談・支援

- ・同じ活動をする団体同士の集まりや会議の場がほしい。
- ・住民懇談会のような場が増えるとよい。
- ・地域のコミュニティを活発にして定期的に交流会を開催したい。
- ・地域のイベントへ若者に参加してもらうにはどうしたらいいか。

ささえあい・助けあい

- ・みんなで支えあえるまちにしたい。
- ・活動団体間での助けあいが必要。
- ・誰でも参加できる場を増やして交流から情報を得て支援につなげるようにしたい。
- ・シニアと子育て世代が交流し、助けあえる地域になるとよい。
- ・NPO活動と地縁(自治会・町会など)活動の連携をもっと深めたい。
- ・話しあいをして課題を共有することが必要。

5年後の地域の姿

地域で起きていることについて、
住民同士が一緒に考えている。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷地域の中にどんな人が住んでいて、どんな心配ごとや困りごとがあるのかについて関心を持つようにします。
- ▷地域や身近な人に起きている困りごとを自分事として捉え、地域の中で話しあう場があれば積極的に参加し、自身の思いを伝えます。
- ▷地域住民同士仲間になって、できることから取り組みます。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

- 地域活動団体だからこそできること
 - ▷活動の中で見えてきた地域の課題について関係団体や機関と共有し、解決の糸口を探します。
 - ▷同じような活動をしている団体とつながり、課題を共有しながら協力しあいます。
- 社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること
 - ▷地域の中で、どのような福祉課題があるのかを住民や関係機関から積極的に聞きます。
 - ▷福祉施設としての強みを生かしながら、地域の課題解決に向けた取組を積極的に展開していきます。
 - ▷大田区社会福祉法人協議会を軸とした各地域での公益的な取組を実施します。

大田区社会福祉協議会と一緒に取り組むこと 大田区社会福祉協議会だからこそできること

- 大田区社会福祉協議会と一緒に取り組むこと
 - 【多様なプラットフォームの展開、住民懇談会の開催】
 - ▷地域で暮らす人や活動する人などが集う場を設け、地域の課題や困りごとなどを受けとめ解決に向けた動きを共に考える機会とします。
 - ▷オンラインも含めた気軽に話せる場づくりを検討し、多様な形での交流を実施します。
 - ▷住民懇談会で本計画の進捗状況について意見交換し、今後の取組につなげていきます。
- 大田区社会福祉協議会だからこそできること
 - 【地域福祉コーディネーターによる地域づくり支援】
 - ▷プラットフォームから生まれた新たな地域の取組を支援し、地域づくりにつなげます。
 - 【地域活動団体等のリスト作成と情報提供】
 - ▷地域の中のさまざまな活動団体などの情報を整理し、その情報を必要とする人に届くよう提供するしくみを整えます。

コラム:デジタル化でつながる、新しい地域のあり方

久が原地区自治会連合会(以下、久が原地区)はデジタル媒体を活用した地域づくりに力をいれています。令和5(2023)年9月には公式 LINE を開設し、地域住民の方にさまざまな地域情報を発信しています。三木伸良連合会長に久が原地区の取組をうかがいました。

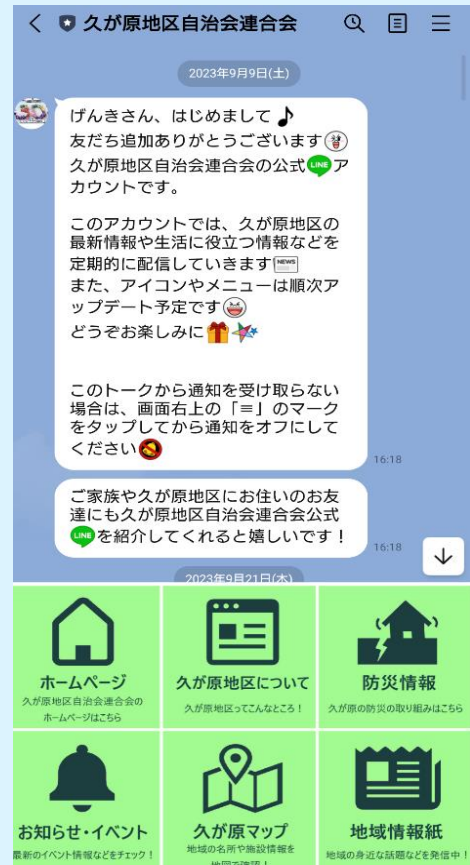
—LINE アカウントを開設することとなったきっかけをおしえてください—

久が原地区の自治会加入率は約 67%(令和4(2022)年4月時点)です。決して低いものではありませんが、やはりもっと若い世代の方、現役世代の人に地域の活動に関わっていただきたいと考えていました。

一方で、若い世代の方の忙しさもよくわかります。「自治会に加入してくれ」ということでは、いけないと思いました。

そこで、まずは幅広い世代の方に地域の情報をお届けして、久が原地区を、自治会を、知ってもらうことに重きを置こうということになりました。そして、自治会連合会、出張所の皆さんと話しあいを通じていく中で、LINE を活用したらどうかということになりました。これなら、たくさんの方に情報を早く簡単に届けることができますから。

久が原地区のイベント情報や、防犯・防災情報をチェックしてもらって、自治会活動をもっと身近に感じてもらえたら嬉しいです。



—今後のデジタル媒体の活用についておしえてください—



久が原地区自治会連合会
三木 伸良 会長

デジタル環境を整えることで、今まで自治会活動に関わっていなかった人ともつながりをもつことができます。

昨年は、各自治会館にデジタル機器を設置し、ミーティングアプリを使った「特殊詐欺」に関する講演会を実施しました。特別出張所からオンラインで講演を配信し、自治会館でそれぞれ視聴できるものです。

自治会は地域の皆さんあってのものです。社会の変化によって自治会のカタチも一緒に変わっていくことが必要だと思います。

デジタルをうまく活用して、新たな地域、自治会連合会のあり方を模索していきたいです。

基本目標2 自分の居場所や役割があるまち

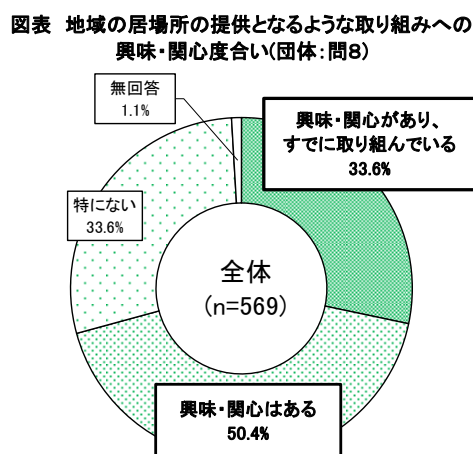
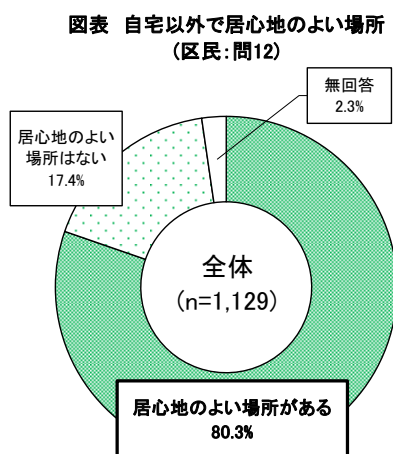
基本目標2の現状と課題

【現状の主なポイント(28ページより再掲)】

- 大田区実態調査の結果では、自宅以外で居心地のよい居場所があると回答した人のうち4割弱が、「趣味や余暇活動の場」を居心地のよい居場所と回答しているほか、団体向けの調査では8割が地域の居場所の提供に関心があると回答しています。
- 大田区社協では、ささえあい活動の仕組みとして「助っ人サービス」「ほほえみごはん」「ご近所さん事業」などの新規事業を開始し、幅広い世代がサポーターとして参加できるよう工夫を行っています。一方で、事業を支えるサポーターの確保が依然として課題となっています。
- 交流やつながりの場として、つどいの場の運営支援や地域福祉コーディネーターの地域支援事業を通じた居場所づくりなどの支援に取り組む必要があります。
- 住民懇談会では、身近なところでの活動への参加意向の意見がある一方で、大田区社協に対して活動や場所、社協事業などの情報を整理し、伝えてほしいといった意見も寄せられています。
- さらに住民懇談会では、「誰でも集まれ何でもできる場」や「ふらっと行ける居場所」「空き家の活用」など、集いの場や活動拠点などの居場所を求める意見が多く寄せられています。

【関連する大田区地域福祉計画実態調査の結果】

- 自宅以外の居心地のよい場所の有無と内容（区民向け調査：問11）
 - ・居心地のよい場所がある：**80.3%**
- 地域の居場所の提供となるような取組に対する興味・関心（地域団体向け調査：問8）
 - ・興味・関心があり、すでに取り組んでいる：**33.6%**
 - ・興味・関心はある：**50.4%**



課題 まちの中に自分らしくいられる場がほしい

身近なところで、誰もが持っている力を活かして、自分らしくいられる場や集まりなどが求められています。

取組3

地域の活動などに参加したり、役割の担い手になったりすることで、いきいきと過ごせるようにしよう。

これまでの取組・事例

■ こどものいる家庭と地域がつながる機会をつくるために

【ほほえみごはん事業】

「こどもたちのいる家庭が気になっているけれど、直接関われる機会がない」「地域のこどもたちに声を掛けたいが、なかなか一人では勇気が必要」といった住民の声から、定期的に食料品をお届けして地域の子育て世帯とつながりを持てるサポートを創設しました。

住民にとっては、今のこどもたちの生活環境を知ることが出来る機会となり、また、こどもたちにとっては、近所の人々が家を訪ねてくれる、日常的に大人と接する機会が増え、少なくなりつつあるつながりを取り戻す貴重な活動となっています。



↑訪問活動の様子

【より多くのつながりを作るための取組】

「毎月の訪問はできないけれど、何か活動したい」「人と話をするのが苦手だけど、こどもたちのために、何か活動したい」といった住民の声を受けて、2か月に1回、荷造りをする日と、1か月に1回、お米を小分けにする日に、参加を呼びかけました。活動の種類や回数を増やすことで、訪問、荷造り、お米の小分けなど、できることをできるときに行う、といった生活スタイルに応じた参加が実現しました。



←お米小分けボランティアの様子

■ 高齢者がこれからも元気にいきいきと過ごせるようにするために

【大田区いきいきしごとステーションでの取組】

無料職業紹介所「大田区いきいきしごとステーション」は、高齢化社会において元気高齢者が増え、人生 100 年時代を迎える中、社会参加を含めた就労支援を行ってきました。

窓口での就労相談、専門カウンセリングの個別相談、再就職支援セミナーの開催、合同就職面接会の開催、就労出張相談会を実施しました。

窓口での就労相談では、本人が希望される内容が、臨時的かつ短期的、または簡易な仕事などの場合にあっては「シルバー人材センター」に、地域貢献的な内容にあっては「おおた地域共生ボランティアセンター」につなげるなど、希望に見あった支援を行いました。



合同就職面接会の様子

住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・高齢化による担い手不足が心配。
- ・団体の役員のなり手がいない。
- ・どこで活動に参加できるのかわからない。

相談・支援

- ・役割と人とのつなぎ役が地域の中においてほしい。
- ・もっと学生が地域に参加できたらよい。
- ・年を取っても何かしらの仕事が続けられるような環境やしゅくみが必要。

ささえあい・助けあい

- ・人の役に立つことは嬉しいし、やる気が出る。
- ・誰もが活動に参加しやすい地域になるとよい(こどもも障害者も高齢者も病気になっても)。
- ・あらゆる世代と一緒に活動してお互いに学びあい、同じ立場として成長できるとよい。
- ・誰もがちょっとだけ役割を持てるようになるとよい。
- ・自分のできることでボランティアしたい。
- ・アクティブシニアの活躍が期待される。
- ・コロナ禍以降家に籠る人が増えているので、まず外に出るきっかけづくりが必要。
- ・何か地域のためになることはないかと考えている人は多いのではないか。

5年後の地域の姿

地域の中で生きがいを持って、
生活することができる。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷自分の得意なことや興味のあることについて整理し、地域の中でどんなことができそうか考えてみます。
- ▷何をしたらいいか悩んだ時には大田区社協に相談し、ボランティア活動などの情報を得ます。
- ▷公園でのこどもたちの見守りなど、何かひとつできそうなことから活動を始めてみます。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

●地域活動団体としてできること

- ▷団体の活動を積極的にPRし、参加してみたいと思っている人に情報を提供します。
- ▷活動の入り口を広くして、「お試し活動体験」「活動見本市」など、気軽に活動に参加してもらえるプログラムを検討・実施します。
- ▷活動を通じて人と人とのつながりが保たれるよう、地域の中で他者とのつながりが弱い人には声を掛けてみます。

●社会福祉法人・福祉事業者や企業としてできること

- ▷活動場所の確保に苦慮している地域活動団体などがあれば、所有する建物の場所を提供し、共に地域づくりを行います。
- ▷軽作業などを障害者福祉作業所に依頼したり、作業所の生産物の購入に協力したりすることで、誰もが地域の中で役割がある生活を送れるようにします。
- ▷ボランティアや担い手を地域に求めることで、ささえあいの機会づくりを行います。

大田区社会福祉協議会と一緒に取り組むこと
大田区社会福祉協議会だからこそできること

●大田区社会福祉協議会と一緒に取り組むこと

【ボランティア活動や就労、地域活動への参加促進】

- ▷さまざまなボランティア活動や地域活動などへの参加のきっかけを作り、地域の中での新たな活躍の場を広げます。

【ふくしのしごと市の開催】

- ▷大田区社会福祉法人協議会(おおた福祉ネット)として「ふくしのしごと市」を開催し、福祉専門職や資格がなくても働ける職も含め、担い手づくりを進めます。

●大田区社会福祉協議会がだからこそできること

【担い手を必要とする側と活動への参加を希望する側とのマッチング】

- ▷地域で活動する団体の担い手不足と地域で活動してみたいと考える人の情報をつなぎ、つながりと交流の場を広げます。

【絆サポーターによる地域ささえあい活動】

- ▷高齢者や産前産後の人、障害のある人への家事支援を行う「絆サポート」や、見守りが必要なご家庭への定期的な訪問活動「ほほえみごはん事業」「ご近所さん事業」、一人暮らし高齢者の安否確認を兼ねた訪問活動「ほほえみ訪問事業」などを、住民のささえあい活動により展開することで、幅広い年代の人が性別や経歴を問わず活躍できるよう取り組みます。

【ボランティア活動の推進】

- ▷特技を披露したり、使用済み切手を整理したりするなど、ボランティア活動にもさまざまな形があり、それぞれにあった活動の紹介をすることで、支援を受けている人も支援する側にまわることができ、それがやりがいや生きがいにもつながるようコーディネートします。

【いきいきしごとステーションでのシニア世代への就労支援】

- ▷いくつになっても自分らしく役割を持って生活したい人のために、就労相談やセミナーを実施し、就労につなげていくことはもちろんのこと、地域貢献にも興味のある人を含めて幅広く役割づくりを支援します。

取組4

居場所を提供する団体などを支援し、人が集う機会や役割を増やそう。

これまでの取組・事例

■ 地域の多様な活動を応援するために

家庭や学校・職場以外の、自分が「居たい」と思えるような多様な居場所(第3の居場所)が大田区にはあります。大田区社協では、地域の人々の声を聴き、居場所を提供する団体などをさまざまな形で応援しています。

【大田区子ども食堂連絡会】

子ども食堂は、子どもが一人でも安心して行かれる、無料または低額で食事ができる場所です。子どもだけでなく、地域で暮らす誰もが「今日はちょっと食べに行こうかな」と気軽に足を運んで、自分の居場所と感じられるような場となっています。

また、子ども食堂には、調理スタッフの他にも運搬スタッフや子どもたちの見守りなど、自分にできる役割をもって活動されている人が多くいます。

大田区社協では、子ども食堂の運営支援や新たな立ち上げ支援の他、子ども食堂を応援したい個人・企業などの相談にのり、互いの「地域のために何かしたい」想いをつなげています。さらに、大田区社協が事務局を務める「大田区子ども食堂連絡会※1」では、定期的な情報交換の場をもつことで、団体同士の横のつながりを広げています。

全国的にも子ども食堂の活動が注目されるなか、大田区社協としても「食」を入口として子ども食堂に寄せられる相談や地域課題などの情報をキャッチし、想いをもって活動する団体が運営を持続できるよう活動のサポートを行っています。



↑子ども食堂連絡会の様子



↑子ども食堂の様子（子ども食堂ヒロ）

※1 大田区子ども食堂連絡会とは、地域で子ども食堂を運営している人たちが交流をし、子ども食堂の輪を広げるためのネットワークです。

大田区には、令和5(2023)年3月1日時点でこども食堂が37箇所あり、団体数は令和元(2019)年から2.5倍増加しました。令和2(2020)年度から『大田区こども食堂マップ』を作成し、表面にはマップを、裏面には場所、連絡先、開催内容などを見やすく表記して、区内のこども食堂を様々な人に知ってもらえる機会となりました。
(令和6(2024)年2月現在53箇所)

大田区こども食堂マップ

大田区こども食堂マップ

発行●社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
2023(令和5)年3月1日現在
デザイン●NPO法人大森まづくりカフェ

こども食堂ってどんなところ?

子どもが一人でも安心して行ける。
無料または低額で食事ができる場所です。

地域のおじさんやおばさん、子育て中のパパやママ、一人住まいの学生など、地域で暮らす誰もが「今日はちょっと食べに行こうかな」と気軽に行ける。多くの人たちが自分の居場所と感じられるような場、世代間交流ができる場になっています。

『大田区こども食堂マップ』は、「産未たすけあい」地域ふれあい基金を原資として作成しています。

最新情報はこちら

※開催状況が変わる場合もありますので、最新の情報は、大田区社会福祉協議会までお問い合わせください。

03-3736-5555

大田区こども食堂マップ

発行●社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
2023(令和5)年3月1日現在
デザイン●NPO法人大森まづくりカフェ

●大森エリア

- 11 馬込子まもり食堂
- 12 八木川会子ども食堂(八木川地区)
- 13 新井アエ
- 14 新井アエ(アトリエ)
- 15 てくてく食堂
- 16 鹿島アグネス子ども食堂
- 17 Steak & Hamburg SOH
- 18 こども食堂(おばいり) 鹿島
- 19 おかこカフェエルデ
- 20 ぼんぼんキッチン

●調布エリア

- 4 調布こども食堂みんなではん
- 5 子ども食堂ともこちゃん
- 8 子ども食堂ウキキッチン
- 9 子ども食堂フランスコの広場
- 10 こあら村のこども食堂

●蒲田エリア

- 21 みんなでべんぐ
- 26 はちみつ食堂
- 27 感動こども食堂
- 28 だんだんアソビこども食堂
- 29 いちで食堂

●糎谷・羽田エリア

- 30 VICスマイルキッチン
- 31 万人こども食堂
- 32 子ども食堂やんやん
- 33 ユニバーサルこども食堂
- 34 おたのこども食堂(南六期)
- 35 おたのこども食堂(北期)
- 36 大森あしあわせ食堂
- 37 おうち食堂ネットワーク

『大田区こども食堂マップ』は、「産未たすけあい」地域ふれあい基金を原資として作成しています。

<凡例>

- 調布エリア
- 大森エリア
- 蒲田エリア
- 糎谷・羽田エリア
- 飲食店

●主な対象 ●会場 ●開催日時 ●利用料 ●連絡先 ●運営エリア ●運営団体 ●糎谷・羽田エリア ●飲食店

【地域福祉活動団体支援事業・つどいの場運営支援事業】

児童・高齢・障害・地域など、多世代を対象にした多様な分野で活躍する団体を応援するため、「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」を原資とした助成を行っています。

「地域福祉活動団体支援事業」は、幅広く地域福祉活動に取り組む民間団体を支援しました。助成には、1.年間を通じて行う活動に対する助成(通年事業助成)、2.イベント行事等の活動に対する助成(イベント助成)、3.新規事業に対する助成(トライアル助成)があり、令和4(2022)年度、76 団体に助成を行いました。

「つどいの場運営支援事業」では、当事者同士の交流場所や趣味活動を通して、地域のなかに一息つける居場所をつくっている団体に対し活動費の助成などの支援を行っています。

【令和4(2022)年度団体実績】

事業	内容	決定団体数
地域福祉活動団体支援事業	通年事業助成	58 団体
	イベント助成	9 団体
	トライアル助成	9 団体
つどいの場運営支援事業	【活動例】 ・こども食堂・ダンス体操・手芸 ・脳トレ・公園遊び など	90 団体

住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・空き家を居場所に活用できないか。
- ・居場所を確保するための家賃の負担が大きい。
- ・こどもの居場所が少ない。

相談・支援

- ・福祉団体への助成金が拡大されるとよい。
- ・行政と社協と民間が協力しないと解決できない課題があると思う。

ささえあい・助けあい

- ・多世代・多文化のカフェ(居場所)があるとよい。
- ・誰でも集まれ、何でもできる場があるとよい。
- ・ふらっと行かれる居場所が近くにほしい。
- ・こどもや退職した方の居場所がたくさんあるとよい。

5年後の地域の姿

地域で居場所づくりをする人や機会が数多くある。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷居場所の中にはさまざまな事情で生きづらさや望まない孤独・孤立を抱えている人のために運営しているところもあることへの理解を深めます。
- ▷さまざまな居場所を運営する団体への助成事業の原資となっている「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」に協力することで、団体の活動を支えます。
- ▷思いを同じくする人と力をあわせて居場所づくりを実践します。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

●地域活動団体としてできること

- ▷居場所を運営している・いないに関わらず、同じ地域で活動する団体同士で互いに協力し、活動の輪を広げます。
- ▷居場所を利用する方々の思いに寄り添うとともに、地域の中で活動できることを紹介し、新たな生きがいの場を提供します。

●社会福祉法人・福祉事業者や企業としてできること

- ▷所有する建物の一室を居場所として無料で貸し出しするなど、活動を支援します。
- ▷所属する職員を居場所の運営に関わるスタッフとして派遣するなどの支援をします。
- ▷居場所の運営に必要な物品の提供などの支援をします。

大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと
大田区社会福祉協議会だからこそできること

●大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと

- ▷居場所の確保や運営スタッフの確保に困ったときには、大田区社協のさまざまなネットワークを駆使し、活動が継続できるよう支援します。
- ▷大田区社協の持つ広報手段を活用し、団体の活動PRを支援します。
- ▷新たに居場所づくりに取り組みたい団体や個人からの相談に応じ、支援します。
- ▷さまざまな助成金に関する情報を提供するなど、活動の継続を支援します。

●大田区社会福祉協議会だからこそできること

- ▷地域福祉活動団体支援事業やつどいの場合支援事業を通じて居場所を運営する団体を支援します。
- ▷「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」を活動団体支援のために活用します。
- ▷地域福祉コーディネーターによる地域づくり支援の一環として、居場所を必要とする人を居場所につなげるだけでなく、居場所の運営など活動を地域で支える働きかけを行います。
- ▷区内の居場所の情報が必要な人に向けてリストを作成し、SNSを含めたさまざまな手段による情報発信を行います。

コラム:不登校のお子さんへの支援

「あびーろーど」は、様々な理由で学校に通いづらい子どもたちが安心して過ごせる居場所です。令和4(2022)年度に大田区社協の地域活動団体支援事業(トライアル助成)を活用し、立ち上げました。週に一度、NPO 法人こあら村で活動していて、小学生から高校生、保護者がゲームやクラフトなどをしながら、自分たちのペースで、のんびり・ゆったり過ごしています。「人とモノを傷つけない」こと以外、特に細かいきまりはありません。

「あびーろーど」と地域福祉コーディネーター、関係機関が連携して、絵の得意な子どもたちに地域包括支援センターが発行する通信紙や区のイベントなどのチラシにイラストを描いてもらう機会を作ったり、地域のお祭りに参加して、子どもたちが作った「手作りうちわ」を一緒に販売したりしました。

その他にも大田区社協が月に一度実施しているこどもの居場所「のびのび」と協働して、「夏祭り」と「クリスマス会」を行いました。その際、一緒に飾り付けをしたり、保護者の方にクリスマスリースなどの作り方を教えてもらいました。

このような取組を通して、子どもたちからは、「楽しい!」「またやりたい!」といった感想があり、この居場所での出会いや取組が、参加する子どもたちにありのまま自分らしく生きることの大切さを伝えています。

菅江代表から
ヒトコト

オープンしてから1年半、子どもたちは確実に成長しています。その変化に立ち会えることは、何ものにも代えがたい喜びです。子どもたちに多くのことを教えてもらいました。



↑お祭りで販売したうちわ



↑夏祭りでの工作活動

コラム:新たな居場所を見つけ、楽しみを広げた団体「池上ボッチャの会」

長年、輪踊りの会^{※2}で活動されている団体から、新型コロナウイルス感染症拡大により、高齢者の方が外に出るきっかけとして、新たに何かできる活動がないかという相談をボランティアセンターが受けました。ユニバーサルスポーツのボッチャをご案内したところ、ボッチャをとして交流できる活動を定期的に行うようになりました。趣味を通じたつどいの場の誕生です。

練習を重ね、大田区の大会に出場したところ、見事に優勝。ボッチャを教えてくれる人、試合で応援してくれる人、居場所を通じてつながれた瞬間でした。また、優勝の報告をいきいきと話されていたことが印象的でした。ボッチャ・カーレットなど、ユニバーサルスポーツの貸し出し事業も、歳末たすけあい・地域ふれあい募金が原資となっています。

※2 輪踊りの会は、蓮沼中学校卒業生の保護者の会「蓮中友の会」が中心となり数十年前から活動を続けています。



↑ボッチャ大会の様子



↑優勝時の写真

基本目標3 身近なところでささえあうまち

基本目標3の現状と課題

【現状の主なポイント(29ページより再掲)】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施した特例貸付からは、30歳代以下の若い世代も生活に困難な状況を抱えていることが見えてきました。今後、償還事務の中で、生活困窮に陥らないよう、相談に応じながら支援していくことが必要となっています。
- 大田区実態調査の結果では、困りごとの相談先として区役所等や区の専門機関は1割強である一方で、団体向けの調査からは半数以上が困りごとの相談を受けたことがあると回答しています。
- 地域活動やボランティア活動への参加意向では、8割が活動の特徴次第で参加したいと回答しており、活動への高い参加意向が伺えます。
- 大田区社協では、地域福祉コーディネーターが地域住民や団体、関係機関などと連携しながら、アウトリーチによる生活課題を抱えた人の発見や支援機関につなぐ取組を行っています。
- ボランティアセンターのボランティア登録やボランティア活動の相談は増加傾向にあり、フードドライブの食料品仕分けなど参加しやすいボランティア活動も生まれています。
- 住民懇談会では、「困った時にすぐに対応してくれる所(人)」「相談窓口を分かりやすくしてほしい」といった相談先や支援についての意見が寄せられました。
- 住民懇談会では、活動の充実や地域の困りごとの解決などについて、団体同士や企業との連携・協働を望む意見が寄せられています。

【関連する大田区地域福祉計画実態調査の結果】

● 悩みや不安・困りごとの相談先（複数回答）

（区民向け調査：問22）

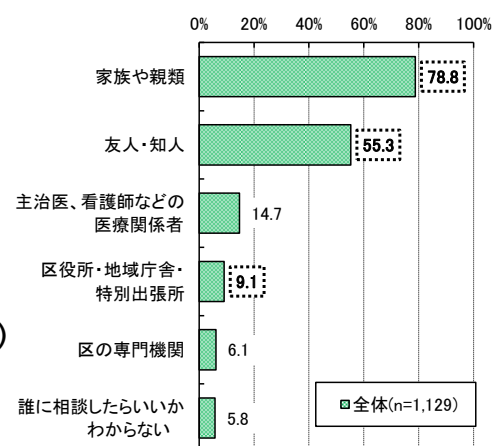
- ・ 区役所・地域庁舎・特別出張所：9.1%
- ・ 区の専門機関：6.1%

● 地域活動やボランティア活動に参加したいと

思う特徴・内容（区民向け調査：問18一部抜粋）

- ・ 単発・短期間で参加できるもの：48.2%
- ・ 自宅の近くで参加できるもの：36.6%
- ・ 一人でも参加できるもの：28.5%

図表 悩みや不安・困りごとの相談先
（区民：問22一部抜粋）



課題 誰かのために力になりたい

困りごとを解決できるよう、多様な主体が支えあうボランティア活動の展開や、相談しやすい場や人が求められています。

取組5

地域の中には気軽に相談できる場所（人）がある（いる）ことを知り、ひとりで悩んでいる人がいたらそのことを伝えよう。

これまでの取組・事例

■ 身近な場所で相談できる機会を作るために

【東糀谷六丁目相談会「つなが～る相談会」】

糀谷・羽田地区の地域福祉コーディネーターが、東糀谷六丁目団地の住民は、「交通アクセスの問題」や「入居者の高齢化」などにより、情報提供や相談を受ける機会といった社会資源が不足しているのではないかと考え、地域包括支援センター糀谷及び自治会・町会と協力して、団地内の集会室になんでも相談できる場を設けました。

相談の内容は「区のサービス」「老いじたく」「近隣関係」などさまざまで、「月に1度のこの日を待っていた」とお話される人もいます。相談を受ける中でニーズを拾い上げ、コロナ禍にはワクチン接種予約支援会を開催するなど、派生した取組も行いました。

その他、通りすがりに外で話をされる人、看板設置の際に声をかけてくださる人も多いため、今後も慣れ親しんだ身近な場所で、安心して相談ができるような機会づくりを心がけています。



↑つなが～る相談会の相談室



↑自治会長と作成した相談会看板

住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・様々な制度があるが何を支援してくれるのかわからない。
- ・制度が多すぎて使い方がわからない。
- ・必要なところに必要な情報が届いていない。

ささえあい・助けあい

- ・「おせっかいやさん」がたくさんいるとよい。
- ・「助けて」と気軽に言えるしくみがあるとよい。
- ・みんなが温かい目でお互いを見守る社会になるとよい。
- ・困りごとのつなぎ役になれるようにしたい。
- ・「積極的に声掛けする・したい」など計画に明文化すると活動しやすい。

相談・支援

- ・相談窓口をわかりやすくしてほしい。
- ・困りごとの相談はどこへしたらいいのかわかったらよい。
- ・ワンストップの相談先があるとよい。
- ・民生委員さんとの交流の場があるとよい。
- ・声を掛けにくいので、困りごとのある人が集える場所があるとよい。

5年後の地域の姿

ひとりで悩まずに、相談することができる場所(人)がある(いる)ことを知っている。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷自分の暮らす地域の中に、どんな相談窓口があるのかを調べてみます。
- ▷地域の情報(おおた区報やおおた社協だより、自治会・町会などの広報紙、区設掲示板など)に関心を持ちます。
- ▷困っている人を見かけたら、声をかけます。
- ▷困りごとを抱えたときに親族や友人などと相談をしてみます。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

●地域活動団体だからこそできること

- ▷地域の行事やイベントに参加し、同じ地域の中に団体や企業と交流します。
- ▷さまざまな団体や企業との交流を通じて、それぞれの団体がどんなことに取り組んでいるのかを知っていきます。
- ▷地域の困りごとに対し、団体として、どんなことができるかを話しあってみます。
- ▷日々の活動や業務を通じて把握した困りごとについて、専門機関などにつなげます。

●社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

- ▷自分の事業所の事業内容などを、地域の人に知ってもらえるよう周知します。
- ▷利用者だけでなく、利用者の家族も含めた世帯全体の困りごとを受け止め、関係機関と一緒に支援について考えます。
- ▷大田区社会福祉法人協議会(おおた福祉ネット)に参加し、他法人の状況や地域の状況を把握します。さらに、地域の課題について、法人としてどのようなことができるのかを協議します。

大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと
大田区社会福祉協議会だからこそできること

●大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと

- ▷地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動を、住民の皆さんに幅広く知っていただけるよう、大田区社協において周知や活動支援を行います。
- ▷民生委員・児童委員をはじめ地域の方々から、大田区社協に寄せられた相談を受けとめ、関係機関との調整を行います。
- ▷困りごとを抱えた人の支援方法について、関係機関などと一緒に考え、チームで支えていけるような体制づくりを行います。

●大田区社会福祉協議会だからこそできること

- ▷地域の人からの困りごとを受けとめ、専門機関などにつなげます。
- ▷進学の際の受験費用や塾代など、または学費などについてお困りの人の相談を受け、支援します(受験生チャレンジ支援事業など)。
- ▷生活の困りごとの相談を受け、支援します(生活福祉資金貸付事業)。
- ▷地域のイベントに参加する際は地域福祉コーディネーターによる相談ブースを設け、社協の存在と役割を知ってもらえるよう努めます。

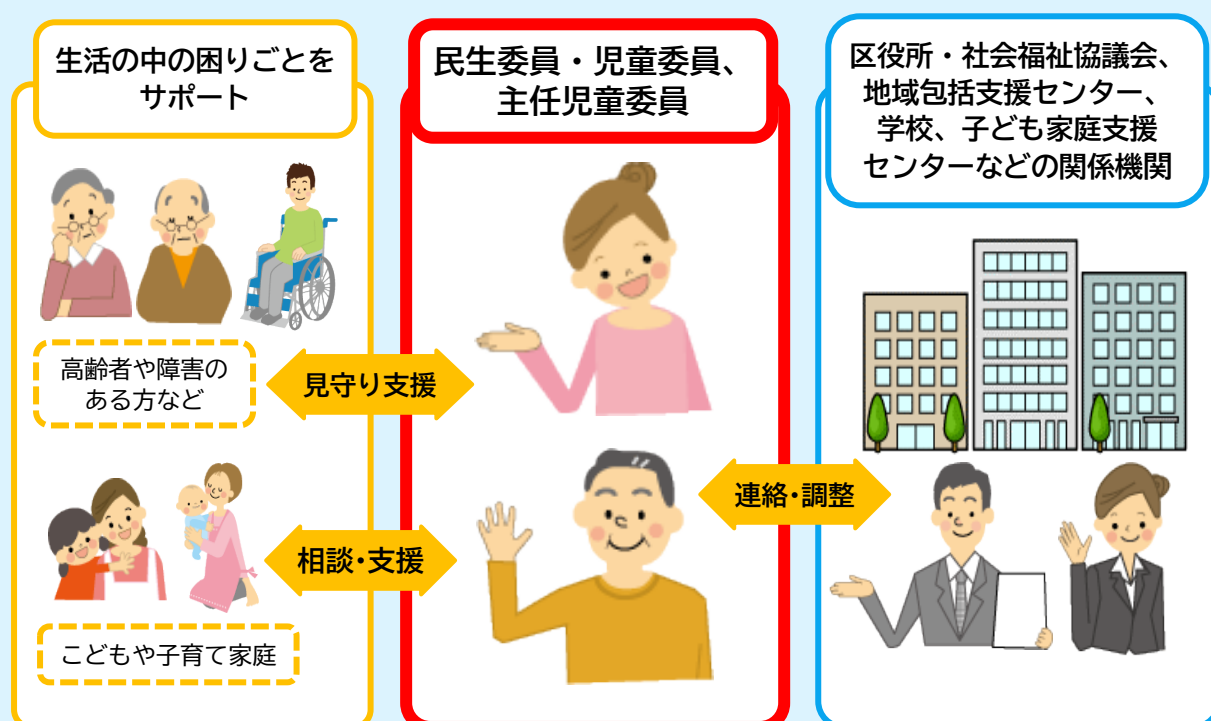
コラム:地域の身近な相談窓口 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣により委嘱されている特別職の地方公務員です。高齢者や障害者、子育て世帯など、地域住民からの生活上のさまざまな相談を受けとめ、関係機関の紹介や連絡調整を行い、困りごとの解決をサポートしています。また、児童福祉のことを専門的に担当する主任児童委員も設置されています。

民生委員・児童委員には、民生委員法により守秘義務が課せられていますので、安心して相談いただけます。

大田区社協と民生委員・児童委員は、地域福祉を推進するうえで連携・協働の重要なパートナーです。現在、大田区内で約500名の民生委員・児童委員が活動をしています。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の活動】



《民生委員・児童委員と社協》

昭和 27(1952)年に当時の民生委員の会議の場において、社会福祉協議会の設置が議題となり、区内9つの地区に社会福祉協議会が設立されました。こうした動きから、同年11月には大田区社協の前身となる「大田区社会福祉協議会連合会」が発足した経緯があります。

事業面でも、大田区社協が相談窓口を担っている「生活福祉資金貸付事業」は、戦後、民生委員が中心となり、低所得者世帯の自立支援として取り組んだ「世帯更生運動」をきっかけに生まれました。現在も、都道府県社会福祉協議会と民生委員・児童委員、区市町村社会福祉協議会の連携のもと実施しています。

取組 6

ボランティア活動や企業などの地域貢献活動を通じて、地域の中の困りごとを受けとめ、みんなで支えあおう。

これまでの取組・事例

■ 地域の困りごとのために、多様な主体がつながる

【食を通してのささえあい・おおたフード支援ネットワーク】

令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に収入が減り、生活に困窮する人が増加しました。それに伴って地域では、こども食堂が会食形式からお弁当や食材の配布形式に変わり、ボランティア団体などが食料品を無料で配布する活動(フードパントリー)が活発になりました。(令和4(2022)年度こども食堂37カ所、フードパントリー団体7団体)

一方、コロナ禍で社会経済活動が止まり、企業からは、余剰食料品なども含めた食料品の寄附の申し込みが、大田区社協に数多く寄せられるようになりました。(令和4(2022)年度食料品提供ご協力企業数26社)

このことをきっかけに、大田区社協では、食料品を集めて、必要としている人へお渡しするマッチングを積極的に行うようになりました。

家庭にある未利用の食料品を集める活動(フードドライブ)も、おおた社協だよりやX(旧 Twitter)で積極的に広報し、様々な場所でフードドライブを展開し、多くの人々のご協力により、10トンを超える食料品が集まるまでになりました。

令和4(2022)年度 フードドライブ実績数

自治会・町会・
地域のイベント
拠点:8カ所

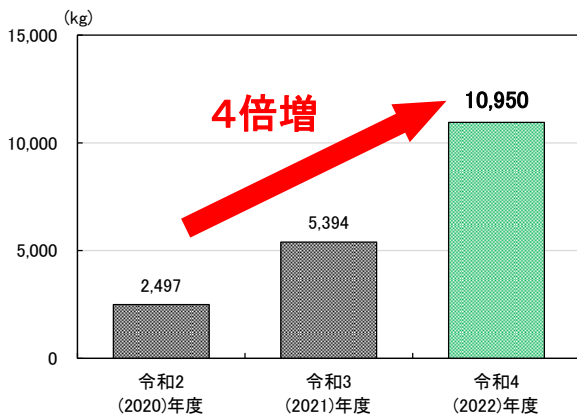


企業による
社内フードドライブ
ご協力企業:16社



コンビニ・スーパー等
ご協力店舗数:16社

図表 フードドライブで集まった食料品の推移



出典:大田区社会福祉協議会 資料より

令和4(2022)年度の
実績

10トン!

【おおたフード支援ネットワーク】

「食」を通して、あらたな出合いやつながりが地域の中に生まれています。フードドライブで集まった食料品を仕分ける作業に、企業(令和4(2022)年度ご協力企業数2社)や個人(令和4(2022)年度延べ47人)の人が定期的にボランティアとして参加して下さるようになりました。

さらに、令和5(2023)年度には「フードパントリー団体交流会」を開催し、コロナ禍からのフードパントリー活動の現状と課題を共有し、団体同士のつながりを作ることができました。

地域のささえあいが広がる一方で、3年に及ぶコロナ禍と昨今の物価高が、生活困窮世帯に追い打ちをかけています。生活が困窮することで、人と人とのつながりが希薄化し、社会から孤立するケースも見受けられます。今後の展開には、「食」を通じた「相談支援」「参加支援」「地域づくり(居場所づくり)」を一体化した、多様な主体が取り組むフード支援ネットワークづくりが求められています。

「食」を通してのささえあいのネットワークづくり (おおたフード支援ネットワーク)



住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・ボランティアの横のつながりが少ない。
- ・コロナによりボランティアへの情熱が冷めてしまっている。

相談・支援

- ・個々の課題解決をすることにより、みんなのウェルビーイングを広げたい。
- ・学生が地域の人と気軽に交流できるしくみがあると良い。

ささえあい・助けあい

- ・ボランティア募集・参加機会を知ることができるとよい。
- ・あらゆる世代にボランティアの精神を根付かせたい。
- ・自分のできることをボランティア登録できるとよい。
- ・ボランティアの団体同士がもっとつながるとよいのではないか。
- ・企業と地域がつながるしくみを作りたい(情報発信や持っている資源を提供するなど)。

コラム:住民懇談会について

令和5(2023)年に区内4地域ごとに実施した「住民懇談会」には、地域に深くかかわる自治会・町会や民生委員・児童委員、地域活動団体をはじめ、社会福祉法人、福祉事業者また大学などの学校関係や企業といった、さまざまな方々にご参加いただくことができました。

住民懇談会では、それぞれの多様な立場から、本計画策定にあたって大変貴重なご意見や気づきを、多くいただくことができました。

また、参加者同士で地域の状況や活動の状況などの情報交換や、新たなつながりができるなど、住民懇談会が地域のつながりの場ともなりました。

本計画期間の間、毎年度、住民懇談会の開催を予定しています。本計画の取組の状況をお伝えし、ご意見をいただくとともに、地域をつなげていく重要な場として、住民懇談会の取組を進めてまいります。



令和5(2023)年度の住民懇談会の様子

5年後の地域の姿

身近な人の困りごとに心を寄せつつ
互いに支えあっている。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷地域の中で、どんなボランティア活動があるのかを調べてみます。
- ▷フードドライブや切手整理ボランティアなど、自分のできる活動から始めてみます。
- ▷地域のイベントやお祭りなどを手伝ってみます。
- ▷ボランティアに参加した感想を学校や職場で話してみます。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

●地域活動団体だからこそできること

- ▷地域のイベントや区民活動フォーラムなどに参加し、他の地域活動団体と交流します。
- ▷地域の困りごとを自分の活動する団体で共有します。
- ▷地域の困りごとに対し、団体や企業の強みを生かして、取り組めることを考え、できることから始めてみます。

●社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

- ▷地域の行事や話しあいの場に参加し、地域の現状を把握します。
- ▷法人や事業者、企業の強みを生かし、地域の困りごとや生活課題に対し、どのようなことができるかを考え、解決に向けた取組を始めてみます。
- ▷地域の課題解決に向けた取組を幅広く周知し、さらなる活動の理解者や協力者を増やしていきます。
- ▷企業で行った社会貢献活動などを、広く周知します。

大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと 大田区社会福祉協議会だからこそできること

●大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと

- ▷地域の中にある生活課題を、地域全体として受け止め、それぞれがどのようなことができるかを一緒に考えていきます。
- ▷一つの団体で解決が難しい課題についても、地域のネットワークを生かしながら、複数の団体や企業などと一緒に解決に向けて取り組めるように、調整を行います。

●大田区社会福祉協議会だからこそできること

- ▷ボランティア活動を行いたい人の相談に応じ、活動ができるように支援します。
- ▷気軽にできるボランティア活動(使用済み切手整理など)や地域貢献活動(フードドライブなど)のプログラムをつくっていきます。
- ▷地域貢献活動を行いたい団体や企業の相談に応じ、活動を支援していきます。
- ▷地域貢献活動を行う団体や企業について幅広く周知し、さらに地域貢献活動が広がるよう、周知や啓発に取り組みます。

基本目標4 お互いを認めあい誰もが自分らしく暮らせるまち

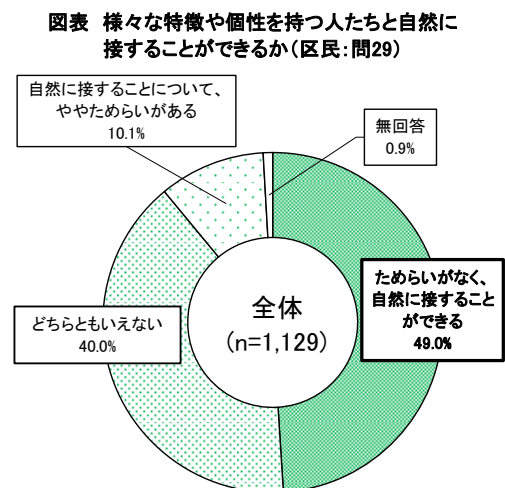
基本目標4の現状と課題

【現状の主なポイント(29ページより再掲)】

- 区内の障害者手帳の所持者数、外国人人口は増加が続いています。
- 大田区実態調査の結果では、成年後見制度の内容を知らない人は半数以上で、制度が利用しやすくなるためには、内容を知る機会や身近な相談窓口があること、という回答が多くなっています。
- 大田区社協では、区と共に成年後見制度利用促進中核機関として、成年後見制度についての個別相談や講座などによる普及啓発、後見人の育成のほか、地域の関係機関、専門職と連携して、支援体制の強化に取り組んでいます。
- 大田区社協と各団体は、福祉体験授業の実施など福祉学習を通じた、こどもの時からの多様性の理解、相互理解の取組を進めています。
- 住民懇談会では、「成年後見制度がまだよく伝わっていない」「権利が守られる社会になってほしい」といった意見が出ています。
- 住民懇談会では、「障害のある人への理解」や「多世代、多国籍の人たちが安心して暮らせる地域にしたい」といった共生・多様性に関する意見が寄せられています。

【関連する大田区地域福祉計画実態調査の結果】

- 成年後見制度の認知度（区民向け調査：問31）
 - ・ 名前は知っているが内容は知らない：36.0%
 - ・ 全く知らない：22.4%
- 成年後見制度が利用しやすくなるために必要なこと（区民向け調査：問35 一部抜粋）
 - ・ 内容を知る機会の充実：50.6%
 - ・ 利用するための手続きなどが分かりやすくなる：49.5%
 - ・ 利用方法についての身近な相談窓口がある：40.7%
- 様々な特徴や個性を持つ人たちと自然に接することができるか（区民向け調査：問29）
 - ・ ためらいがなく、自然に接することができる：49.0%
 - ・ 自然に接することについて、ややためらいがある：10.1%
 - ・ どちらともいえない：40.0%
 - ・ 無回答：0.9%



課題 このまちで自分らしく暮らしたい

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく暮らせるよう、お互い認め合い、理解し合える環境や一人ひとりの権利を守る仕組みが求められています。

取組 7

地域で暮らす様々な人たちへの理解を深めるために
福祉学習に参加しよう。

これまでの取組・事例

■ 多様な生き方にふれて、「ともに生きる」を育もう

【小中学校での福祉学習】

福祉学習は、地域で暮らしていくうえで、福祉を学び、ともに分かりあえる地域づくりを目標としています。

大田区社協では、令和5(2023)年度には5つの小学校へ出向き、それぞれ、車いす体験・高齢者疑似体験・白杖体験と、点字教室を行いました。いずれも授業を提供するだけでなく、ボランティア・地域包括支援センター・社会福祉法人・介護事業所などの協力を得て、地域のチーム体制で授業を組み立てました。体験授業の後の質疑応答でも毎回小学生から多くの質問が飛び交い、互いに学びを深めることができました。



←小学校での車いす体験



←教室での障害に関する
講義

【夏！体験ボランティア】

これまでボランティアに関心がありながらも、きっかけがなかったという人に、夏の期間を利用して、さまざまな分野のボランティア活動が体験できる機会を設けています。

【新たな取組：幅広い年代の方がさまざまな体験をできるように】

令和5(2023)年度は、ボランティアに参加できる年齢を小学生まで広げ、受入先とのプログラムづくりに取り組みました。

また、ボランティアプログラム作成にあたって、従来の高齢者や障害者の福祉施設、保育園、NPO法人のほか、活動団体、地域の人に幅広くプログラムの提供を呼び掛けて新たな活動の場を増やし、延べ216名の方に参加していただくことができました。



↑夏休み子ども手話教室の様子

【傾聴ボランティア入門講座】

ボランティア活動に関心のある人や活動している人を対象に、ボランティア活動の充実をめざし、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて、傾聴ボランティア入門講座を開催しました。オンライン受講を取り入れたことにより、多くの人に参加していただくことが可能となり、相手の心に寄り添うことの大切さを学びました。

住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・子どもと障害者が触れ合う機会が少ない。
- ・精神障害者への理解が不十分。
- ・「障害から」ではなく「その人から」知ってほしい。そんな接点を作りたい。

相談・支援

- ・誰も一人も取り残さない「公共政策」「まちづくり」が進んでほしい。
- ・セクシャルマイノリティの友人に居場所や相談場所が必要。
- ・大田区はボランティアの垣根が低く応募しやすい。

ささえあい・助けあい

- ・子ども、若者、高齢者がお互いを認め合って暮らす社会にしたい。
- ・多世代、多国籍の人が暮らせる地域にしたい。
- ・障害のある人、外国人、セクシャルマイノリティなど多様性を尊重できるとよい。
- ・区民皆が傾聴の基本を知っているとよい。
- ・未来を創る十代が生き生きと行動できる地域にしたい。
- ・地域のために何ができるか、子どもたちが考える授業が進むとよい。
- ・「フル・インクルージョン」の教育が始まるとよい。

5年後の地域の姿

ひとりひとりの生き方を理解しあっている。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷さまざまな人と関わり、多様な生き方や価値観を理解します。
- ▷多様性の理解など、地域での学習会に参加してみます。
- ▷認知症サポーター養成講座など、地域で行われている講座に参加してみます。
- ▷地域の障害・高齢・こどもなどのボランティア活動に参加してみます。
- ▷福祉施設で開催されるおまつりに参加してみます。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

●地域活動団体だからこそできること

- ▷区と協力しながら、小中学校で行われる障害者理解に関する学習会を実施します。
- ▷団体として実施している福祉学習のプログラムについて、他団体と情報を共有します。

●社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

- ▷福祉の専門性を生かし、地域に向けてできる福祉学習のプログラムなどについて、話しあいます。
- ▷ボランティアの受け入れを行い、障害のある人や高齢者など、さまざまな人と関わる機会をつくります。
- ▷サービス利用者が地域のイベントに参加することで、お互いを理解する場となるよう支援します。
- ▷認知症や介護などの現状について学ぶことで、働きながら介護をする職員への理解を深め、介護離職の防止につなげます。
- ▷企業の内部研修会において、多様性の理解や障害の理解などを学ぶ機会をつくります。

大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと

大田区社会福祉協議会だからこそできること

●大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと

【福祉学習の推進】

- ▷教育現場における福祉学習にとどまらず、地域共生社会の実現に向けて、世代や分野を超えた幅広い視点において、多様性の理解を深める機会をつくります。
- ▷さまざまな団体で実施している学習会などを広く周知し、多くの人が参加できるようにします。

●大田区社会福祉協議会だからこそできること

- ▷福祉学習の進め方やプログラムの内容などがスムーズに実施できるよう支援します。
- ▷福祉学習の実施に必要な、講師の紹介や協力団体とのマッチング、物品の貸し出し（福祉体験用具など）を行います。
- ▷福祉施設ボランティア受入研修を実施します。
- ▷地域で暮らす外国人の支援について、身近な地域の中で話しあう場をつくります。
- ▷未来を担う小・中・高校生や若者への福祉教育を推進し、障害者をはじめ多様な人たちへの理解が深まるよう支援します。

コラム:知的障害の理解を深めるために

【心のバリアフリーすすめ隊】

体験型のワークショップは、実際に疑似体験することで、学んだことと自分との間に接点が生れます。

時間が経って、内容そのものの記憶は薄れても、そのとき感じた思いを、ふとしたときに思い出すこともあります。

「心のバリアフリーすすめ隊」は、大田区手をつなぐ育成会が、平成19年から取り組んでいる活動です。

見た目ではわかりにくい知的障害のある人の障害特性の理解を広げるため、区内の小中学校をはじめ、区民の方などに向けて出前講座を行っています。

一見不可解に見える行動には必ず本人なりの理由があること、私たちがふだん何気なく使っている言葉の曖昧さと、わかりやすく伝えるためには、どのような配慮(工夫)が必要かなどを学びます。

そのプログラムは、小学生でもわかりやすい映像を取り入れた講話と、当事者がどんなことに困っているのかを、疑似体験を通して学んでいきます。

最後には、「すすめ隊」のメンバーによる日頃の生活の中での体験談の紹介があります。それは、同じ地域で暮らしている家族のお話です。

ワークショップに参加した小学生は、「今日、話を聞いて、しょうがいのあるひとと私たちと同じ人間といういきが強くなった気がします。」と話していました。

インターネットで情報を得ることが日常となった今、検索すれば多くの情報があふれています。

しかし、体験することで生まれる理解は、何にも代えがたい重みがあります。

地域のなかでの心の障壁(バリア)を取り払う取り組みが、少しずつひろがっています。



↑小学校での疑似体験の様子

取組 8

障害や認知症などの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるよう、権利擁護の推進をはじめとした支援について理解しよう。

これまでの取組・事例

■ 本人の想いに添った暮らしの実現に向けて

大田区と大田区社協は中核機関として、成年後見制度の正しい理解への周知啓発を図り、制度利用が必要な方へ適切な情報が届くよう取組んでいます。また、市民後見人の育成・支援をとおり、地域の力と連携しながら権利擁護支援と意思決定支援の浸透を図っています。

【権利擁護支援検討会議】

会議の中では、権利擁護支援が必要な人について、成年後見制度の利用ありきでなく、どのような支援が必要かという観点で検討をすすめてきました。

検討の際、権利擁護支援シートを活用することで、本人の情報や意向、嗜好、課題を見える化し、支援チームでの情報共有と課題整理を大切にしながら、本人主体の支援へつなげています。

一方、支援者が対応に悩んだり、複雑な課題のあるケースに対しては、専門職による専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で本人の権利擁護の支援方針、意思決定支援、チーム支援のあり方などを検討し助言を得る場を確保しています。

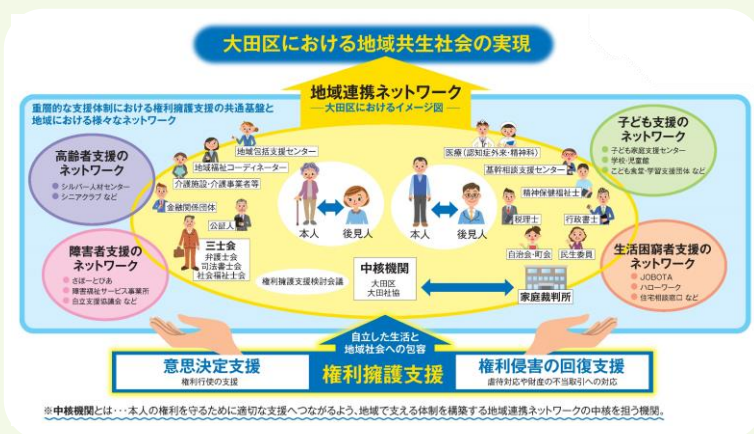
中核機関では、チーム形成支援や後見人等就任後のチーム支援にも携わるなど、継続した支援体制に努めています。

【地域連携ネットワーク（中核機関としての役割）】

本人の権利を守るために適切な支援へつなげるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークづくりに取り組んでいます。

令和4(2022)年度からは、大田区とともに成年後見制度等利用促進協議会を立ち上げ、各分野の専門職と地域における現状と課題を共有しながら、支援が必要な人を早期発見・早期支援につなげる仕組みや地域連携ネットワークのあり方について協議してきました。

互いの活動内容や強みを知り、顔の見える関係を構築しながら、引き続き地域の連携とネットワークの実現をめざします。



【法人後見・地域福祉権利擁護事業】

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)と成年後見制度は、判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らせるよう権利を護る仕組みです。

地域福祉権利擁護事業の利用者数は、令和5(2023)年12月末現在で42人です。事業スタート時は、軽度認知症の高齢者が多くを占めていましたが、現在は知的障害や精神障害のある利用者も増えてきています。地域住民でもある「生活支援員」が月1回程度訪問し、同じ目線に立ち、本人に寄り添った支援をしています。

また、大田区社協では成年後見制度における後見人等を法人で受任しています。令和5(2023)年12月末現在の受任件数は、法定後見16件と任意後見3件の計19件です。平成19(2007)年に初めて法人後見を受任してからの累計は、71件となりました。「ご夫婦」や「高齢の親と障害のある子」のケース、法的な課題があるため「弁護士との複数受任」のケースなど、さまざまなケースに対応する中で、後見人だけで本人を支えるのではなく、「支援者がチームとなり支援すること」「チーム内で情報共有を図ること」の大切さを実感しています。それらの経験が、相談業務をはじめ、市民後見人の育成、監督人としての業務にも活かされています。

ご本人の判断能力の低下などにより、地域福祉権利擁護事業の利用者が、成年後見制度の利用へ移行し、法人後見として受任するケースもありますが、「ご本人の意向を尊重し、チームで支援していくこと」を常に意識して取り組んでいます。

■ 地域のちからを支えるちからに！

【市民後見人の育成・支援】

おおた成年後見センターでは、市民後見人養成講習の実施や修了者の活躍の場の拡充に取り組んでいます。

市民後見人は、同じまちで生活する区民目線で本人に寄り添い、きめ細やかな支援が期待され、区内でも市民後見人として活躍する方の輪が広がっています。受任においては本人(成年被後見人等)の置かれている状況に合わせ、専門職からのリレーや専門職との複数後見でスタートさせるなど、市民後見人の強みを活かした受任となるよう努めています。

また、市民後見人同士の横のつながりも大切と考え、交流会や研修をとおした情報共有や、活動で困った時や迷った時は、当センターや後見業務に携わる専門職の方々に相談できる体制を整えています。

<市民後見人さんの声>

はじめは自分が後見人としてやっていけるか不安でした。しかし、定期的に訪問し、いろいろな話を聞かせていただくなかで、笑顔を見せてくれるようになり、少しずつ距離が縮まっていくのを実感しました。また、訪問を待ってくださる様子もあり、嬉しく思うと同時に、やいがいも感じています。私ひとりで担うのではなく、チームで協力しながら支援しています。

※市民後見人とは、福祉に理解と関心のある区民の方で、おおた成年後見センターが実施する養成講習を修了し、家庭裁判所からの選任を受け、成年後見人等として活動する方です。



【本人主体の相談対応】

大田区社協では、権利擁護支援において幅広い相談に応じています。相談件数は年々増加し、令和4(2022)年度の年間相談延べ件数は5,700件を超えています。

日々の相談の中には、「財産管理が必要と思われる方がいて、何らかの支援が必要ではないか」という状況でも支援につながっていないケースや、「世帯員それぞれに困りごとがある」というような複合的な課題が含まれるケースなど、様々な相談が寄せられます。

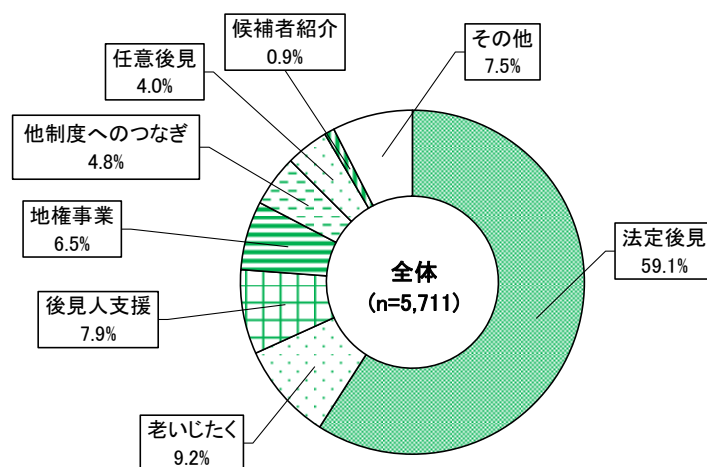
相談においては、成年後見制度利用ありきではなく、本人に必要な支援は何か、本人主体で検討を進めています。

また、成年後見制度利用においては、「補助」「保佐」類型と思われる判断能力に不安のある方の相談が増えており、本人の意向確認や意思決定支援について、支援者がチームとなり対応しています。

令和4(2022)年度相談内訳にあるように、法定後見についての相談が6割を占めています。法定後見対応内訳では申立て支援への対応割合が高く、本人や親族へのサポートにあたっては、地域包括支援センターなど関係機関との連携に努めています。

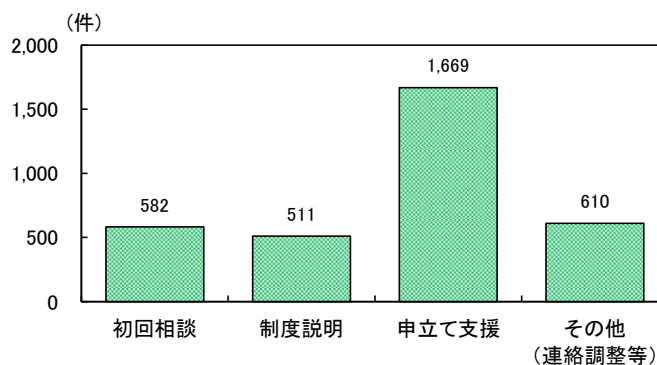
一方、元気なうちに将来に備える老いじたくへの相談も増加しており、予防的視点を持ち、本人の自己実現につながるようご案内しています。

図表 令和4(2022)年度 相談内訳



出典: おおた成年後見センター 資料より

図表 法定後見相談支援内容(延べ相談件数 3,373件)



出典: おおた成年後見センター 資料より

■ 想いをかたちにし、自分らしく生きるために

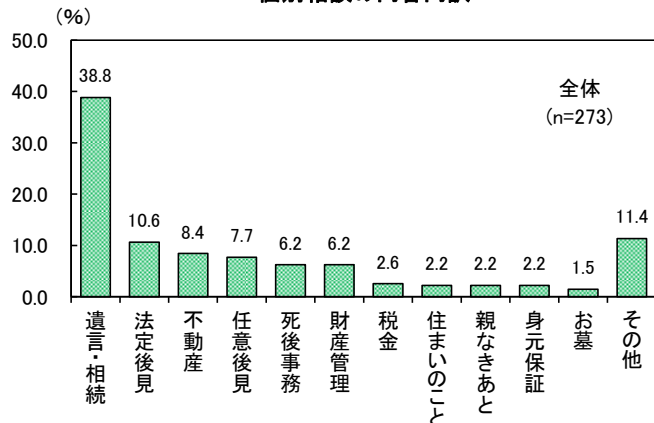
【おいじたく推進事業】

「今後のことが心配で眠れない・・・」「家族に迷惑をかけたくない」など住民のさまざまな不安に寄り添い、専門職と協働しながら自身の想いの実現に向けて取り組んできました。

弁護士による講演会では、将来へ備えるきっかけとなる知識習得を図り、個別相談では、関心のある事、疑問などを司法書士に相談し、自身の気持ちを整理します。個別相談後は、次のステップに進めるよう、各分野の専門職から助言を一度に受けられる場として合同相談会を開催しました。



図表 令和4(2022)年度 おいじたく事業
個別相談の内容内訳



出典：大田区社会福祉協議会 資料より

【新たな取組・幅広い世代の想いの実現に向けて】

令和5(2023)年度より、おいじたくセミナーを各特別出張所で順次行い、より身近な地域でおいじたくに触れていただく取組を始めました。今後も自身の想いが具現化できるよう、相談サポート体制の構築に取り組めます。

住民懇談会でいただいた主な意見

こんな意見がありました

困りごと

- ・成年後見制度がまだよく伝わってこない。
- ・将来親がいなくなつてからの障害のある人やひきこもり当事者の生活が心配。

相談・支援

- ・どこに相談していいのかわからない。
- ・認知症の症状がひどくなった時にどうしたらいいのかが気になっている。
- ・高齢者虐待かもしれないが、どうすればよいか。

ささえあい・助けあい

- ・生活が安心して続けられる地域づくりが必要である。
- ・認知症高齢者への早期の取り組みが必要である。
- ・権利が守られる社会になってほしい。

5年後の地域の姿

判断能力の低下などに関わらず、
すべての人が地域の中で自分らしく生きている。

5年後に向けてみんなと一緒にできること

住民だからこそできること

- ▷身近な地域でのゆるやかな見守りを行い、困っていたら声をかけます。
- ▷自分自身の将来への備えについて考えてみます。
- ▷老いじたく講演会や相談会など、地域のイベントに参加してみます。
- ▷同じ地域で暮らす生活者の視点で、市民後見人や地域福祉権利擁護事業の生活支援員など、権利擁護支援の支え手になります。

地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること

- 地域活動団体だからこそできること
 - ▷障害や病気に関する理解を深めるため、勉強会などを開催します。
- 社会福祉法人・福祉事業者や企業だからこそできること
 - ▷「8050問題」など、利用者だけでなく世帯全体として相談支援を行います。
 - ▷事業所内で、成年後見制度に関わる事例について、検討を行います。
 - ▷支援方法や制度理解を深めるために、権利擁護支援などの研修会に参加してみます。
 - ▷「権利擁護支援検討会議」に参加し、専門家のアドバイスを得ながら、利用者支援を行います。
 - ▷企業において、成年後見制度に関する理解を深める機会をつくります。

大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと 大田区社会福祉協議会だからこそできること

- 大田区社会福祉協議会が一緒に取り組むこと
 - ▷地域で暮らす方々が、自分らしい生活を継続するために、複雑な困りごとを抱えていても、地域の中でサポートできる連携ネットワークをつくります。
 - ▷権利擁護の研修や事例検討会などを通して、関係機関との顔の見える関係をつくり、チーム支援をしやすい体制づくりを行います。
 - ▷「親なきあと」の取組について、親の不安や悩みに寄り添いながら、老いじたく講演会や親なきあと講演会などを一緒に企画します。
 - ▷市民後見人や地域で意思決定支援に携われる人材の育成や支援に取り組めます。
- 大田区社会福祉協議会だからこそできること
 - ▷成年後見制度推進機関として、障害や認知症により権利が損なわれないよう成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知啓発を行い、関係機関と連携して制度の利用に関する相談支援を行います。
 - ▷福祉法律相談など住民の権利が守られるよう法律の専門家に気軽に相談できる場をつくります。
 - ▷[地域版]老いじたくセミナーなど、専門職団体や行政機関と共同して、権利を守るための研修会を実施します。
 - ▷中核機関として権利擁護支援検討会議を開催し、個々のケースに応じた支援が実施できるよう、各機関・福祉事業者が専門家からのアドバイスを得られる機会をつくります。
 - ▷親族後見人の悩みなどを共有しながら、後見人としての活動をサポートします。
 - ▷民生委員・児童委員協議会や自治会・町会などの集まりなど、地域の身近な場において、老いじたくや成年後見制度についての出前講座を行います。

コラム:自身の想いを伝えるために

【親あるうちの備え】

「自分が元気なうちに、そろそろ考えなければ…」と思いつつ、今現在困っていない、また、周りから成年後見制度についてあまり良い話を聞かない、など戸惑いが多い現状があるとお聞きします。

おおた成年後見センターでは、各障害児者親の会と共催で、子の将来への備えについて専門職と連携した講演会・勉強会・個別相談会を開催してきました。

講演会では当センターに寄せられる相談事例や弁護士による成年後見制度・相続・遺言・家族信託など分かり易く伝えていきます。成年後見制度は権利擁護支援のひとつの手段です。後見人だけが対応するのではなく、他の支援者とチームを形成し、役割分担しながら支援していくことが大切です。

成年後見制度の利用のタイミングは人それぞれですが、親が元気なうちに備える最大のメリットは、お子さんの性格・嗜好・生活歴などを後見人等に伝えていくことができる点です。当センターでは、親なきあとのお子さんへの備えだけでなく、親自身の『老いじたく』へもアプローチし、親自身の想いをかたちにすることで、今後の人生を自分らしく過ごしていただけるよう、相談に応じています。

子に障がいのある家族の事例 ～ 親なきあとに備える ～



第5章 計画の実現に向けて

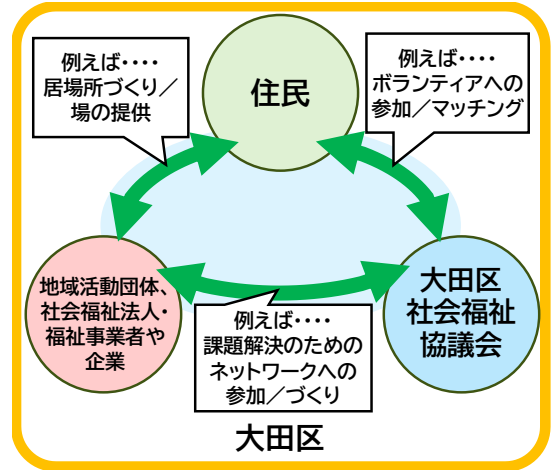
1 計画推進にあたっての考え方

本計画の推進にあたっては、第4章で紹介した住民、地域活動団体等、社協の3者の「だからこそできること」のように地域の多様な団体との連携・協働、大田区地域福祉計画と連携・連動することで進めていきます。

住民、地域活動団体等、大田区社協「だからこそできること」は、お互いに関わりあいながら展開していくため、地域の多様な団体と連携・協働を一層進めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、本計画と大田区が策定する大田区地域福祉計画が、互いに連携・連動しながら一体的に推進します。

【住民、地域活動団体等、社協の相関図】

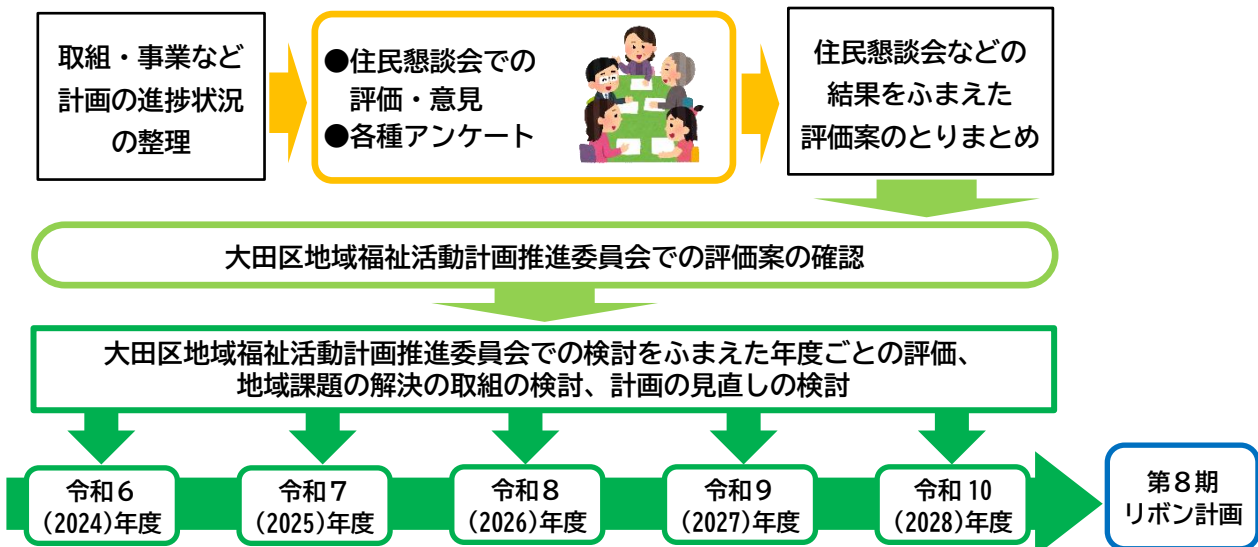


2 計画の評価と進行管理

本計画の評価にあたっては、本計画の計画期間中、毎年度、住民懇談会を開催し、参加者の皆様より計画の進捗状況に対して評価やご意見をいただくほか、大田区社協が実施する講演会、イベントや各種事業の参加者アンケートなどの結果を、積極的に活用し、評価としてまとめます。

また、上記をふまえた本計画の進行管理や地域課題の解決の取組、計画の見直しの検討にあたっては、年2回開催の「大田区地域福祉活動計画推進委員会」において行います。

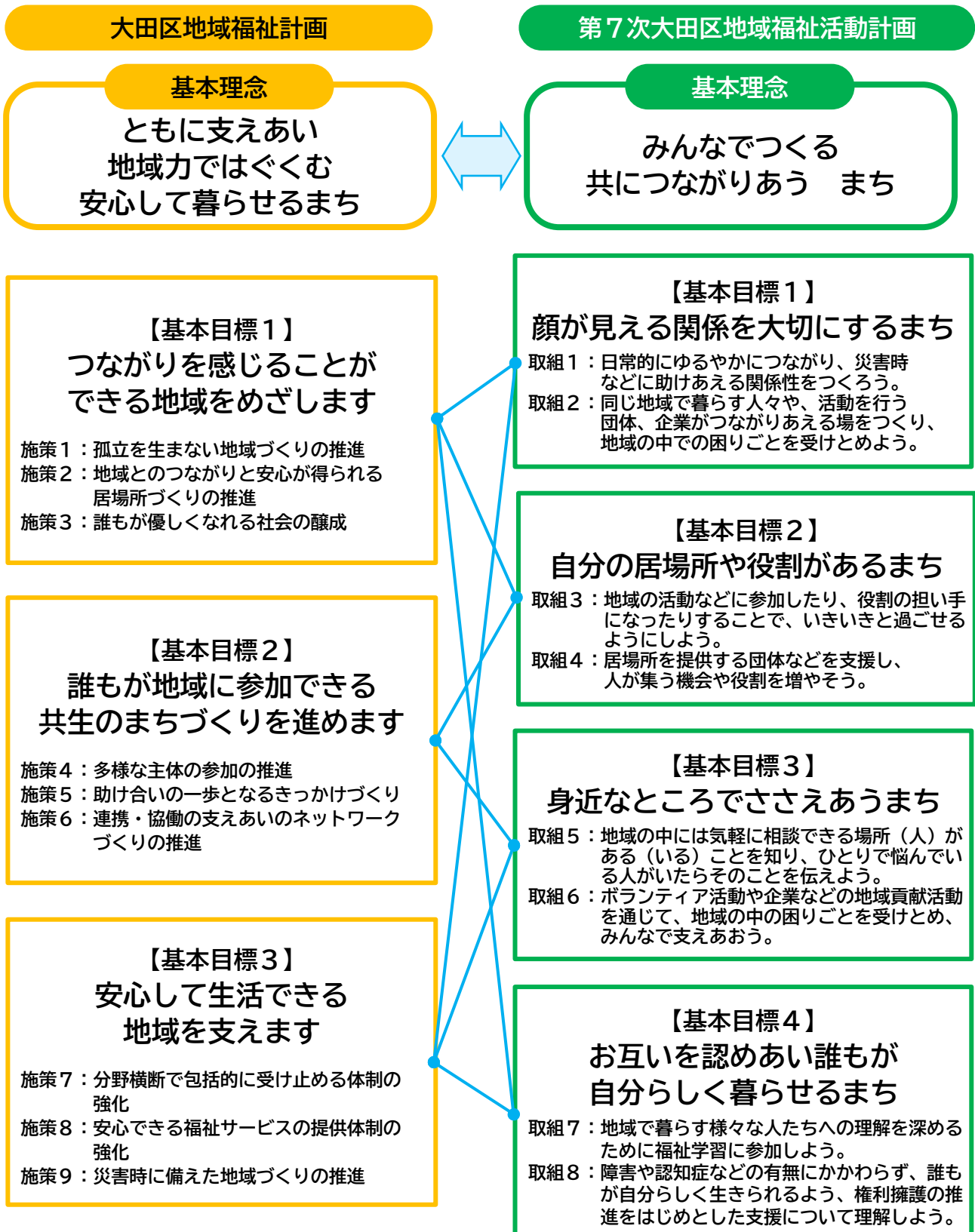
【計画の評価と進行管理の流れ】



3 大田区地域福祉計画との一体的な推進

(1) 本計画と大田区地域福祉計画について










ここでは、本計画と連携・連動し、一体的に取組を展開していく大田区地域福祉計画と本計画の構成を整理しています。



(2) 大田区地域福祉計画における計画の指標

本計画と一体的に計画を推進する大田区地域福祉計画では、施策に関する指標として、以下のものを設定しています。

大田区地域福祉計画では、これらの指標を活用し、関連する取組・事業の実施状況の評価や計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善に努めるとともに、区民のみなさんと一緒にめざす目標としています。

	指標	直近値	目標
基本目標1	孤立感や孤独感がないと答えた方の割合 (区の施策検証等に向けた区民意識調査)	68.7% (令和4年度)	
	自宅以外で居心地のよい場所を持てる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	80.3% (令和4年度)	
	さまざまな特徴や個性を持つ人たちに対し、思いやりや優しさを持って接することができる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	49.0% (令和4年度)	
基本目標2	多様な主体の連携・協働が住みやすい地域づくりにつながっていると実感している人の割合 (大田区政に関する世論調査)	32.1% (令和5年度)	
	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う人の割合 (大田区政に関する世論調査)	47.9% (令和5年度)	
基本目標3	困りごとを抱えた際に誰にも相談できない人の割合 (大田区政に関する世論調査)	4.6% (令和5年度)	
	災害時に、できる範囲で地域のために活動ができる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	83.9% (令和4年度)	
利用促進基本計画 成年後見制度等	成年後見制度の利用者数 (東京家庭裁判所家事第1部 統計情報)	1,292人 (令和4年度)	
	成年後見制度の認知度 (区の施策検証等に向けた区民意識調査)	40.5% (令和4年度)	

参考資料

1 用語解説

あ行

【アウトリーチ (P.7 など)】

生活上何らかの問題を抱えながらも自ら支援を求めない、支援を拒否する、あるいは本人に自覚がなく、問題として顕在化していない人などに対して、援助者側から積極的に出向き、問題解決への動機づけを高めるように行う専門的援助のこと。

【SNS (P.39 など)】

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略語で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

【SDGs (P.3)】

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略語。すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための構想で、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指すもの。

【NPO (P.3 など)】

Non Profit Organization(非営利活動団体)の略語。自発的、継続的に社会貢献を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

【老いじたく (P.22 など)】

「人生100年時代」と言われる今日において、自分自身の将来に向けて、財産の整理や遺言の作成、老後の暮らし方など、備えておきたいことや不安に思っていることを整理すること。

か行

【経営計画 (P.2 など)】

中期経営計画とも言う。市区町村社協が「地域福祉を推進する中核的な機関」としての使命や理念、基本方針等を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取組を明示した、3～5年程度を期間とする行動計画のこと。

【権利擁護支援 (P.22 など)】

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。

【孤独・孤立 (P.7 など)】

一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられる。「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

さ行

【CSR (P.31)】

Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

【市民後見人 (P.22 など)】

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。

【社会福祉協議会基本要項 (P.9)】

社会福祉協議会の性格、活動原則、機能を明示したもの。昭和37(1962)年に策定され「住民主体の原則」が確立された。平成4(1992)年には「新・社会福祉協議会基本要項」が新たに策定され、社協構成員の明確化、住民主体の理念の継承と発展、福祉サービス等の企画・実施の強化が示された。

【社会福祉法人協議会 (P.41 など)】

「大田区社会福祉法人協議会(おおた福祉ネット)」は、大田区内で社会福祉施設の経営など社会福祉事業を行っている社会福祉法人で組織されている。それぞれの社会福祉法人が、得意とする能力を持ち寄って協力するためのプラットフォーム(土台)の役割を担い、社会福祉法人相互の連携を図りながら、大田区の地域福祉の向上を目指している。

【重層的支援体制整備事業 (P.1 など)】

令和2(2020)年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。

【生活福祉資金 (P.19 など)】

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度のこと。貸付資金は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類がある。

【成年後見制度 (P.7 など)】

知的障害、精神障害、認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際に支援を行う制度。

【ソーシャルアクション (P.9)】

広い意味での社会福祉活動の一形態で、地域住民や当事者のニーズに応じて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの改善、また新たに制度やサービスの拡充・創設をめざして、議会や行政機関に働きかける組織的な活動をいう。

【ソーシャル・インクルージョン (P.5 など)】

社会的包摂のこと。貧困や失業などさまざまな事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。

た行

【ダブルケア (P.1)】

子育てと親の介護を同時に抱えている状態。

【地域共生社会 (P.1 など)】

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すもの。

【地域福祉権利擁護事業 (P.67 など)】

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その人の権利擁護に資することを目的とするもの。

【地域福祉コーディネーター (P.1 など)】

地域生活課題を抱えている人が地域住民と一緒に課題解決に取り組めるよう、関係機関との連携に向けた調整を行うつなぎ役を行う人のこと。

【地域連携ネットワーク (P.7 など)】

地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。

【中核機関 (P.22 など)】

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワークを効果的に運営していくために、中心となって関係機関との連携・調整等コーディネートを担う機関のこと。

【特例貸付 (P.9 など)】

令和2(2020)年度に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症や大規模災害などのやむを得ない理由で、休業、失業等により収入が減少した世帯を対象に、本来よりも貸付対象世帯の範囲拡大や貸付要件を緩和した生活資金の貸し付けのことをいう。緊急かつ一時的な生計維持のための生活費の貸付である緊急小口資金と生活の立て直しまでの一定期間(3か月)の生活費の貸付である総合支援資金がある。

な行

【日常生活圏域 (P.4)】

国の介護保険制度に基づき、地理的条件・人口・交通事情やその他の社会的条件を勘案し、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として設定されたもの。

【任意後見制度 (P.67)】

あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、ひとりで決めることが心配になったとき、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)

で決めておく制度。

【ノーマライゼーション (P.5)】

高齢者や障害者など、ハンディキャップがある人もごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくる、という基本理念。

は行

【8050問題 (P.1 など)】

ひきこもりの長期化により、子どもと親がともに高齢化し、社会的孤立から生活が立ち行かなくなる問題のこと。80代の親がひきこもりの50代の子の生活を支える状況に代表される。

【バリアフリー (P.65)】

障害者、高齢者などが社会生活を営むうえで支障となる物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を取り除くこと。

【複合化した課題 (P.1 など)】

例えば高齢の親と無職独身の50歳代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等、複数の領域に関する課題が重なり合っているような状況。また、福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要となるような課題のこと。

【福祉教育 (P.64)】

身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。

【フードドライブ (P.19 など)】

ご家庭や企業等から未利用の食品を集めて、必要とする人へ配布する活動のこと。

【フードパントリー (P.19 など)】

一時的に生活を維持するための収入を得ることが困難な状況になった方に対して、無料で食料を提供する活動。食料は、家庭、企業・団体のみなさんからの寄付や、募金を原資としている。

【プラットフォーム (P.9 など)】

基盤・基礎・土台。「みんなが乗る舞台」という意味もあり、計画においては、「共有・協議する場」を指す用語として用いている。

【法定後見制度 (P.67 など)】

家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる(選任される)制度。不安や心配の程度に応じて3つの種類(類型)が用意されている。

【包括的支援体制 (P.5 など)】

平成 29(2017)年の社会福祉法改正により、規定された事項(法第 106 条の3)。支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す地域福祉推進の理念が規定され、その理念を実現するため、市区町村は、①地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、②、身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、③相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備などを通じて、包括的支援体制の整備に努めるものとされている。

なお、令和3(2021)年度 of 社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業は、この包括的支援体制の整備の動きをふまえたものである。

【ヤングケアラー (P.1)】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことが懸念される。

2 大田区地域福祉活動計画推進委員会

(1) 大田区地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大田区社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が定める地域福祉活動に関する規程(以下、「規程」という。)第5条に基づき設置する委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画に関する社会福祉法人大田区社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)の諮問を受けて審議を行い答申するほか、当該計画の進行管理等について、必要に応じて意見を具申する。

(委員構成等)

第3条 委員会は20名以内で構成するものとし、別表に掲げる区分の中から会長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、会長が委嘱した日から当該地域福祉活動計画期間が終了する年度の前の年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたとき、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 規程別表2に掲げる報酬は、指定された口座への振込みにより支給することを原則とする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認められるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(下部組織)

第9条 委員長は、委員会の議を経て、下部組織を設置することができる。

2 前項に規定する下部組織に関する事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、社協の総務課法人運営センターが処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月5日に制定し、即日施行する。

別表

	区 分
1	学識経験者
2	社協理事
3	大田区自治会連合会
4	大田区民生委員・児童委員協議会
5	ボランティア・NPO団体
6	社会福祉関係団体
7	大田区職員
8	前各号のほか、会長が認める者

(2) 推進委員会の構成

令和5(2023)年4月現在

	氏名	選出母体・役職等
委員長	黒岩亮子	日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
副委員長	吉野鷹夫	大田区自治会連合会
委員	樋口幸雄	大田区自治会連合会
委員	常安雅彦	大田区民生委員・児童委員協議会会長
委員	宮澤勇	NPO 法人大身連理事長
委員	川崎洋子	大田区精神障害者家族連絡会会長
委員	荒木千恵美	大田区肢体不自由児者父母の会会長
委員	宮田千寿子	大田区重症心身障害児(者)を守る会会長
委員	閑製久美子	大田区手をつなぐ育成会会長
委員	沼本光史	大田区シニアクラブ連合会会長
委員	村山美智恵	大田区食事サービス連絡会会長
委員	河合良治	NPO 法人おおた市民活動推進機構理事
委員	斎藤弘美	社会福祉法人大洋社常務理事
委員	佐藤正浩	大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA所長
委員	浜洋子	NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会 代表
委員	西嶋美波	東京都社会福祉協議会地域福祉部地域福祉担当
委員	黄木隆芳	大田区福祉部

(敬称略・順不同)

3 第7次大田区地域福祉活動計画の策定過程

【委員会における審議経過】

回次	開催日	議題	資料
第1回	令和5(2023)年 5月29日(月)	1. はじめに 2. 委員等の紹介 3. 委員長・副委員長の選出について 4. 諮問 5. 審議事項 (1)第6次リボン計画実績と課題について (2)第7次リボン計画の方向性について 6.連絡事項その他 (1)地域協議会について (2)次回開催予定	資料1 大田区地域福祉活動計画推進委員会委員名簿 資料2 諮問書 第7次大田区地域福祉活動計画の策定について 資料3 第6次大田区地域福祉活動計画実績報告総括表 資料4 第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)策定に向けて社会福祉協議会が今後取り組むべき施策の方向性 資料5 第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)骨子(案) 参考資料① 第6次大田区地域福祉活動計画概要版 参考資料② 令和4年度地域福祉コーディネーター活動報告書 当日資料① 地域福祉活動計画推進委員会要綱 当日資料② 住民懇談会開催チラシ
第2回	令和5(2023)年 10月16日(月)	1 はじめに 2 委員長あいさつ 3 審議事項 (1)第7回住民懇談会の実施報告 (2)第7次リボン計画の策定に向けて ①リボン計画と経営計画の位置づけの整理について ②計画の概要 4 意見交換 5 連絡事項その他 (1)第2回住民懇談会の開催について (2)次回開催予定	資料1 大田区社会福祉協議会 住民懇談会の実施結果 意見のまとめ 資料2 第7次リボン計画と経営計画の位置づけ(イメージ) 資料3 第7次計画の策定にあたって 資料4 目次(案) 資料5 第7計画体系(案) 資料6 第7次計画全体イメージ図(案) 資料7 取組ごとの整理について(案) 参考資料① 第6次大田区地域福祉活動計画概要版 参考資料② ボランティアコミュニケーション10・11月号 当日資料① 委員名簿 当日資料② 住民懇談会開催チラシ 当日資料③ 第1回住民懇談会の会場写真
第3回	令和6(2024)年 2月13日(火)	1. はじめに(進行:事務局) 2. 委員長挨拶 3. 審議事項(進行:委員長) (1)第2回住民懇談会の実施報告 (2)第7次リボン計画の策定に向けて ・計画(素案)について 4. 意見交換 5. 連絡事項その他	資料1 第2回住民懇談会の実施結果 資料2 第7次大田区地域福祉活動計画(素案) 当日資料①取組7・8及びコラムの最新原稿 当日資料②地域福祉コーディネーター等実践報告会チラシ
第4回	令和6(2024)年 3月8日(金)		



第7次大田区地域福祉活動計画〔リボン計画〕
令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

発行年月:令和6(2024)年3月

発行:社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7丁目49番2号

電話:03-3736-2021(代表)

ホームページ:<https://www.ota-shakyo.jp/>



大田区社協イメージキャラクター
あいちゃん

2024.3.6 版

社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

経営計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

はじめに

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の考え方	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 策定の流れ	3
第2章 計画策定にあたっての分析	4
1 大田区社協の現況	4
2 部門別の課題	6
3 事業環境分析による課題	8
第3章 経営計画の考え方	10
1 基本的な考え方(経営理念・経営方針)	10
2 経営理念・経営方針に基づく経営戦略の方向性	11
3 経営戦略の体系	12
第4章 経営戦略ごとのアクション	13
経営戦略1 多様な福祉ニーズに応じた事業展開	13
経営戦略2 未来を見据えた組織経営基盤の強化	18
経営戦略3 地域福祉の推進を支える大田区社協職員の確保・育成・定着支援	23
第5章 計画の推進体制	26
1 PDCA サイクルでの推進体制	26
2 計画の進行管理	26
参考資料	27
1 大田区社協の組織について	27
2 大田区社協の財務状況について	28
3 「あいちゃん」について	28

第1章 計画の概要

1 計画策定の考え方

(1) 経営計画策定の意義

地域共生社会の実現に向けた取組が進み、社会福祉協議会(以下、社協)を取り巻く環境も大きく変化中、大田区社会福祉協議会(以下、大田区社協)も例外なく、中長期的な展望に基づき、重点課題を整理し、計画的に取り組めるように具体的な方法を定めることが求められています。

そうした中、社協内外における経営環境の変化を先取りし、地域の中で、主導的にその変化や方向性に的確に適合していくためには、中長期的な視点をもった経営計画の策定が必須となっています。

ここに「大田区社会福祉協議会 経営計画(令和6(2024)年度～令和 10(2028)年度)」を定めます。

(2) 新たな社会福祉協議会の考え方

近年では、少子・高齢化や地域コミュニティの変化に伴い、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯が増え、制度の狭間で支援につなげられない人が増えており、生活に困難を抱える方も増加するなど、新たな課題も増えてきています。

こうした状況を踏まえ、全国社会福祉協議会(以下、「全社協」)では、新たな「社会福祉協議会基本要項」の検討を進めています。

全社協の新基本要項では、住民が地域コミュニティをつくる形成主体であり、各種社会資源・サービスを活用する主体であり、また福祉コミュニティづくりの推進主体であるとともに、地域で自分らしく暮らせる権利主体、地域を決定する決定主体でもあると考えています。

大田区社協においても、すべての区民が参加し、人間らしい尊厳が保持できること、住民の力を尊重していくことを理念に、地域福祉活動を推進します。

(3) 大田区地域福祉計画と大田区地域福祉活動計画(リボン計画)との関係

大田区では、「大田区版地域共生社会の実現」を掲げ、「大田区地域福祉計画」に基づき、「重層的支援体制整備事業」をスタートしています。

大田区社協は、この地域福祉計画とも連携しながら、住民が主体となる「第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)」を策定し、これからの地域福祉施策の中心となる、相談支援、参加支援、地域づくり支援を強化し、活動の中心に据えていこうと考えています。

本計画は、大田区地域福祉活動計画を下支えする計画として、大田区社協が、経営理念、基本方針に基づき、「地域福祉を推進する中核的な団体」としての使命を果たすための組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取組を明示した5年間の行動計画です。

(4) 計画策定の目的

本計画は、大田区社協の経営理念・経営方針を実現するための取組を具体的に示すことで、住民や多様な主体、行政の理解と協力を得ながら、持続可能な組織として責任を果たしていくことを目的に策定するものです。

さらに、経営計画の策定を通して、社会福祉の共通基盤である「ソーシャルアクション」をも見据えた誰もが豊かに暮らせるための大田区社協発の呼びかけをするものでもあります。

計画内容は、昨今の社会状況、社会保障・社会福祉制度の動向をふまえ、社協経営に関するチェックシートの分析とあわせ、地域の現状や住民参加の取組等について、また組織体制や事業、職員体制、財務状況等の環境を分析し、経営理念・経営方針が示すあるべき姿と現状のギャップを補う経営戦略を定め、具体的な事業戦略を策定していくものです。

また、内容は、定期的な進行管理と社会・地域の状況に応じた見直しを行います。

2 計画の期間

本計画は、第7次地域福祉活動計画(リボン計画)の計画期間とあわせ、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間を計画期間とします。

■計画の期間

	平成31	令和									
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
大田区地域福祉計画 (大田区成年後見制度 利用促進基本計画)						(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)					➡
大田区 地域福祉活動計画 (リボン計画)	第5次	第6次大田区地域福祉活動計画				第7次大田区地域福祉活動計画					➡
大田区社会福祉協議会 経営計画						大田区社会福祉協議会 経営計画					➡

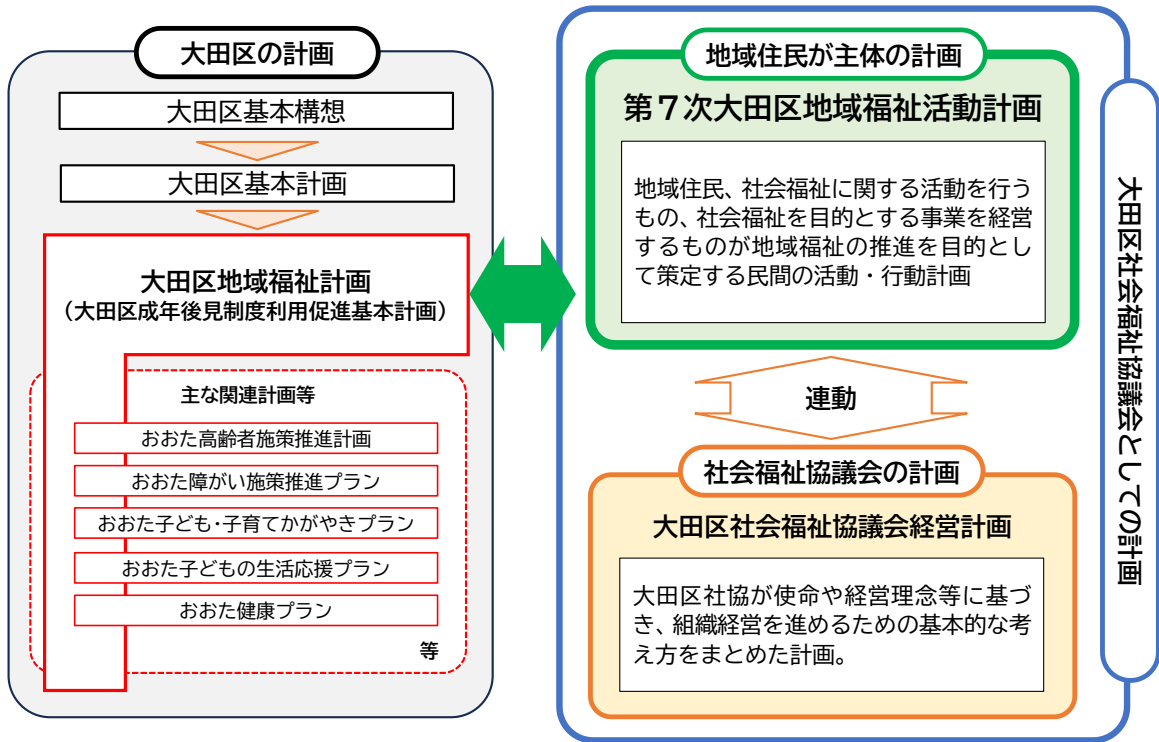
3 計画の位置づけ

大田区地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容、量、体制等について、多様な関係機関との協働により目標を設定し、計画的に整備していくものです。

他方、大田区地域福祉活動計画は、大田区社協が呼び掛けて、地域住民や地域での福祉活動を行う者や社会福祉事業の経営者が相互に連携して策定する住民主体の行動計画です。

本計画は、その策定主体である大田区社協が、第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)と一体的に策定し、リボン計画の実効性を担保し、下支えする役割を果たすものです。

■計画の位置づけ

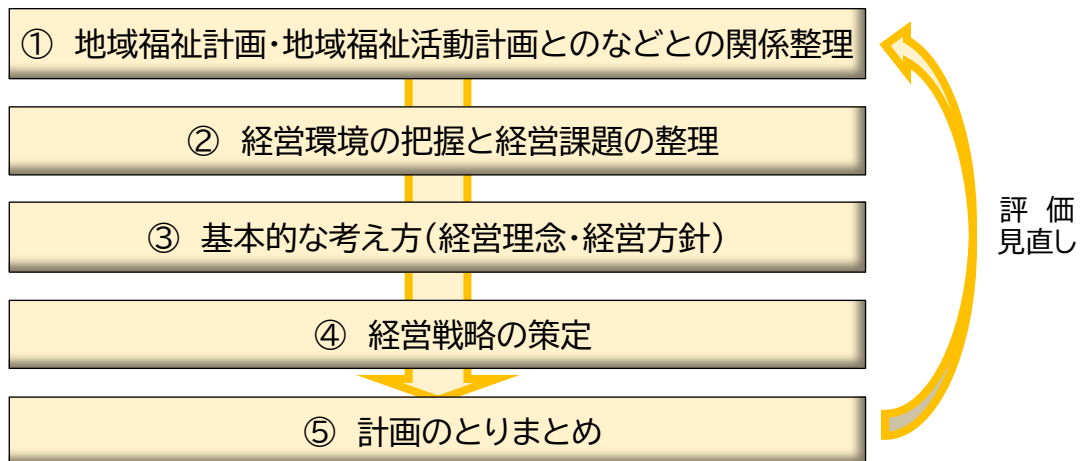


4 策定の流れ

本計画の策定にあたり、大田区社協内部でプロジェクトチームを立ち上げ、第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)との関係を整理しながら、経営理念・経営方針に基づく現状の組織の課題の整理・把握と、経営戦略および事業戦略の検討を行いました。

なお、作成にあたっては、職員全員参加の経営計画をめざすため、全社協版社協経営指針のチェックシートによるアンケート(6月)、ワーキンググループでの SWOT 分析¹(8月)等の結果をふまえ、リボン計画策定のために実施した住民懇談会(7月・12月)での意見を取り入れました。

■計画策定の流れ



¹ SWOT 分析：組織の「強み(Strength)」と「弱み(Weakness)」を明らかにするとともに、組織を取り巻く外部環境を、「機会(Opportunity)」と「脅威(Threat)」に分類・整理する分析方法

第2章

計画策定にあたっての分析

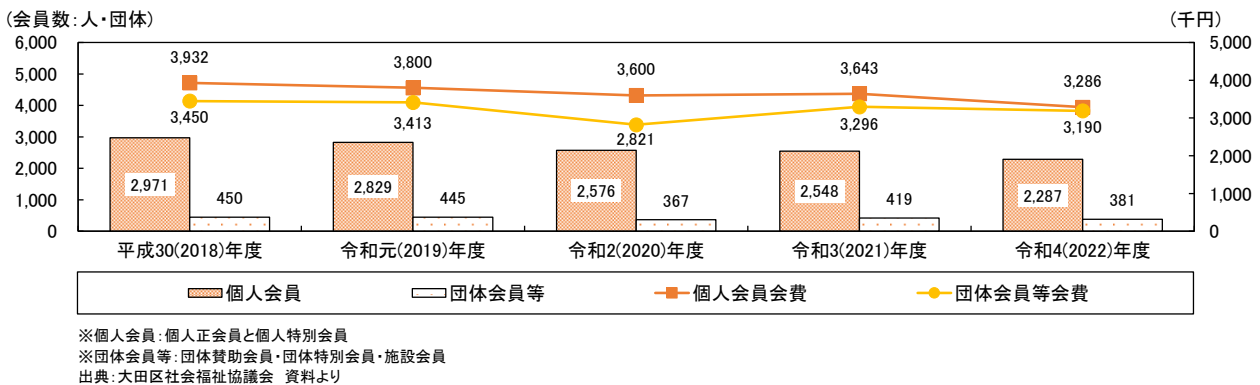
計画策定にあたって、経営に関する大田区社協の現状及び全社協経営指針チェックリストに基づく部門別状況と事業環境分析シートによる課題は次の通りです。

1 大田区社協の現状

(1) 社協会員・会費の状況

- 大田区社協は昭和 58(1983)年の合併後、社会情勢などの変化に応じて大田区の地域福祉の推進に取り組んできました。
- 新たなささえあいのフードドライブ事業や旧来からの歳末たすけあい運動がそれぞれ活発となり、大田区らしいささえあいと寄附文化が着実に地域に根付いています。
- しかし、大田区社協の活動の基盤となる会員数は、令和4(2022)年度で 2,668 人、会費収入は 6,476,000 円となり、近年はやや減少傾向です。さらなる会員の増強が必要です。

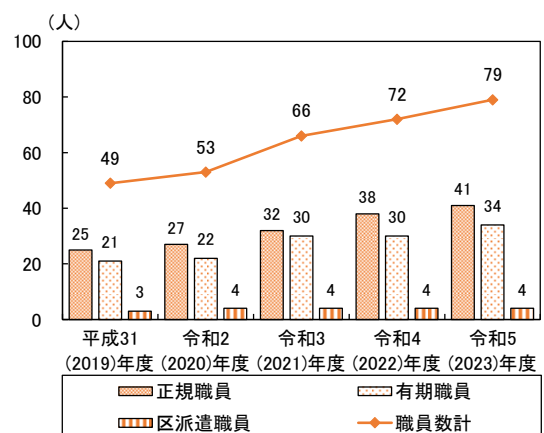
■大田区社協会員数・会費収入の推移



(2) 職員数の状況

- 正規職員数は、令和5(2023)年度現在 41 人であり、令和元(2019)年度の 25 人から、この5年間で 16 人拡大しています。職員数全体においても、令和5(2023)年度現在 79 人であり、この5年間で 30 人拡大しています。
- 中でも増加の内訳は、個別支援と地域支援により、新たなささえあいを進めていくための「地域福祉コーディネーター」の確保・養成を進めていることであり、地域ごとに相談支援やたすけあいプラットフォーム事業などきめ細かな活動を展開しています。
- 行政と社協の互いの強みを生かし、一層の地域福祉の推進を図るため、大田区とは平成29(2017)年から職員派遣交流を行い、人材育成を行っています。
- 現在、法人運営センター、おおた成年後見センター、おおた地域共生ボランティアセンター、大田区いきいきしごとステーション(高齢者等就労・社会参加支援センター)の4部門で構成され、社会福祉法人会計基準に基づき 18 の事業を推進しています。

■大田区社協職員数の推移



(3) 大田区社協の事業（社会福祉法人会計基準に基づく事業）

No	事業名	主な事業	担当
1	法人運営	①運営管理・組織強化・企画広報 ②連絡調整その他、③研究モデル事業	①庶務担当、②地域共生担当 ③ボランティア担当
2	地域福祉事業	①地域連携強化、つどいの場支援事業、地域福祉活動団体支援事業 ②啓発スキルアップ③地域共励 ④連携基盤づくり	①ボランティア担当 ②・③計画・組織基盤・人材育成担当 ④地域共生担当
3	在宅福祉事業	①家事介護サービス等、車いす貸出、生活援護、絆サポート②子どもの学習支援事業	①ボランティア担当 ②地域共生担当
4	ボランティア活動推進	ボランティア活動普及、食事サービス助成事業	ボランティア担当
5	助成事業	①障害者団体助成②地縁団体等助成 ③施設・専門機関等助成④その他の助成	ボランティア担当
6	生活福祉資金貸付	同左	生活相談担当
7	受験生チャレンジ支援貸付		生活相談担当
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付		生活相談担当
9	特別貸付		生活相談担当
10	地域福祉権利擁護事業	地域福祉権利擁護事業	後見事業担当
11	福祉サービス利用支援	利用者サポート、専門職等による無料相談、証書等預かりサービス(寄託契約に基づくサービス)、福祉従事者向け研修、支払い代行サービス	後見推進担当 後見事業担当
12	成年後見	相談事業、権利擁護支援検討会議の開催、広報啓発、親族後見人等支援、法人後見業務、社会貢献型後見人(市民後見人)養成、遺言公正証書等作成支援事業	後見推進担当 後見事業担当
13	リーガルサポート	住民のための個別無料相談会の開催、福祉従事者のための専門相談、親なきあと講演会・個別相談会	後見推進担当
14	おいじたく※	おいじたく推進事業	後見推進担当
15	重層的支援体制整備事業※	①地域づくり②参加支援③生活困窮者支援	①②地域共生担当③ボランティア担当
16	歳末たすけあい運動事業	同左	計画・組織基盤・人材育成担当
17	公益事業	①無料職業紹介事業等(いきいきしごとステーション)②要介護認定調査事業	①大田区いきいきしごとステーション ②要介護認定調査担当
18	収益事業	緊急通報サービス紹介事業	ボランティア担当

※ 平成 29(2017)年以降に始めた新たな事業

これまで「重層的支援体制整備事業」「おいじたく推進事業」など地域福祉の推進に応じた事業を展開してきましたが、今後もさらに従来の取組・既往の事業をふまえつつ、新しい福祉ニーズに対応した地域福祉活動を展開していくことが課題です。

2 部門別の課題

(1) 社協経営指針に基づく課題

- 部門別の課題を整理するため、「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト²」に基づく職員アンケート調査を実施し、3部門、13項目、49事業の自己評価と点検を行いました。
- 【法人経営部門】では、「行政とのパートナーシップ」、「広報、情報発信」は、プラス(できている+ある程度できている)評価が過半数となっていますが、「人材確保・育成・定着支援」、「財源確保」、「構成員・会員」では、マイナス(あまりできていない+できていない)評価がプラスを上回っており、「取組状況がわからない」という回答も2割近くとなっています。
- 【地域福祉活動推進部門】では、「住民主体の福祉活動の推進」、「個別支援と地域づくりの一体的な展開」、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」でのプラスの評価が多いものの、「住民主体の福祉活動を推進する組織づくり」でプラスとマイナスが半分ずつとなっています。
- 【相談支援・権利擁護部門】では、「権利擁護支援の体制整備」はプラスの評価が7割を超えていますが、「相談支援業務のマネジメント」ではプラスの評価が半数を下回っています。

今後は社協経営の考えを浸透させるとともに、地域福祉や相談支援の組織づくりやマネジメントの充実を図っていくことが課題です。

■「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」によるアンケートの概要

【アンケートの概要】

- 目的:職員が、「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」を使って自己点検することで事業評価、計画策定への活用を行う。
- 対象:大田区社会福祉協議会常勤職員(42名)
- 方法:Google formでの調査実施
- 調査期間:令和5(2023)年7月3日(月)~18日(火)
- 調査内容:調査内容はガイドラインの構成に沿って、49の個別項目の取組がそれぞれ「できている」「ある程度できている」「あまりできていない」「できていない」の4項目とガイドラインにない「取組状況がわからない」「取組状況を知らない」の2項目に回答してもらった。

² 市町村社協経営指針に基づくチェックリスト:全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が作成した社協の事業・活動、組織の現状を部門ごとに整理し、自己点検するためのツール。このチェックリストにより、社協としての「強み」や「弱み」、課題等を洗い出すことができる。

■「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」によるアンケート結果

(%)

N=42	できている	ある程度 できている	あまり できていない	できていない	取組状況が わからない	取組状況を 知らない
I 法人経営部門全体	7.9%	44.8%	27.2%	6.3%	13.3%	0.6%
(1) 理念に基づく計画的な経営	10.7%	48.8%	19.3%	2.7%	18.2%	0.3%
(2) 人材確保・育成・定着支援	2.4%	41.7%	35.7%	11.9%	8.3%	0.0%
(3) 財源確保	7.1%	29.8%	39.3%	6.0%	16.7%	1.2%
(4) 構成員・会員	4.8%	38.1%	28.6%	11.9%	15.5%	1.2%
(5) 行政とのパートナーシップ	5.6%	57.1%	22.2%	4.0%	10.3%	0.8%
(6) 広報、情報発信	16.7%	53.6%	17.9%	1.2%	10.7%	0.0%
II 地域福祉活動推進部門	11.9%	44.2%	26.2%	3.7%	13.6%	0.4%
(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	6.3%	34.9%	38.9%	6.3%	13.5%	0.0%
(2) 住民主体による福祉活動の推進	10.7%	48.5%	23.8%	0.9%	16.1%	0.0%
(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開	14.8%	47.1%	24.8%	0.5%	12.9%	0.0%
(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画	15.9%	46.0%	17.5%	7.1%	11.9%	1.6%
III 相談支援・権利擁護部門	10.4%	52.2%	20.7%	3.9%	12.8%	0.0%
(1) 包括的な相談と支援	14.3%	54.0%	19.8%	2.4%	9.5%	0.0%
(2) 相談支援業務のマネジメント	4.8%	42.9%	29.8%	11.9%	10.7%	0.0%
(3) 地域における多機関協働の推進	9.5%	48.8%	26.2%	1.2%	14.3%	0.0%
(4) 権利擁護支援の体制整備	13.1%	63.1%	7.1%	0.0%	16.7%	0.0%

3 事業環境分析による課題

- 社協を取り巻く内部・外部事業環境の分析を行うため、職員がプロジェクト会議メンバーを中心に横断的に7チームに分かれ、SWOT分析による事業環境分析を行いました。
- チームでの話し合いの結果、多様な内容が寄せられました。その多くで挙げられた項目を抽出すると、中長期的な視点からのさまざまな戦略の必要性が浮き彫りとなりました。

項目	現 状		今後の課題として挙げられたこと	
	強み	弱み		
I 法人経営部門	(1) 理念に基づく 計画的な経営	<ul style="list-style-type: none"> ○経営層からの発信、理念・方針が明文化されている ○めざす方向への、職員の基本的な共通理解がある ○BCP(事業継続計画)が策定され推進されている ○部門での連携、法令順守が行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉実践、財務、労務、法務、リスクマネジメントを話し合い判断する経営上の仕組みが弱い ○職員が、係を横断して、日ごろの懸案事項を話し合う仕組みが弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○中・長期的視点に基づく、経営計画・長期発展計画等の策定と幅広い職員への浸透が必要 ○役職員が経営、労務、法務、税務、リスク管理の視点から幅広い経営を検討できる体制づくりが必要 ○理事会・評議員会などとの情報共有と活性化が必要
	(2) 人材確保・育成・ 定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ○資格所持者が増え、専門性の質が担保されている ○定期的面談への参加機会、資格取得支援がある ○定着支援としては安心して働くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢構成が偏っている ○職員採用後の育成定着支援が十分でない ○メンタルヘルスケアの取組が十分でない ○マネジメントを担う職員のさらなる育成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○大田区社協職員の、人材育成のビジョンを明確にすることが必要 ○職員に合った育成計画制度の導入が必要 ○マネジメントや専門性も含めた研修体系の構築、計画的な研修の実施 ○大田区社協らしい定着支援をめざした「働き方改革」への対応が必要
	(3) 財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ○共同募金・会費・寄附の収入が多く、区補助金や委託費が多く投入されている ○区との強いつながりを活かした委託事業を実施している ○歳末たすけあい運動では都内トップの募金額を維持している ○自販機や緊急通報システムの設置の財源がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主財源が少なく、公的な財源に頼っている ○財源確保の具体的戦略が立案されていない ○今後の大田区社協の収入状況(補助金・委託費・収益事業など)の方向性が示されていない ○会員増強のアピールが不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員の拡充に向けた戦略づくりが必要 ○区の委託事業のあり方検討が必要 ○財源構造のこれまでの振り返る機会と、これからのあり方の検討が必要 ○新たな事業や財源確保の方策の検討が必要 ○寄附文化の醸成に向けて、戦略的に取り組む体制の強化が必要
	(4) 構成員・会員	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した会員制度がある ○自治会・町会等の組織の支援による会費の確保されている ○理事の構成員として法人協の参画を得ている ○地域に出向く機会が多く、協力を呼び掛けるチャンスが豊富にある 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民、福祉事業者の参加、会員数が少ない ○新規会員が増えない ○自治会・町会や民生委員児童委員協議会以外の集金方法が弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を共に推進する担い手確保の視点からの会員の戦略的な推進体制が必要 ○ホームページや SNS などの更なる活用による情報発信・広報の充実による会員拡充のPR
	(5) 行政とのパート ナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な業務での連携・共有・協働、区との派遣制度など強固な関係が構築されている ○情報交換の場があり、連携体制ができています 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業単位での連携に留まっている ○大田区社協からの提言や独自性の確保が十分でない ○行政の福祉部門以外との連携がまだ十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> ○区と今後の地域福祉の展開について、幅広く検討できる関係づくり・信頼関係の構築 ○連携の場づくり、効果的人事交流の推進が必要
	(6) 広報、情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な広報手段がある(紙媒体だけでなく、ホームページやSNS等広報媒体が多い)。 ○企業とも連携してフードドライブ等の事業の見える化が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもや若者への発信がまだ少ない ○新たに興味を持ってくれる方の開拓方法が不十分 ○SNSのさらなる進化への対応が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○大田区社協の取組全体を伝えるツールのあり方の検討が必要 ○動画の作成など、わかりやすく伝える、新たな情報発信方法の開拓 ○パンフレットなどの事業紹介ツールの見直し

	項目	現 状		今後の課題として挙げられたこと
		強み	弱み	
II 地域福祉活動推進部門	(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○活動団体のネットワークに取り組んでいる ○フード系事業や絆サポートの活動が充実している ○地域福祉コーディネーターの活動が充実している ○食を通じた団体同士のコラボが進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域アセスメントの結果が十分活用できていない ○ボラセンなど住民主体による事業展開が十分でない ○助成事業はあるが活動している団体相互のつながりが不足 ○ボランティアの需給調整担当が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民への社協の役割や取組のさらなる情報発信 ○より決め細かなアウトリーチ活動 ○外国人への支援 ○長期的視点によるこどもたちに向けた福祉教育など
	(2) 住民主体による福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のプラットフォームの構築が進んでいる ○フードドライブなど食を通じた取組ができている ○絆サポート、市民後見人の育成ができている ○活動立ち上げの支援を幅広く行うことができている ○住民懇談会を開いている 	<ul style="list-style-type: none"> ○潜在的なニーズの把握が難しい ○民生委員児童委員や自治会・町会関係など、一部の人のつながりに留まっている ○活動場所の確保や新たな居場所づくりの開拓ができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動団体に社会福祉法人も加わった、連絡会の組織と活動者の確保 ○現在は蒲田のみとなっている、活動拠点の各地域への地域展開 ○課題提起の働きかけとしてのボランティアセンターの機能の充実
	(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉コーディネーターにより生活課題の把握が本格化してきている ○サロンなどの場があり、参加支援がきめ細かく行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別支援から参加支援につなげるスキルが不足している ○活動場所の確保や新たな居場所づくりの開拓ができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別支援の課題抽出、コーディネート、実践への展開方法など、仕組みとしての、個別支援、参加支援、地域づくり支援の連携 ○個別支援と地域支援をつなげる的確な業務体制 ○支援のための、エコマップの整備と情報共有の仕組みづくり
	(4) 地域福祉活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○住民懇談会により、住民が主体のリボン計画が策定されている ○大田区地域福祉計画と連動した内容となっている ○経営計画とも連動している 	<ul style="list-style-type: none"> ○実務の中で、リボン計画を意識する職員が少ない ○中間見直し、PDCAサイクルに応じた見直しができていない ○区域が広いので、小地域活動計画の策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体を中心に据えた計画づくり ○計画の評価方法の検討の検討（住民懇談会を活用するなど） ○職員も参加できる機会の確保
III 相談支援・権利擁護部門	(1) 包括的な相談と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各部署に相談窓口がある ○相談を断らずに関係機関と連携し、受けとめる体制ができている ○個別支援の事例が蓄積されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンストップでないため、情報の共有や連携が必要となっている ○相談記録の共有などのルールが必要である ○支援がパターン化している 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援に関する職員のさらなるスキルアップ、研修 ○各部署の相談でのインテークやアセスメントシートの共有化 ○個人情報の管理の徹底 ○多様な機関との連携とその拡大方法
	(2) 相談支援業務のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○チーム支援ができている ○事例検討会議でのケースの共有が進んでいる ○担当の偏りが改善されてきている 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の対応フローが十分できていない ○中長期的な相談マネジメントが十分できていない ○係を横断したケース検討の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関での対応、連携 ○相談援助技術のさらなる向上、スーパービジョンの充実 ○支援計画、モニタリング、記録など支援の振り返りが一層必要
	(3) 地域における多機関協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関協働での連携が順調に進んでいる ○高齢者分野のケアマネ、サービス事業所、障害者分野の相談支援事業所との連携が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者分野、教育分野や当事者団体とのつながりが十分できていない ○高齢者の分野も協議のさらなる深まりが必要 ○支援者相互の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人意向の尊重や意思決定支援に対する理解 ○エコマップの整備などによる、地域把握と多様な主体の活動や役割を把握 ○法人協のつながりを活用し、連携の強化
	(4) 権利擁護支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○後見センターの専門相談や法人後見、権利擁護支援検討会議等の仕組みがある ○老いじたく事業を開始した ○研修参加を通じた人材育成ができている 	<ul style="list-style-type: none"> ○体制は整備されたが、活用しきれていない ○相談件数、市民後見人など、地域の担い手や取組がまだ十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護の意識の徹底や資源のさらなる開拓 ○権利侵害の予防・発見ができるような研修の実施 ○人材の専門性の向上、活動の場を広めるフォローアップ ○認知症や精神疾患の知識を深める研修などの実施

第3章

経営計画の考え方

1 基本的な考え方(経営理念・経営方針)

大田区社協は、地域生活課題の解決を通して、誰もがささえあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな福祉社会」の実現をめざし、平成 26(2014)年3月に経営理念・経営方針を制定し、実践してきました。経営計画においては、この経営理念・経営方針を基本的な柱として策定します。

◆経営理念

平成 26(2014)年3月制定

大田区社会福祉協議会は、
このまちで暮らし、働き、学ぶ人々との信頼と協力に基づいて、
豊かな福祉社会の実現をめざします。

◆経営方針

大田区社会福祉協議会は、公益性の高い団体として、安定した法人経営が求められているとともに、社会福祉法人としての性格上、経営の効率性を超えて必要なサービスの提供を求められるときがあります。法人として、これらの「社会的責務」を担っていくためには、次に掲げる方針に基づいた経営を進め、日々の活動を通じて地域の期待に応えられる能力を培っていきます。

1. 地域社会との連携強化

- ① 地域の課題を、地域の人々と協力して解決することに努めます。
- ② 地域福祉の推進に向けて、行政等と住民の橋渡し役を務めます。

2. 権利の擁護と説明責任の徹底

- ① 個人の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が護られる生活の実現を支援します。
- ② 会員、寄附者、福祉サービス利用者等とのコミュニケーションを積極的かつ丁寧に行い、社会福祉法人としての説明責任を果たします。

3. 提供するサービスの向上と人材の育成

- ① 地域の人々等から寄せられる評価を謙虚に受け止め、法人が提供するサービスの質の向上に努めます。
- ② 業務に従事するすべての職員の能力の向上と全人的な成長を目的として、人材の育成と訓練を行います。

4. コンプライアンスと組織統治の確立

- ① 関係法令や法人としての理念、諸規程、社会的慣習等を遵守した経営に努めます。
- ② コンプライアンスを徹底し、適切な経営を可能とする体制を構築して、組織全体を統治します。

5. 財務基盤の安定

- ① 適正な収益を確保し、安定的な財務基盤の確立に努めます。
- ② 経営状況や財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理に努めます。

2 経営理念・経営方針に基づく経営戦略の方向性

経営理念・経営方針を実現するために、大田区社協は、部門別の分析や課題に基づき、次の3つの方向で経営戦略を定めます。

(1) 多様な福祉ニーズに応じた事業展開

【地域福祉活動推進部門】【相談支援・権利擁護部門】

大田区社協の強みとして、ささえあいを基礎とする地域活動、フードドライブやほほえみごはんなどのフード系事業が活発なこと、地域福祉コーディネーターの配置とサロン活動などが挙げられましたが、これからはそれらの「連携・協働の場(プラットフォーム)」と「地域福祉の実践(ソーシャルアクション)」が必要で、福祉ニーズのさらなる把握が課題とされています。

また、複雑化した地域生活課題に対応するために、属性や分野を超えて、さまざまな機関や団体と協力しながら対応することが求められています。大田区社協はあらゆる機関とのネットワークづくりを推進し、多様な福祉ニーズに応じた事業展開を進めます。

(2) 未来を見据えた組織経営基盤の強化 【法人経営部門】

社協経営指針チェックリストでの職員自己評価では、半数前後の職員がどの取組も「ある程度できている」と考えており、事業環境分析でも、安定した収入や区との関係を強みとする意見が出されました。

一方で、構成員の偏り、住民会員の少なさ、多様な財源の確保など、変化の激しい時代環境の中で、地域社会に責任をもって貢献していくための、理念・目標・体制の整備とあわせた、組織経営基盤の強化、戦略が課題となっています。

5年後、10年後、さらにその先も持続可能な組織として地域福祉推進の中核的な役割を果たしていくため、大田区社協の組織経営基盤を強固なものにしていく必要があります。そこで、職員体制や財務面、行政との関係性や今後の事業実施体制などを見える化し、住民や行政に対する説明責任を果たしつつ、着実に組織の基盤固めに必要な取組を行います。

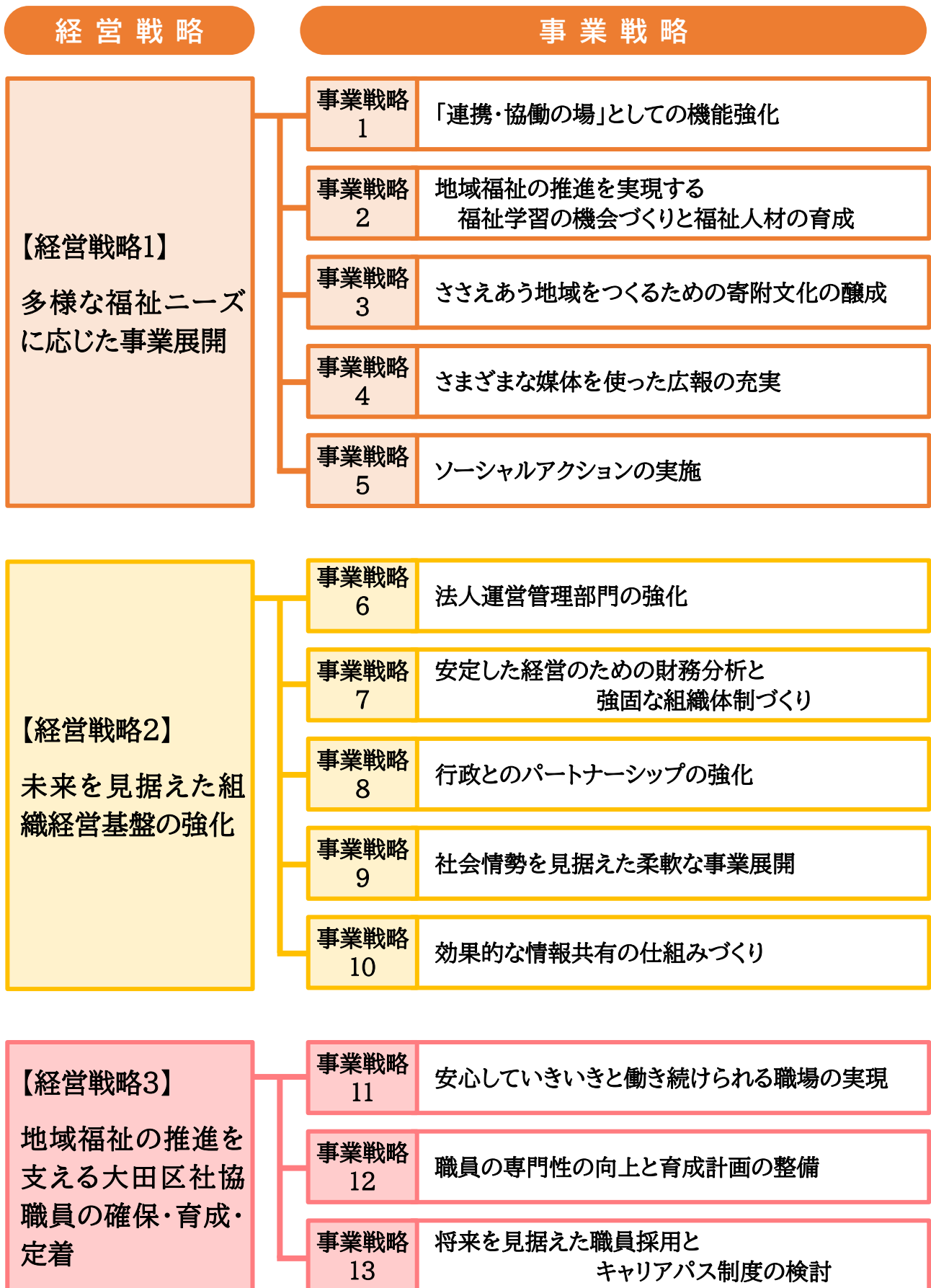
(3) 地域福祉の推進を支える大田区社協職員の確保・育成・定着

【法人経営部門】

大田区社協の強みは、この5年間で職員採用、特に社会福祉士などの資格取得者の採用を増やし、個別支援や地域支援の地域福祉の推進や、権利擁護事業などの専門性を担う方向に転換したことにあります。一方で職員アンケート調査の分析では在籍年数によって組織の理解度に差がある、また事業環境分析では採用後の育成・定着・支援やメンタルヘルスケアの問題が挙げられるなど、職員の採用・育成ビジョンが課題となっています。

大田区社協が持続可能な組織として事業を継続していくためには、今後一層の職員の確保・育成・定着が最重要課題です。また、人材たる職員の専門性の担保もこの課題を解決していくために必要な要素であり、これらについて計画的・戦略的に取り組みます。

3 経営戦略の体系



第4章 経営戦略ごとのアクション

経営戦略1 多様な福祉ニーズに応じた事業展開

【考え方】

複雑化した地域生活課題に対応するために、属性や分野を超えて、さまざまな機関や団体と協力しながら対応することが求められています。大田区社協はあらゆる機関とのネットワークづくりを推進し、多様な福祉ニーズに応じた事業展開を進めます。

また、広報の強化を図り、地域の課題解決に必要なソーシャルアクションに取り組みます。

【事業戦略】

事業戦略1 「連携・協働の場」としての機能強化

【内容】

複雑化した地域生活課題の解決のためには、住民をはじめ多様な主体³が連携・協働していくことが重要なポイントです。

これらの主体とともに地域福祉を推進するための機能強化を行います。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①プラットフォームづくりの推進（地域共生担当）
- ②住民懇談会の開催（計画・組織基盤・人材育成担当、地域共生担当）
- ③情報管理ツールを有効に活用した社会資源リストやマップの作成（地域共生担当・ボランティア担当）
- ④ボランティアや活動団体登録のデータベース化と活用（ボランティア担当）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①プラットフォームづくりの推進	年1か所増				年1か所増 (評価)
②住民懇談会の開催	年1回				年1回 (評価)
③情報管理ツールを有効に活用した社会資源リストやマップの作成	実施				実施 (評価)
④ボランティア活動団体登録のデータベース化と活用	実施				

³ 多様な主体：これからの地域福祉の推進をともにする地域住民組織や様々な活動団体、社会福祉事業者、団体・企業等のほか、福祉以外の部局も含む行政及びあらゆる地域の関係者、担い手を指す。

事業戦略2 地域福祉の推進を実現する福祉学習の機会づくりと 福祉人材の育成

【内容】

大田区社協では、地域の法人やボランティア団体と共に「夏！体験ボランティア」の開催や福祉学習の取組として小学校の総合学習の時間への対応（高齢者疑似体験、車椅子、点字、白杖等の体験）、市民後見人や同行援護従業者の養成を実施しています。

地域福祉の推進を実現することは社協としての大きな使命であり、その使命を遂行するためには何よりも地域を理解し、共に活動する多世代の仲間を増やすことが必要です。「みんなでつくる 共につながりあう まち」の実現に向けて、地域課題を自分事として捉え、互いに支えあうことの大切さを学ぶ機会を、地域の皆様と共に作っていきます。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①現在行っている「夏！体験ボランティア」をはじめとした福祉学習の現状と課題を整理したうえで、広い意味で福祉を学べる福祉学習プログラムの体系化と提案
（ボランティア担当、地域共生担当）
- ②福祉学習推進のボランティア（仮称 福祉学習サポーター）の養成
（ボランティア担当、地域共生担当）
- ③市民後見人や同行援護従業者などの養成（後見推進担当、計画・組織基盤・人材育成担当）
- ④おおた福祉ネット（大田区社会福祉法人協議会）の事務局として、ネットワークを活かした地域の福祉人材確保・育成への取組
（計画・組織基盤・人材育成担当、地域共生担当、ボランティア担当）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①「夏！体験ボランティア」をはじめとした福祉学習プログラムの体系化と提案	プログラムの体系化	学校向けの説明会プログラムの実践	プログラムの実践と改定	●————→	
②「福祉学習推進のボランティア（仮称 福祉学習サポーター）」の養成	養成プログラムの検討	養成プログラム作成	養成プログラム実施	●————→	
③市民後見人や同行援護従業者などの養成	養成研修の開催	●————→			
④おおた福祉ネットによる福祉人材確保・育成への取組	取組内容の検討・実施	●————→			

事業戦略3 ささえあう地域をつくるための寄附文化の醸成

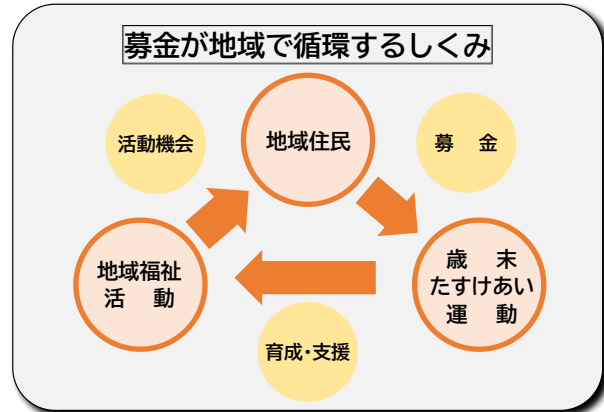
【内容】

大田区社協は、地域の中で必要とされる福祉活動に還元するために、募金や会員会費、寄附を呼びかけていく、重要な役割を担っています。

誰もが支え手であり受け手ともなり得る地域共生社会の実現に向けて、募金や寄附によるささえあいが地域に根付くよう努めます。

【事業戦略の実現に向けた取組】(担当)

- ①赤い羽根共同募金、歳末たすけあい・地域ふれあい募金、社協会員会費、寄附の現状確認と、今後の推進方法についての検討
(仮称 募金・会費・寄附プロジェクト)
- ②募金や会員会費、寄附の活用方法の見える化と新規事業を含めた活用方法についての検討
(計画・組織基盤・人材育成担当)
- ③募金や会員会費、寄附に関する職員研修の定期開催と情報共有
(計画・組織基盤・人材育成担当)



【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①赤い羽根共同募金、歳末たすけあい・地域ふれあい募金、社協会員会費、寄附の現状確認と、今後の推進方法についての検討	検討会実施 ・現状確認 ・課題の洗い出し	検討会の実施 ・課題解決に向けた方策の検討	検討内容の実施	→	
②募金や会員会費、寄附の活用方法の見える化と新規事業を含めた活用方法についての検討	検討会実施 ・現状確認 ・課題の洗い出し	検討会の実施 ・課題解決に向けた方策の検討 ・社協内部の	検討内容の実施	→	
③定期的な共同募金や社協会員に関する研修会の実施と情報共有	研修会 (年2回)	研修会 (年2回)	研修会 (年2回)	研修会 (年2回)	研修会 (年2回)

ポイント

◇共同募金と寄附金の実績 (単位：円)

●共同募金は、大田区が都内で一番の実績となっている。

年 度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
赤い羽根共同募金	38,715,930	30,209,480	30,121,549	32,281,718	32,830,577
歳末たすけあい募金	43,387,970	35,947,473	37,754,764	36,923,961	38,035,807
寄附金	2,766,079	70,651,008※	26,757,934※	4,666,045	—

※ 遺贈による高額寄附。

事業戦略4 さまざまな媒体を使った広報の充実

【内容】

また、住民や地域団体、企業への認知度や共感をさらに高めるため、より多様な主体や多世代、多国籍に呼びかけられるさまざまな媒体を駆使し、戦略的かつ計画的な広報を展開します。

「社協は何をやっているのかわからない」「社協を知らない」という声を払拭し、「こういうことをやっているところなら協力したい」、「参加したい」と思ってもらえる組織となるために、広報紙（おおた社協だより、ボランティアコミュニケーション）やホームページ、X（旧：Twitter）などを通して社協事業や地域活動の周知啓発をさらに進めます。

また、住民や地域団体、企業への認知度や共感をさらに高めるため、より多様な主体や多世代、多国籍に呼びかけられるさまざまな媒体を駆使し、戦略的かつ計画的な広報を展開します。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①現状活用している広報媒体の整理と広報戦略委員会の体制見直し（業務統括会、広報戦略委員会）
- ②ターゲットを絞った戦略的な広報（映像）の実施（広報戦略委員会、庶務担当）
- ③大田区社協パンフレットの作成（パンフレット委員会、全部署）
- ④広報紙の内容拡充と配架先の拡大等（業務統括会、広報戦略委員会）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①広報媒体の整理、広報戦略委員会の体制見直し	課題整理検討 体制見直し	方向性決定 ●	→		
②大田区社協イメージ動画 作成プロジェクト	各ターゲット層 に向けた内容の 整理	配信 閲覧件数 ●	イメージ動画 ブラッシュアップ	→	
③パンフレットの作成	パンフレット 委員会発足・ 発行	事務所移転を ふまえた見直し ●	発行	→	
④広報紙の内容拡充と配架先 の拡大	課題整理 配架方法検討	目標発行数の 検証 ●	→		

ポイント

◇各種広報媒体の実績

年 度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
おおた社協だより	820,700部	656,000部	600,000部	520,000部	—
ボランティア コミュニケーション	39,000部	39,000部	32,500部	54,000部	—
ホームページ アクセス	80,124回	207,783回	178,620回	143,087回	—
フォロワー数※	—	—	644件	1,080件	1,404件

※ 令和5(2023)年度は、令和6(2024)年1月24日現在の数

事業戦略5 ソーシャルアクションの実施

【内容】

社協の使命である地域福祉の推進に必要な事業を先駆的に実施するため、個別支援、地域支援等の地域福祉実践の中での気づきや把握したことを、自らのなかでとどめることなく、組織内で共有し、課題解決のために必要な提言などを行うこと（ソーシャルアクション⁴）の実施に取り組みます。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①個別相談や支援から見てきた地域生活課題について、社協内及び住民・行政等と共有できる場の設定と提言の実施（地域共生担当ほか関係する各部署）
- ②地域生活課題の解決に向けた事業の企画立案とモデル事業等の実施と提言の実施（全部署）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①地域生活課題について共有できる場の設定と提言実施	検討 一部実施	実施	●————→		
②地域生活課題解決に向けた事業の企画立案とモデル事業等の実施と提言の実施	検討 一部実施	実施	●————→		

ポイント

「社会福祉協議会基本要項 2025(仮称)」に向けて

現在、全国社会福祉協議会では、令和7年度に上程される、新たな基本要項（「社会福祉協議会基本要項 2025」）に向けた検討を進めています。その中で、現在、社会福祉協議会の使命・目的・機能については、次のような方向性が提言されています。

●社協の使命

社協は、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者と「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を進める

●社協の組織特性

社協は、住民（組織）と地域の関係者によって構成され、次の4つの組織特性を有する

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域の実情に応じた地域福祉を創造する運動体であり、実践する事業体組織
- ③公共性・公益性の高い民間非営利組織
- ④市区町村、都道府県・指定都市、全国各段に設置されているネットワーク機能

●社協の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②つながりづくりの原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則
- ⑦行政とのパートナーシップの原則

●社協の機能

- ①住民ニーズの把握機能
- ②多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進機能
- ③総合相談支援機能
- ④権利擁護支援機能
- ⑤連携・協働の促進、組織化機能
- ⑥福祉活動・事業の企画・実施、提案、支援機能
- ⑦調査研究、計画、ソーシャルアクション機能
- ⑧広報、福祉教育機能
- ⑨災害等非常時の支援機能
- ⑩福祉人材の確保・育成機能
- ⑪地域福祉財源の確保・助成機能

⁴ ソーシャルアクションとは、広い意味での社会福祉活動の一形態で、地域住民や当事者のニーズに応じて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの改善、また新たに制度やサービスの拡充・創設をめざして、議会や行政機関に働きかける組織的な活動をいう。

経営戦略2 未来を見据えた組織経営基盤の強化

【考え方】

5年後、10年後、さらにその先も持続可能な組織として地域福祉推進の中核的な役割を果たしていくため、大田区社協の組織経営基盤を強固なものにしていく必要があります。そこで、職員体制や財務面、行政との関係性や今後の事業実施体制などを見える化し、住民や行政に対する説明責任を果たしつつ、着実に組織の基盤固めに必要な取組を行います。

【事業戦略】

事業戦略6 法人運営管理部門の強化

【内容】

大田区社協では、法人運営の強化を図るため、平成 31（2019）年4月に「法人運営センター」を新規に設立しました。それから5年、展開する事業の拡大とともに職員数が増えていることに加え、育児や介護に伴う時短勤務といった多様な働き方への配慮も求められ、職員の労務管理や会計などの財務、そして法務など、法人運営に関連する業務も複雑化・多様化の一途をたどっています。

絶えず変化を続ける福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため「福祉分野の専門性」を高めることはもちろんですが、「福祉分野にとどまらない財務や法務などの専門性」も強化することで、盤石な組織体制の構築に努めます。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①専門家の助言や支援も含めた法人運営業務（財務・労務・法務・税務）の最適化
（総務担当、庶務担当）
- ②従来の庶務・経理といった意味での事務管理部門から、事業全体の管理や各部門相互の事業展開の調整を行うための管理部門のマネジメント機能の強化
（総務担当、庶務担当、計画・組織基盤・人材育成担当）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①法人運営業務の最適化	職員ごとの 職務分担 見直し	人員体制の 見直し	課題整理 & 評価	●————→	
②管理部門のマネジメント機能の強化	係ごとの 業務分担 見直し	課題整理 & 評価	●————→		

事業戦略7 安定した経営のための財務分析と強固な組織体制づくり

【内容】

大田区社協の財源（令和4（2022）年度決算）において、行政等からの補助金収入が占める割合が54.4%、受託料収入が22.1%と、自主財源よりも大きな割合を占めています。

経営戦略1で挙げた、多様な福祉ニーズに応じた事業展開を、機動性を持ちつつも持続可能な組織として、責任を持って取り組むためには、長期的にも安定した自主財源を確保することが必要です。そのため、客観的な視点での財務分析を定期的に行い、先駆的な事業実施にも対応できる強固な組織体制づくりを組織全体で取り組みます。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①定期的な財務分析の実施（総務担当、庶務担当）
- ②財務分析の内容の理解促進に向けた職員研修の実施（総務担当、庶務担当）
- ③財務分析の結果をふまえた自主財源確保に向けての計画策定と実施
（業務統括会、総務担当、庶務担当）

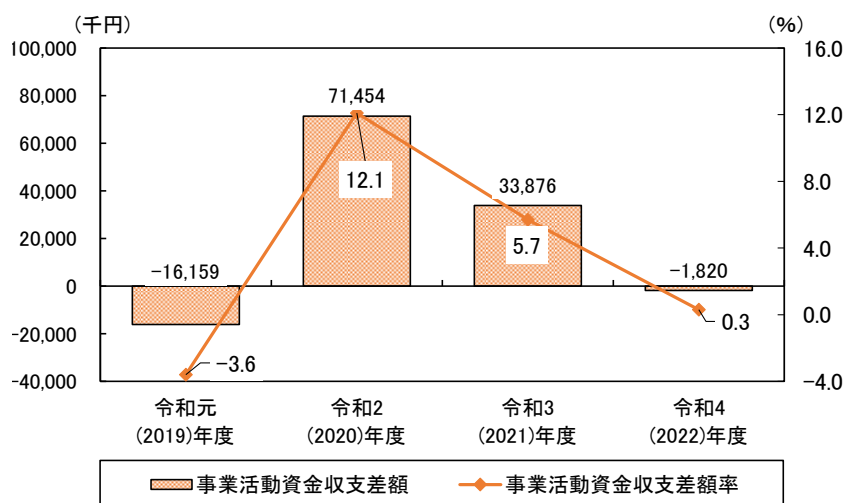
【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①定期的な財務分析	実施	●————→			
②財政状況についての職員研修	実施	●————→			
③財源確保に向けた計画策定と実施	計画策定	取組実施	●————→		

ポイント

- 事業活動資金収支差額とは、事業活動による資金収入と資金支出の差額を指します。事業活動収入の合計からこの収支差額を除いた割合が、事業活動資金収支差額率（%）であり、社会福祉法人会計において、事業の持続性を図る指標のひとつとなっています。
- 大田区社協における本指標の3年間の推移をみると、年度で変動が大きいことから、今後は指標を安定させていくための、収入の確保方策等が必要になっていくものと考えます。

図 事業活動資金収支差額および差額率の推移



出典：大田区社会福祉協議会 資料より

事業戦略8 行政とのパートナーシップの強化

【内容】

大田区と大田区社協は、「大田区版地域共生社会の実現」に向けてそれぞれの地域福祉計画、地域福祉活動計画について、取組を進めています。

今後も、地域共生社会実現に向けて一体的に取り組んでいく体制を保つには、互いのパートナーシップが欠かせません。大田区社協が「地域福祉を推進する中核的な団体」として果たすべき役割や事業の方向性、補助金や受託料など予算に関することなどの他、事業などの進め方について大田区と協議する場を定期的に設け、揺るぎないパートナーシップの強化につなげます。

また、大田区福祉部だけでなく、子ども家庭部、教育委員会、健康政策部、地域力推進部（特別出張所）なども含めた他の部署との連携についても積極的に取り組みます。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①互いの意見を尊重しながらより良い関係性を構築するため、行政と大田区社協で意見交換を行う「勉強会」の継続的な開催（経営計画プロジェクト）
- ②行政と大田区社協の相互理解を深める取組の実施と、事業での連携強化（全部署）
- ③地域福祉計画など※と地域福祉活動計画を連携して策定し、進捗管理も情報共有をするなどした関係性の継続（計画・組織基盤・人材育成担当ほか関係する各部署）
- ④今後の受託料や補助金に係るスケジュールの調整やルールなどの協議（庶務担当ほか関係する部署）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①行政と大田区社協が意見交換を行う「勉強会」の継続的な開催	実施 (年3回)				
②行政と大田区社協が互いに理解するための取組と連携強化	取組や連携方法について検討	実施			
③地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携と進捗管理	実施 (年2回)				実施 (毎月) ※計画策定あり
④受託料等の取り扱いについての検討	実施 (年6回) ※進め方協議	実施 (年3回)			

※ 3ページの関連計画を指す

事業戦略9 社会情勢を見据えた柔軟な事業展開

【内容】

社協が地域福祉の中核的団体としての使命を果たしていくために、常に社会情勢を見つめ、地域の福祉課題解決のために求められる事業等を実施していくことが必要です。

理事会など、役職員や会員に、今後の事業の方向性や実施事業を整理しながら新たな事業展開を進めていく体制整備を行います。

【事業戦略の実現に向けた取組】

- ①今後の事業展開についての役職員や会員への内容共有（総務担当、庶務担当）
- ②毎年の事業評価実施と事業評価実施に伴う体制や様式等の整備（仮称 事業評価プロジェクト）
- ③全事業の5年計画の作成と、それに伴う人材、財源、設備等の明確化（全部署）
- ④事業評価の情報公開（仮称 事業評価プロジェクト）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①今後の事業展開についての役職員や会員への内容共有	実施方法の検討	実施1回 (理事会・評議員会)			
②毎年の事業評価実施と事業評価実施に伴う体制や様式等の整備	検討（プロジェクト立ち上げ）	事業評価開始			
③全事業の5年計画の作成と、それに伴う人材、財源、設備等の明確化	事業ごとに5年計画を作成	進捗確認見直し等			次5年の計画作り
④事業評価の情報公開	検討	実施			

事業戦略 10 効果的な情報共有の仕組みづくり

【内容】

大田区社協では、業務の効率化を図るために平成 29(2017)年度よりグループウェア（組織内情報共有システム）を導入しています。

しかし、近年の相談支援業務では、複合化・複雑化した課題を抱えたケースへの対応が増えており、部門を超えた連携や係間でのより効率的で効果的な情報共有方法が求められています。また、令和 8(2026)年度には「蒲田西地区都区合同庁舎（仮称）」への移転を予定していることから、新たなネットワーク環境の構築についても検討が必要な状況です。

こうした現状をふまえ、部門間での共有が必要な情報や個人情報の取扱いに関する整理を進めるとともに、相談支援システムの統一または各係共通相談支援システムの導入なども検討することで、相談支援の質の向上や業務効率の改善に努めます。

【事業戦略の実現に向けた取組】（担当）

- ①個人情報保護法の改正等をふまえた、大田区社協での情報管理に関するルールの整備（庶務担当、総務担当）
- ②各部署で使用している相談支援システムについての課題整理と効果的な情報共有方法の検討（全部署）
- ③庁舎移転を見据えた新たな内部情報ネットワーク環境の構築（庶務担当、総務担当）

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①情報管理に関する整備	課題整理 & 規程要綱整備	運用上の 課題整理	本格運用 開始		
②部門を越えた連携のあり方 について検討	課題整理	効果的な 情報共有方法 の検討	本格運用 開始		
③庁舎移転後の内部情報ネット ワーク環境の構築	構築環境の 課題整理 (ハード・ソフト)	ソフト面整備	環境移転 (ハード面整備)		

経営戦略3 地域福祉の推進を支える大田区社協職員の確保・育成・定着支援

【考え方】

少子高齢化の影響もあり、福祉人材の確保は年々困難さを増しており、大田区社協も例外ではありません。持続可能な組織として事業を継続していくためには、職員の確保・育成・定着が最重要課題です。

また、人材たる職員の専門性の担保もこの課題を解決していくために必要な要素です。

【事業戦略】

事業戦略11 安心していきいきと働き続けられる職場の実現

【内容】

大田区社協は、ここ数年で職員数が拡大し、正規職員、契約職員、業務補助員等さまざまな雇用形態の職員が働いています。

各職員の労務管理を適切に行い、公正な処遇の確保など働き方改革を適切に推進していきます。

さらに、職員自身が心身ともに健康な状態で十分な力を発揮することができるよう、また、大田区社協への就職を希望する方へのアピールにもなり得るよう、労働環境や待遇面、メンタルヘルスなどを考慮し、安心して働き続けられる職場として必要な取組を行います。

【事業戦略の実現に向けた取組】(担当)

- ①働き方改革の適切な推進と、「介護・育児・治療」と「仕事」の両立支援策の具体化など、仕事と生活を調和させるワーク・ライフ・バランス施策の整備・充実
(庶務担当、総務担当、衛生委員会)
- ②職員が気軽に相談できる窓口の設置等、心の不調を未然に防ぐ仕組みづくりの検討・導入
(庶務担当、総務担当、衛生委員会)
- ③ハラスメント防止対策の徹底に向けた職層に応じたハラスメント防止研修の実施
(庶務担当、計画・組織基盤・人材育成担当)
- ④職場内のより良い人間関係構築に向けたメンター制度⁵の実施検討
(計画・組織基盤・人材育成担当)

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①「介護・育児・治療」と「仕事」の両立支援策の具体化	現状把握 課題整理	実施	●————→		
②メンタル相談窓口の設置や、メンタルヘルス研修の定期開催	検討	実施	●————→		
③ハラスメント防止研修	実施 (年1回)	●————→			
④メンター制度の検討	検討	実施	●————→		

⁵ メンター制度：「メンター制度」は、いわゆる「斜めの関係」として先輩職員が後輩職員の申出等を受けて助言等の支援を行う仕組みであり、職場環境への円滑な適応、能力開発・専門性習得等のキャリア形成、仕事と生活の両立等に向けて、上司や人事当局の役割を補うものとしての活用が期待されている。

事業戦略 12 職員の専門性の向上と育成計画の整備

【内容】

地域福祉の推進に向けてさまざまな事業に取り組む職員の「大田区社協職員として」の、そして「ソーシャルワーカーとして」の自覚を促すとともに、地域福祉活動計画を実践する人材として、大田区社協の職員として、知識や実践力の向上をめざし、計画的に取り組めます。

【事業戦略の実現に向けた取組】(担当)

- ①人材育成基本方針に基づいた「目指すべき職員像」の確立と「職員育成計画」の整備
(計画・組織基盤・人材育成担当)
- ②新任職員の組織への適応力と視野の拡大をめざしたOJTの本格導入(全部署)
- ③組織運営面と福祉専門職の両側面からの職員育成を基本とした大田区社協独自の研修プログラムの充実(計画・組織基盤・人材育成担当)
- ④職務の能率及び質の向上を図るための資格取得制度の検討・実施(計画・組織基盤・人材育成担当)

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①目指すべき職員像の確立と職員育成計画の整備	職員像の検討とそれに基づく育成計画の検討	職員育成計画の整備・施行	●————→		
②OJTの本格導入	OJTの導入について検討	制度の整備とOJT担当者の任命	●————→		
③研修プログラムの充実	組織運営面と福祉専門職の両側面で必要な研修の内容整理	職員育成計画に基づく研修実施	●————→		
④資格取得支援制度の再整備	検討実施	●————→			

ポイント

◇育児休業取得率・有給取得率

年 度	令和4(2022)年度
育児休業取得率	100.0% (男性 100.0%、女性 100.0%)
有給取得率	71.87%

◇職員の離職率

年 度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
職員の離職率	3.2%※	0.0%	0.0%

※ 常勤職員 32 名中 1 名退職(定年退職を除く)

事業戦略 13 将来を見据えた職員採用とキャリアパス制度の検討

【内容】

大田区の地域福祉を着実に推進していくためには、中・長期的な展望による職員採用や、有期雇用契約職員を含めた職員の配置・業務量の最適化が必要です。

組織の継続と今後の事業展開を考慮しながら、時代やニーズに応じた事業展開に応じた職員採用・配置を行います。

また、若年層の採用後においては、職員が自らのキャリアアップの道筋を描くことができ、それぞれのキャリアパスの段階に応じて共通に求められる能力の向上を段階的・体系的に習得することができる仕組みづくりをおこないます。

【事業戦略の実現に向けた取組】(担当)

- ①業務量の算定方法の検討と、各担当部署の職員配置と業務量の最適化(事業評価プロジェクト)
- ②組織目標から見た人事評価と人材育成に主眼を置いた評価のフィードバック体制の構築(管理職)
- ③職員がやりがいを持って働くためのキャリアパス制度についての検討(計画・組織基盤・人材育成担当、業務統括会)
- ④より良い人材を確保するための早期採用活動に向けた取組の実施(庶務担当)

【スケジュール】

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
①業務量の算定方法の検討と職員配置と業務量の最適化	検討		実施		
②組織目標から見た人事評価と人材育成に主眼を置いた評価のフィードバック体制の構築	検討		実施		
③職員がやりがいを持って働くためのキャリアパス制度についての検討	検討		実施		
④より良い人材を確保するための早期採用活動に向けた取組の実施	課題整理 一部実施	本格実施			

ポイント

◇有資格者数(正規職員のみ、重複あり)

資格	職員数
社会福祉士	38/44人(86.3%)
精神保健福祉士	10/44人(22.8%)
介護福祉士	6/44人(13.7%)

資格	職員数
保育士	3/44人(6.9%)
公認心理師	2/44人(4.6%)
介護支援専門員	16/44人(36.4%)

◇令和6(2024)年4月1日現在の年齢構成と10年後(令和16(2034)年4月1日)の年齢構成

令和6(2024)年 4月1日	職員数	10 年後	令和16(2034)年 4月1日現在	職員数
20代	4名		20代	0名
30代	8名		30代	4名
40代	14名		40代	8名
50代	17名		50代	14名
60代	1名		60代	1名
定年退職後	—		定年退職後	17名(継続雇用職員9名/継続雇用後退職8名)
合計	44名		合計	36名(定年前職員27名/継続雇用職員9名)

第5章 計画の推進体制

1 PDCAサイクルでの推進体制

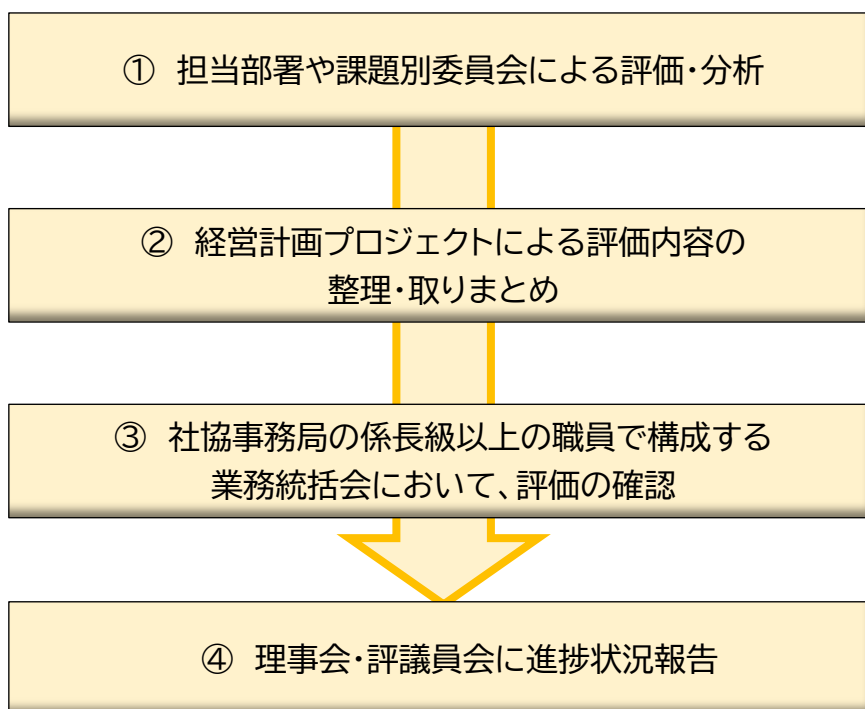
本計画は、「計画策定(Plan)」⇒「実行(Do)」⇒「評価(Check)」⇒「Action(改善)」のPDCAサイクルによる進行管理と評価を行っていきます。

各事業戦略について、担当部署や課題別の委員会等により取組を推進し、毎年度、達成度のチェック、評価を進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、社協内に経営計画プロジェクト設置し、事業戦略ごとの取りまとめや担当部署や課題別委員会との調整を行いながら、進行管理を行います。

(1) 毎年度の進行管理の流れ



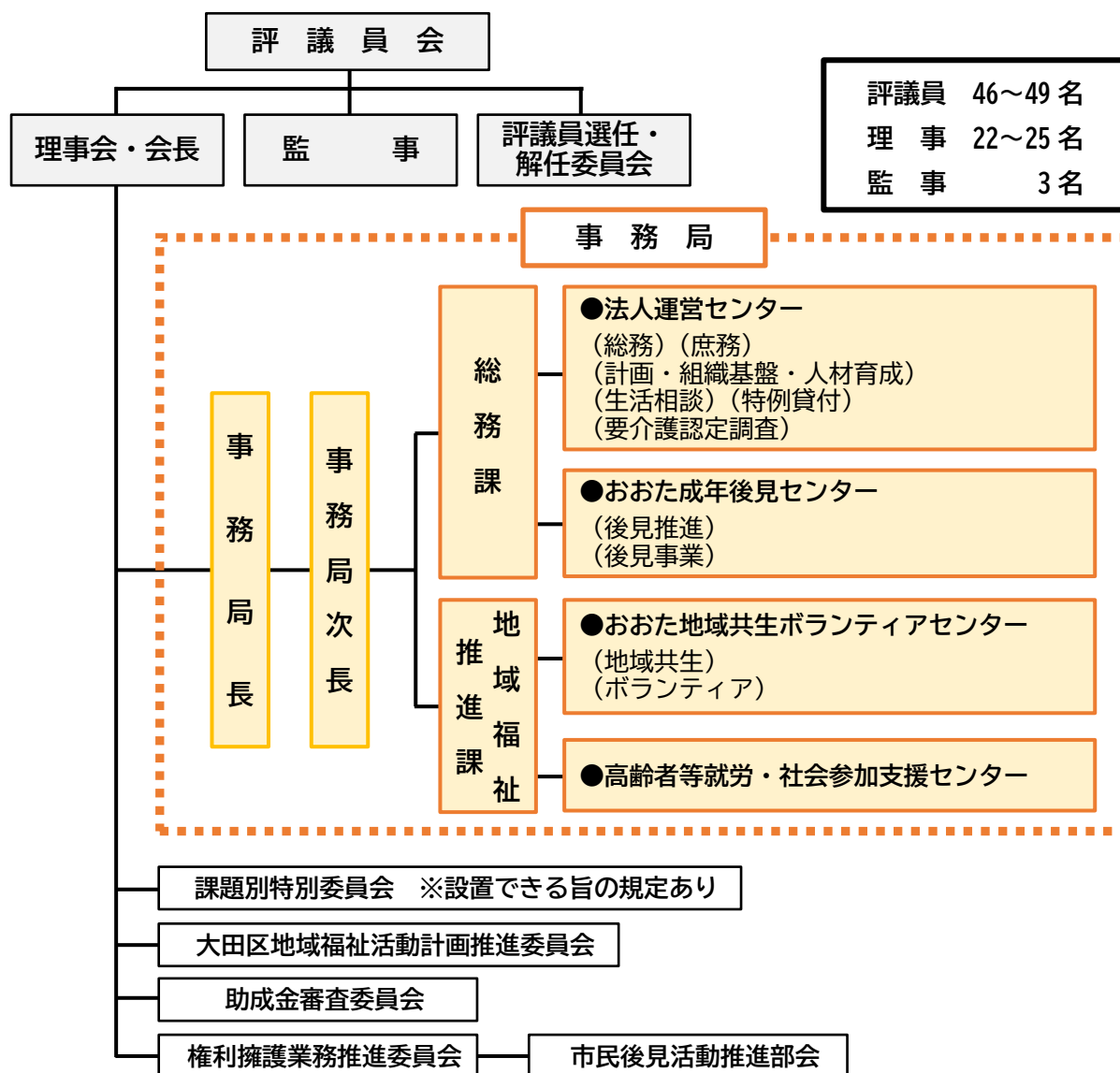
参考資料

1 大田区社協の組織について

大田区社協の組織は、以下のとおりとなっています。

■大田区社会福祉協議会の組織図

(令和6(2024)年3月31日現在)



2 大田区社協の財務状況について

大田区社協の令和4(2022)年度から過去5年間の財務状況は、以下のとおりとなっています。

■大田区社会福祉協議会の財務状況表(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)

(単位：千円)

		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	
貸借対照表	資産	流動資産 (A)	85,935	74,045	170,325	201,630	191,597
		固定資産 (B)	536,190	543,492	544,359	551,877	538,130
		資産合計 (F=A+B)	622,125	617,537	714,684	753,507	729,727
	負債	流動負債 (C)	29,798	42,582	70,927	71,106	51,949
		固定負債 (D)	142,974	158,515	160,908	162,684	152,233
		負債合計 (G=C+D)	172,772	201,097	231,835	233,790	204,182
	純資産	純資産 (E=F-G)	449,353	416,440	482,849	519,717	525,545
次期繰越活動増減差額		57,846	41,956	108,365	145,233	151,060	
事業活動計算書	増減の部 サービス活動	サービス活動収益計 (a)	393,904	447,111	590,182	589,348	567,868
		うち自主事業	392	342	501	623	1,084
		サービス活動費用計	396,335	476,672	523,110	563,431	559,248
		サービス活動増減差額	-2,431	-29,561	67,072	25,917	8,620
	増減の部 サービス活動外	サービス活動外収益計 (b)	351	534	507	5,938	1,167
		サービス活動外費用計	0	2,978	0	0	0
		サービス活動外費用増減差額	351	-2,444	507	5,938	1,167
	当期活動増減差額 (c)		-3,968	32,890	66,410	36,869	9,788
	次期繰越活動増減差額		57,846	41,956	108,365	145,233	151,060
	収入合計 (e)=(a+b)		394,255	447,645	590,689	595,286	569,035

3 「あいちゃん」について

現在は、ボランティア活動の推進だけではなく、大田区社協のキャラクターとして、様々な事業の広報等で活躍している「あいちゃん」は、大田区内のボランティア活動の推進を図るために、平成3(1991)年11月に制定されたキャラクターです。

デザインの原案は、区内の中学生を対象に募集し、1,306点の中から決定しました。



大田区社会福祉協議会経営計画
令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

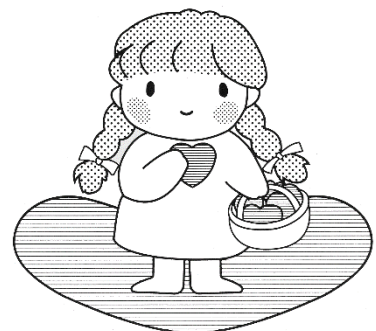
発行年月:令和6(2024)年3月

発行:社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7丁目49番2号

電話:03-3736-2021(代表)

ホームページ:<https://www.ota-shakyo.jp/>



大田区社協イメージキャラクター
あいちゃん

大田区社協からの お知らせ

社会福祉法人
大田区社会福祉協議会

令和6年3月8日

地域福祉コーディネーター等実践報告会を開催しました

令和6年3月2日（土）、大田区民ホール・アプリコにて地域福祉コーディネーター等実践報告会を開催しました。110名の来場者をお迎えし、日頃の取り組みについて報告しました。大勢の方々にご参加いただき、厚く御礼申し上げます。今後も地域共生社会の実現に向けて一丸となって取り組みます。



当日の様子



～報告内容～

- ①誰もが孤立しない地域づくりに向けた話し合いの場 矢口プラットフォーム
- ②住民と地域福祉コーディネーターで取り組む 気がかりを身近なところで話せる地域づくり
- ③誰もがつながりを持てる居場所と循環型の地域づくり
- ④誰もが活躍できる場・地域づくりを目指して
- ⑤子どもの居場所づくり事業 のびのび・わくわく
- ⑥多様な生き方にふれて「共に生きる」めざす福祉教育
- ⑦権利擁護支援と意思決定支援の浸透 地域の中で自分らしく生きる

来場者アンケートより

- ☺ 地域で民生委員・児童委員として活動しています。講演の内容がまさに自分たちのことだとわかりました。地域の中で活動している強みをもっと地域福祉コーディネーターさんたちと結びつけられたら素敵なのではないかと思いました。
- ☺ 子供への取り組みは大切です。特に教育・体験は重要と思います。自分が役に立ったり主体的に取り組めたことはいつまでも自信になると思います。
- ☺ どの活動も「心」ありきの活動で、気持ちのつながりが支援につながっていくところは同じなんだなと「心」をなくした大人にならないよう生活していこうと考えさせられました。